



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年4月1日 日曜日 第2355号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則..... 1

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 2

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... 14

愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... 19

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則..... 21

告 示

愛媛県売春防止対策本部設置規程の一部改正..... 22

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令..... 23

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 24

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... 90

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 106

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... 133

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令..... 145

愛媛県特別滞納整理班規程..... 147

愛のくに えひめ営業推進本部規程..... 148

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令..... 149

公 告

平成24年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査

の申請の時期及び方法等..... 151

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程..... 156

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則..... 158

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則..... 160

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令..... 161

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則..... 164

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... 164

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則..... 166

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正..... 172

県議会訓令

愛媛県議会議事務局規程の一部改正..... 173

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程..... 177

公営企業訓令

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令..... 186

規 則

○愛媛県規則第28号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
<p>（職の設置）</p> <p>第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知本 事庁 の 事 務 部</td> <td>部長、<u>営業戦略監</u>、局長 、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技 幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全 対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、 課長補佐、 所長、秘書、医幹、主幹、廃棄物監視指導官、検査班</td> </tr> </tbody> </table>		区分	職	知本 事庁 の 事 務 部	部長、 <u>営業戦略監</u> 、局長 、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技 幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全 対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、 課長補佐、 所長、秘書、医幹、主幹、廃棄物監視指導官、検査班	<p>（職の設置）</p> <p>第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知本 事庁 の 事 務 部</td> <td>部長、<u>、局長</u>、<u>えひめブランド推進統括</u> 監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技 幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全 対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、 課長補佐、<u>室長補佐</u>、<u>技術課長補佐</u>、<u>技術室長補佐</u>、 所長、秘書、医幹、主幹、<u>、検査班</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	職	知本 事庁 の 事 務 部	部長、 <u>、局長</u> 、 <u>えひめブランド推進統括</u> 監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技 幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全 対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、 課長補佐、 <u>室長補佐</u> 、 <u>技術課長補佐</u> 、 <u>技術室長補佐</u> 、 所長、秘書、医幹、主幹、 <u>、検査班</u>
区分	職										
知本 事庁 の 事 務 部	部長、 <u>営業戦略監</u> 、局長 、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技 幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全 対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、 課長補佐、 所長、秘書、医幹、主幹、廃棄物監視指導官、検査班										
区分	職										
知本 事庁 の 事 務 部	部長、 <u>、局長</u> 、 <u>えひめブランド推進統括</u> 監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技 幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全 対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、 課長補佐、 <u>室長補佐</u> 、 <u>技術課長補佐</u> 、 <u>技術室長補佐</u> 、 所長、秘書、医幹、主幹、 <u>、検査班</u>										

局	長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	局	長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付____、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐____、業務課長____、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、工事検査専門員____、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員____、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第29号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
目次		目次	
第1章 省略		第1章 省略	
第2章 本庁		第2章 本庁	
第1節 省略		第1節 省略	
第2節 職員（第15条の2 第20条）		第2節 職員（第16条 第20条）	
第3章 省略		第3章 省略	
附則		附則	
（局及び課）		（局及び課）	
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。	
省略		省略	
企画	省略	企画	省略
振興部	地域振興局 地域政策課、交通対策課、情報政策課、文化・スポーツ振興課	振興部	地域振興局 地域政策課、交通対策課、情報政策課、文化・スポーツ振興課、国体準備課

	国体準備局	国体準備課
省略		
経済 労働 部	管理局	産業政策課、立地推進課、観光物産課、 国際交流課、労政雇用課
	省略	
省略		

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2～5 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の推進に関すること。
- (2) 省略
- (3) 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関すること。
- (4) 行政手続に関する事務の総括に関すること。
- (5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

7 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2～4 省略

5 消防防災安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 石油コンビナート等における災害の防止に関すること。
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

6 危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略

省略		
経済 労働 部	管理局	産業政策課 _____ _____ 、労政雇用課
	省略	
	観光国際局	観光物産課、国際交流課
省略		

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
産業政策課	企業立地推進室
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2～5 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 県の制度の見直しに関すること。
- (3) 行政改革大綱の推進に関すること。
- (4) 行政改革の進行管理に関すること。
- (5) 省略
- (6) 県の業務の外部委託の推進に関すること。
- (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (8) 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関すること。
- (9) パブリック・コメント制度に関する事務の総括に関すること。
- (10) 行政手続に関する事務の総括に関すること。
- (11) 総務系業務の集中化及び効率化の推進に関すること。
- (12) 省略
- (13) 四国4県連携の推進に関すること。
- (14) 省略
- (15) 地方行政連絡会議に関すること。

7 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2～4 省略

5 消防防災安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

6 危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 石油コンビナート等における災害の防止に関すること。
- (3) 省略
- (4) 省略

(4) 省略

7～9 省略

10 自然保護課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 生物多様性の保全に関すること。

(6) 省略

(経済労働部各課の所掌事務)

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 計量器の検定その他計量に関すること。(15) その他商工業に関すること(他の主管に属するものを除く。)。2 立地推進課の所掌事務は、次のとおりとする。(1) 企業立地及び企業誘致に関すること。(2) 工業用水に関すること。3 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。(1) 観光振興の基本計画に関すること。(2) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。(3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。(4) 観光団体等に関すること。(5) 旅行業に関すること。(6) 観光まちづくりに関すること。(7) 物産の販路拡大に関すること。(8) 商工業関係の博覧会、展示会、見本市等に関すること(他の主管に属するものを除く。)。(9) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。(10) その他観光及び物産に関すること(他の主管に属するものを除く。)。4 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。(1) 国際交流に関すること。(2) 国際協力に関すること。(3) 国際観光の振興に関すること。(4) 海外移住に関すること。(5) 海外渡航に関すること。(6) その他国際協調に関すること。

5 省略

6 省略

7 省略

(5) 省略

7～9 省略

10 自然保護課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 野生動植物の多様性の保全に関すること。

(6) 省略

(経済労働部各課の所掌事務)

第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第14号から第17号までの事務は、企業立地推進室が所掌する。

(1)～(11) 省略

(12) 計量器の検定その他計量に関すること。(13) その他商工業に関すること(他の主管に属するものを除く。)。(14) 企業立地及び企業誘致に関すること。(15) 工業用水に関すること。

(16) 省略

(17) 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。(1) 観光開発の総合計画に関すること。(2) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。(3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。(4) 観光団体等に関すること。(5) しまなみ海道による地域振興に関すること。

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2～6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 森林計画及び森林経営計画に関すること。

(5)～(16) 省略

8～11 省略

第2節 職員

(知事に直属して置く職員)

第15条の2 知事に直属して営業戦略監を置く。

(部に置く職員)

第16条 省略

2 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 課に課長及び主幹を置く。

2 幹事課(会計課を除く。)に課長補佐を置く。

3 室に室長及び主幹

を置く。

4 省略

(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(6) 省略

(7) 室付

(8) 省略

(9)～(17) 省略

2 省略

(特別の課に置く職員)

第19条 循環型社会推進課に廃棄物監視指導官を置く。

2 省略

3 省略

4 省略

(出納局に置く職員)

第20条 出納局に次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(6) 物産の販路拡大及び県産品愛用運動の推進に関すること。

(7) 商工業関係の博覧会、展示会、見本市等に関すること(他の
主管に属するものを除く。)

(8) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

(9) その他観光及び物産に関すること(他の主管に属するものを
除く。)

6 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国際交流に関すること。

(2) 国際協力に関すること。

(3) 国際観光の振興に関すること。

(4) 海外移住に関すること。

(5) 海外渡航に関すること。

(6) その他国際協調に関すること。

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2～6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 森林計画及び森林施業計画に関すること。

(5)～(16) 省略

8～11 省略

第2節 職員

(部に置く職員)

第16条 省略

2 農林水産部にえひめブランド推進統括監を置く。

3 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 課に課長及び課長補佐を置く。

2 室に室長及び室長補佐(農産園芸課担い手・農地保全対策室、
土木管理課技術企画室及び建築住宅課営繕室にあつては、技術室
長補佐とする。)を置く。

3 省略

4 必要な課に技術課長補佐を置く。

(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) 主幹

(9)～(17) 省略

2 省略

(特別の課に置く職員)

第19条 省略

2 省略

3 省略

(出納局に置く職員)

第20条 出納局に次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 主幹

(4)～(6) 省略

2 省略

(職員)

第24条 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)～(10) 省略

(11) 主幹

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

2 地方局及びその出先機関に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 部付

(4) 省略

(5) 課付

(6) 省略

(7) 省略

(児童相談所)

第26条 省略

2 省略

3 児童相談所に次の職員を置く。

(1)～(5) 省略

(6) 担当係長

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

4 省略

(保健所)

第27条 省略

2 省略

3 保健所に次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 主幹

(3) 課長補佐

(4)～(6) 省略

2 省略

(職員)

第24条 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)～(10) 省略

(11) 室長補佐

(12) 技術課長補佐

(13) 技術室長補佐

(14) 課付

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 主席普及指導員

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

2 地方局及びその出先機関に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 主幹

(5) 省略

(6) 省略

(児童相談所)

第26条 省略

2 省略

3 児童相談所に次の職員を置く。

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

4 省略

(保健所)

第27条 省略

2 省略

3 保健所に次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 課長補佐

(4) 技術課長補佐

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

4 保健所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(4) 省略

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(身体障害者更生相談所)

第37条 省略

2 身体障害者更生相談所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 担当係長
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

3 省略

(婦人相談所)

第38条 省略

2 省略

3 婦人相談所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

4 省略

(知的障害者更生相談所)

第40条 省略

2 知的障害者更生相談所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 担当係長
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

3 省略

(衛生環境研究所)

第51条 愛媛県立衛生環境研究所(以下「衛生環境研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(8) 省略
- (9) 生物多様性の保全に係る調査研究、情報の収集、管理及び提供並びに普及啓発に関すること。

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課及びセンター並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

4 保健所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(4) 省略

- (5) 主幹
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

(身体障害者更生相談所)

第37条 省略

2 身体障害者更生相談所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

3 省略

(婦人相談所)

第38条 省略

2 省略

3 婦人相談所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 次長
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

4 省略

(知的障害者更生相談所)

第40条 省略

2 知的障害者更生相談所に次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

3 省略

(衛生環境研究所)

第51条 愛媛県立衛生環境研究所(以下「衛生環境研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1)～(8) 省略

2 衛生環境研究所に、次の表の左欄に掲げる課_____並びにそれぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係及び科を置く。

省略		
環境研究課		大気環境科、水質環境科、 資源環境科
生物多様性センタ 二		

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

- (1)～(3) 省略
- (4) センター長
- (5) 主幹
- (6) 省略
- (7) 次長
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

4 省略

(産業技術研究所)

第56条 愛媛県産業技術研究所(以下「産業技術研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 工業技術_____に係る試験研究の総合的な企画調整及び情報の提供に関すること。
 - (2) 食品産業、繊維産業、紙産業、窯業その他のものづくりの基盤となる技術_____に係る試験研究、助言等及び技術者の養成に関すること。
 - (3) 省略
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、工業技術_____に係る試験研究及び調査に関すること。
- 2 産業技術研究所に企画管理部、技術開発部及び食品産業技術センターを置き、次の表の左欄に掲げる部及びセンターに、それぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
----	--	--

3 省略

4 産業技術研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(3) 省略
- (4) 担当係長
- (5) 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2・3 省略

4 東京事務所に次の職員を置く。

- (1)～(3) 省略
- (4) 主幹
- (5) 省略
- (6) 担当係長
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

5 省略

省略		
環境研究課	環境監視室	大気環境科、水質環境科
	環境科学室	資源環境科、生物環境科

3 衛生環境研究所に次の職員を置く。

- (1)～(3) 省略
- (4) 課長補佐
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

4 省略

(産業技術研究所)

第56条 愛媛県産業技術研究所(以下「産業技術研究所」という。)の業務は、次のとおりとする。

- (1) 工業技術及び建設技術に係る試験研究の総合的な企画調整及び情報の提供に関すること。
 - (2) 食品産業、繊維産業、紙産業、窯業その他のものづくりの基盤となる技術及び建設技術に係る試験研究、助言等及び技術者の養成に関すること。
 - (3) 省略
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、工業技術及び建設技術に係る試験研究及び調査に関すること。
- 2 産業技術研究所に企画管理部、技術開発部及び食品産業技術センターを置き、次の表の左欄に掲げる部及びセンターに、それぞれ当該中欄に掲げる室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
建設技術センター		

3 省略

4 産業技術研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(3) 省略
- (4) 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2・3 省略

4 東京事務所に次の職員を置く。

- (1)～(3) 省略
- (4) 課長補佐
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

5 省略

別表第1（第5条関係）

課	係
総務管理課	調整管理係 _____
省略	
私学文書課	私学係、法令係、公益法人係 _____
税務課	直税係、自動車税係、税務調査係 _____
省略	
交通対策課	_____ 航空振興係、空港対策係 _____
省略	
省略	
自然保護課	自然公園係、 <u>生物多様性係</u>
省略	
産業政策課	調整管理係、経済計画係、連携支援係、貿易海運係、資源エネルギー係
観光物産課	観光企画係、観光まちづくり係、県産品振興係
国際交流課	国際観光係、国際交流係
省略	
省略	
省略	
用地課	_____ 収用係、 <u>特定事業係</u>
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部	課	係
省略		
中予地方局	総務企画部	省略
		課税課 事業税係 _____、 <u>軽油引取税係</u>
	省略	
南予地方局	省略	

別表第1（第5条関係）

課	係
総務管理課	調整管理係、自動車係、守衛係
省略	
私学文書課	私学係、法令係、公益法人係、 <u>文書係</u>
行革分権課	行政改革係、分権改革係
税務課	直税係、自動車税係、税務調査係、 <u>オンライン管理係</u>
省略	
地域政策課	活力創出係、地域づくり支援係
交通対策課	交通企画係、航空振興係、空港対策係、 <u>交通運輸係</u>
情報政策課	情報企画係、行政情報化係、ネットワーク運営係、電子申請推進係、管理係
省略	
国体準備課	総務・企画係、施設調整係、競技式典係
省略	
自然保護課	自然公園係、 <u>野生生物係</u>
省略	
産業政策課	調整管理係、経済計画係、連携支援係、貿易海運係
企業立地推進室	立地推進係、資源エネルギー係
労政雇用課	労政係、労働福祉係、職業訓練係、技能振興係
雇用対策室	雇用企画係、雇用支援係、雇用創出係
省略	
観光物産課	観光企画係、観光まちづくり係、県産品振興係、 <u>イベント推進係</u>
国際交流課	国際観光係、国際交流係、 <u>旅券係</u>
省略	
ブランド戦略課	企画調整係、えひめブランド係、 <u>流通戦略係</u> 、 <u>農産物安全係</u>
省略	
用地課	用地第一係、用地第二係、収用係、 <u>高速道路用地係</u>
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部	課	係
省略		
中予地方局	総務企画部	省略
		課税課 事業税係、 <u>自動車取得税係</u> 、 <u>軽油引取税係</u>
	省略	
南予地方局	省略	

	建設部	省略	
		道路課	九島架橋係
		省略	
	省略		

別表第4（第23条の3関係）

名 称	位置	所管区域	所 掌 事 務
省略			
東予地方局 今治土木事務所	今治市	今治市及び越智郡	第23条第4項各号に掲げる事務（同項第11号に掲げる事務にあつては、 <u>県営住宅の管理に関するものに限る。</u> ）
中予地方局 久万高原土木事務所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡	第23条第4項第1号から第10号まで及び第12号から第14号までに掲げる事務
省略			
南予地方局 西予土木事務所	西予市	西予市	第23条第4項第1号から第10号まで及び第12号から第14号までに掲げる事務
南予地方局 愛南土木事務所	南宇和郡愛南町	南宇和郡	第23条第4項第1号から第10号まで及び第12号から第14号までに掲げる事務

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
省略		
南予地方局八幡浜土木事務所	管理課 省略	管理係、契約・建設業係 _____
省略		

別表第7（第27条関係）

保健所	課	係
省略		
中予保健所	省略	
省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

総務部管理局総務管理課政策推進グループ主幹	総務部管理局総務管理課主幹
総務部管理局人事課長補佐	総務部管理局人事課主幹
総務部管理局私学文書課長補佐	総務部管理局私学文書課主幹

	建設部	省略	
		道路課	
		省略	
	省略		

別表第4（第23条の3関係）

名 称	位置	所管区域	所 掌 事 務
省略			
東予地方局 今治土木事務所	今治市	今治市及び越智郡	第23条第4項各号に掲げる事務 _____ _____
中予地方局 久万高原土木事務所	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡	第23条第4項各号 _____ _____に掲げる事務
省略			
南予地方局 西予土木事務所	西予市	西予市	第23条第4項各号 _____ _____に掲げる事務
南予地方局 愛南土木事務所	南宇和郡愛南町	南宇和郡	第23条第4項各号 _____ _____に掲げる事務

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略 上島架橋建設課	上島架橋係
省略		
南予地方局八幡浜土木事務所	管理課 省略	管理係、契約・建設業係、 建築指導係
省略		

別表第7（第27条関係）

保健所	課	係
省略		
松山保健所	省略	
省略		

総務部行財政改革局財政課長補佐	総務部行財政改革局財政課主幹
総務部行財政改革局税務課長補佐	総務部行財政改革局税務課主幹
企画振興部管理局秘書課長補佐	企画振興部管理局秘書課主幹
企画振興部管理局広報広聴課長補佐	企画振興部管理局広報広聴課主幹
企画振興部管理局統計課長補佐	企画振興部管理局統計課主幹
企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課長補佐	企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課主幹
企画振興部地域振興局国体整備課	企画振興部国体準備局国体整備課
県民環境部管理局県民生活課政策推進グループ主幹	県民環境部管理局県民生活課主幹
県民環境部管理局男女参画課長補佐	県民環境部管理局男女参画課主幹
県民環境部管理局人権対策課長補佐	県民環境部管理局人権対策課主幹
県民環境部防災局消防防災安全課長補佐	県民環境部防災局消防防災安全課主幹
県民環境部防災局消防防災安全課技術課長補佐	県民環境部防災局消防防災安全課主幹
県民環境部防災局危機管理課長補佐	県民環境部防災局危機管理課主幹
県民環境部環境局循環型社会推進課長補佐	県民環境部環境局循環型社会推進課主幹
県民環境部環境局循環型社会推進課技術課長補佐	県民環境部環境局循環型社会推進課主幹
県民環境部環境局自然保護課長補佐	県民環境部環境局自然保護課主幹
県民環境部環境局自然保護課野生生物係長	県民環境部環境局自然保護課生物多様性係長
保健福祉部管理局保健福祉課政策推進グループ主幹	保健福祉部管理局保健福祉課主幹
保健福祉部健康衛生局健康増進課長補佐	保健福祉部健康衛生局健康増進課主幹
保健福祉部健康衛生局健康増進課技術課長補佐	保健福祉部健康衛生局健康増進課主幹
保健福祉部健康衛生局業務衛生課長補佐	保健福祉部健康衛生局業務衛生課主幹
保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長補佐	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課主幹
保健福祉部生きがい推進局障害福祉課長補佐	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課主幹
保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長補佐	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課主幹
保健福祉部生きがい推進局長寿介護課技術課長補佐	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課主幹
衛生環境研究所総務調整課長補佐	衛生環境研究所総務調整課主幹
衛生環境研究所環境研究課環境監視室大気環境科長	衛生環境研究所環境研究課大気環境科長
衛生環境研究所環境研究課環境監視室水質環境科長	衛生環境研究所環境研究課水質環境科長
衛生環境研究所環境研究課環境科学室資源環境科長	衛生環境研究所環境研究課資源環境科長
経済労働部管理局産業政策課政策推進グループ主幹	経済労働部管理局産業政策課主幹
経済労働部観光国際局観光物産課観光企画係長	経済労働部管理局観光物産課観光企画係長
経済労働部観光国際局観光物産課観光企画係担当係長	経済労働部管理局観光物産課観光企画係担当係長
経済労働部観光国際局観光物産課観光まちづくり係長	経済労働部管理局観光物産課観光まちづくり係長
経済労働部観光国際局観光物産課観光まちづくり係担当係長	経済労働部管理局観光物産課観光まちづくり係担当係長
経済労働部観光国際局観光物産課県産品振興係長	経済労働部管理局観光物産課県産品振興係長
経済労働部観光国際局観光物産課担当係長	経済労働部管理局観光物産課担当係長
経済労働部観光国際局観光物産課	経済労働部管理局観光物産課
経済労働部観光国際局国際交流課国際観光係長	経済労働部管理局国際交流課国際観光係長
経済労働部観光国際局国際交流課	経済労働部管理局国際交流課
経済労働部管理局労政雇用課長補佐	経済労働部管理局労政雇用課主幹
経済労働部産業支援局産業創出課技術課長補佐	経済労働部産業支援局産業創出課主幹
農林水産部管理局農政課長補佐	農林水産部管理局農政課主幹
農林水産部管理局農政課政策推進グループ主幹	農林水産部管理局農政課主幹
農林水産部管理局農業経済課長補佐	農林水産部管理局農業経済課主幹
農林水産部管理局ブランド戦略課長補佐	農林水産部管理局ブランド戦略課主幹

農林水産部農業振興局農地整備課長補佐	農林水産部農業振興局農地整備課主幹
農林水産部農業振興局農地整備課技術課長補佐	農林水産部農業振興局農地整備課主幹
農林水産部農業振興局農産園芸課長補佐	農林水産部農業振興局農産園芸課主幹
農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐	農林水産部農業振興局農産園芸課主幹
農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室技術室長補佐	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室主幹
農林水産部農業振興局畜産課長補佐	農林水産部農業振興局畜産課主幹
農林水産部農業振興局畜産課技術課長補佐	農林水産部農業振興局畜産課主幹
農林水産部森林局林業政策課長補佐	農林水産部森林局林業政策課主幹
農林水産部森林局森林整備課長補佐	農林水産部森林局森林整備課主幹
農林水産部水産局水産課長補佐	農林水産部水産局水産課主幹
農林水産部水産局水産課技術課長補佐	農林水産部水産局水産課主幹
農林水産部水産局漁港課長補佐	農林水産部水産局漁港課主幹
土木部管理局土木管理課政策推進グループ主幹	土木部管理局土木管理課主幹
土木部管理局土木管理課技術企画室技術室長補佐	土木部管理局土木管理課技術企画室主幹
土木部管理局用地課高速道路用地係長	土木部管理局用地課特定事業係長
土木部管理局用地課高速道路用地係担当係長	土木部管理局用地課特定事業係担当係長
土木部河川港湾局港湾海岸課長補佐	土木部河川港湾局港湾海岸課主幹
土木部河川港湾局砂防課長補佐	土木部河川港湾局砂防課主幹
土木部河川港湾局砂防課技術課長補佐	土木部河川港湾局砂防課主幹
土木部道路都市局道路建設課長補佐	土木部道路都市局道路建設課主幹
土木部道路都市局都市計画課技術課長補佐	土木部道路都市局都市計画課主幹
土木部道路都市局都市整備課長補佐	土木部道路都市局都市整備課主幹
土木部道路都市局建築住宅課営繕室技術室長補佐	土木部道路都市局建築住宅課営繕室主幹
出納局会計課長補佐	出納局会計課主幹
東予地方局総務企画部地域政策課長補佐	東予地方局総務企画部地域政策課主幹
東予地方局総務企画部課税課長補佐	東予地方局総務企画部課税課主幹
東予地方局健康福祉環境部企画課長補佐	東予地方局健康福祉環境部企画課主幹
東予地方局健康福祉環境部地域福祉課長補佐	東予地方局健康福祉環境部地域福祉課主幹
東予地方局健康福祉環境部健康増進課長補佐	東予地方局健康福祉環境部健康増進課主幹
東予地方局健康福祉環境部生活衛生課技術課長補佐	東予地方局健康福祉環境部生活衛生課主幹
東予地方局西条保健所企画課長補佐	東予地方局西条保健所企画課主幹
東予地方局西条保健所健康増進課長補佐	東予地方局西条保健所健康増進課主幹
東予地方局西条保健所生活衛生課技術課長補佐	東予地方局西条保健所生活衛生課主幹
東予地方局四国中央保健所企画課医療対策グループ主幹	東予地方局四国中央保健所企画課主幹
東予地方局産業經濟部産業振興課長補佐	東予地方局産業經濟部産業振興課主幹
東予地方局産業經濟部産業振興課技術課長補佐	東予地方局産業經濟部産業振興課主幹
東予地方局産業經濟部産業振興課商工観光室長補佐	東予地方局産業經濟部産業振興課商工観光室主幹
東予地方局産業經濟部農村整備課長補佐	東予地方局産業經濟部農村整備課主幹
東予地方局産業經濟部農村整備課技術課長補佐	東予地方局産業經濟部農村整備課主幹
東予地方局産業經濟部森林林業課技術課長補佐	東予地方局産業經濟部森林林業課主幹
東予地方局建設部建設企画課技術課長補佐	東予地方局建設部建設企画課主幹
東予地方局四国中央土木事務所用地管理課長補佐	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課主幹
東予地方局総務企画部今治支局総務県民室長補佐	東予地方局総務企画部今治支局総務県民室主幹
東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長補佐	東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課主幹

東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課技術課長補佐	東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課主幹
東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課技術課長補佐	東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課主幹
東予地方局健康福祉環境部今治支局生活衛生課技術課長補佐	東予地方局健康福祉環境部今治支局生活衛生課主幹
東予地方局今治保健所企画課長補佐	東予地方局今治保健所企画課主幹
東予地方局今治保健所企画課技術課長補佐	東予地方局今治保健所企画課主幹
東予地方局今治保健所健康増進課技術課長補佐	東予地方局今治保健所健康増進課主幹
東予地方局今治保健所生活衛生課技術課長補佐	東予地方局今治保健所生活衛生課主幹
東予地方局産業經濟部今治支局農村整備課長補佐	東予地方局産業經濟部今治支局農村整備課主幹
東予地方局産業經濟部今治支局農村整備課技術課長補佐	東予地方局産業經濟部今治支局農村整備課主幹
東予地方局産業經濟部今治支局森林林業課技術課長補佐	東予地方局産業經濟部今治支局森林林業課主幹
東予地方局今治土木事務所管理課長補佐	東予地方局今治土木事務所管理課主幹
中予地方局総務企画部地域政策課長補佐	中予地方局総務企画部地域政策課主幹
中予地方局総務企画部税務管理課長補佐	中予地方局総務企画部税務管理課主幹
中予地方局総務企画部課税課長補佐	中予地方局総務企画部課税課主幹
中予地方局健康福祉環境部健康増進課長補佐	中予地方局健康福祉環境部健康増進課主幹
中予地方局健康福祉環境部健康増進課技術課長補佐	中予地方局健康福祉環境部健康増進課主幹
中予地方局健康福祉環境部生活衛生課技術課長補佐	中予地方局健康福祉環境部生活衛生課主幹
中予地方局松山保健所長	中予地方局中予保健所長
中予地方局松山保健所企画課長	中予地方局中予保健所企画課長
中予地方局松山保健所企画課企画情報グループ担当係長	中予地方局中予保健所企画課企画情報グループ担当係長
中予地方局松山保健所企画課医療対策係長	中予地方局中予保健所企画課医療対策係長
中予地方局松山保健所企画課医療対策係担当係長	中予地方局中予保健所企画課医療対策係担当係長
中予地方局松山保健所企画課検査係長	中予地方局中予保健所企画課検査係長
中予地方局松山保健所企画課	中予地方局中予保健所企画課
中予地方局松山保健所健康増進課課長	中予地方局中予保健所健康増進課課長
中予地方局松山保健所健康増進課長補佐	中予地方局中予保健所健康増進課主幹
中予地方局松山保健所健康増進課技術課長補佐	中予地方局中予保健所健康増進課主幹
中予地方局松山保健所健康増進課健康づくり推進係担当係長	中予地方局中予保健所健康増進課健康づくり推進係担当係長
中予地方局松山保健所健康増進課感染症対策係長	中予地方局中予保健所健康増進課感染症対策係長
中予地方局松山保健所健康増進課難病・母子保健係長	中予地方局中予保健所健康増進課難病・母子保健係長
中予地方局松山保健所健康増進課	中予地方局中予保健所健康増進課
中予地方局松山保健所生活衛生課長	中予地方局中予保健所生活衛生課長
中予地方局松山保健所生活衛生課技術課長補佐	中予地方局中予保健所生活衛生課主幹
中予地方局松山保健所生活衛生課生活衛生係長	中予地方局中予保健所生活衛生課生活衛生係長
中予地方局松山保健所生活衛生課食品監視グループ担当係長	中予地方局中予保健所生活衛生課食品監視グループ担当係長
中予地方局松山保健所生活衛生課	中予地方局中予保健所生活衛生課
中予地方局松山保健所環境保全課廃棄物指導係長	中予地方局中予保健所環境保全課廃棄物指導係長
中予地方局松山保健所環境保全課	中予地方局中予保健所環境保全課
中予地方局産業經濟部産業振興課長補佐	中予地方局産業經濟部産業振興課主幹
中予地方局産業經濟部産業振興課技術課長補佐	中予地方局産業經濟部産業振興課主幹
中予地方局産業經濟部産業振興課地域農業室技術室長補佐	中予地方局産業經濟部産業振興課地域農業室主幹
中予地方局産業經濟部産業振興課産地育成室技術室長補佐	中予地方局産業經濟部産業振興課産地育成室主幹
中予地方局産業經濟部農村整備第一課技術課長補佐	中予地方局産業經濟部農村整備第一課主幹
中予地方局産業經濟部農村整備第二課技術課長補佐	中予地方局産業經濟部農村整備第二課主幹

中予地方局産業経済部森林林業課技術課長補佐	中予地方局産業経済部森林林業課主幹
中予地方局産業経済部久万高原森林林業課技術課長補佐	中予地方局産業経済部久万高原森林林業課主幹
中予地方局建設部管理課長補佐	中予地方局建設部管理課主幹
中予地方局建設部建設企画課技術課長補佐	中予地方局建設部建設企画課主幹
中予地方局出納室長補佐	中予地方局出納室主幹
南予地方局総務企画部地域政策課長補佐	南予地方局総務企画部地域政策課主幹
南予地方局健康福祉環境部企画課長補佐	南予地方局健康福祉環境部企画課主幹
南予地方局健康福祉環境部健康増進課長補佐	南予地方局健康福祉環境部健康増進課主幹
南予地方局健康福祉環境部健康増進課技術課長補佐	南予地方局健康福祉環境部健康増進課主幹
南予地方局健康福祉環境部生活衛生課技術課長補佐	南予地方局健康福祉環境部生活衛生課主幹
南予地方局宇和島保健所企画課長補佐	南予地方局宇和島保健所企画課主幹
南予地方局宇和島保健所健康増進課長補佐	南予地方局宇和島保健所健康増進課主幹
南予地方局宇和島保健所健康増進課技術課長補佐	南予地方局宇和島保健所健康増進課主幹
南予地方局宇和島保健所生活衛生課技術課長補佐	南予地方局宇和島保健所生活衛生課主幹
南予地方局産業経済部産業振興課長補佐	南予地方局産業経済部産業振興課主幹
南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室技術室長補佐	南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室主幹
南予地方局産業経済部農村整備課長補佐	南予地方局産業経済部農村整備課主幹
南予地方局産業経済部農村整備課技術課長補佐	南予地方局産業経済部農村整備課主幹
南予地方局産業経済部森林林業課技術課長補佐	南予地方局産業経済部森林林業課主幹
南予地方局建設部管理課長補佐	南予地方局建設部管理課主幹
南予地方局建設部建設企画課技術課長補佐	南予地方局建設部建設企画課主幹
南予地方局出納室長補佐	南予地方局出納室主幹
南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室長補佐	南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室主幹
南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局生活衛生課技術課長補佐	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局生活衛生課主幹
南予地方局八幡浜保健所生活衛生課技術課長補佐	南予地方局八幡浜保健所生活衛生課主幹
南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室長補佐	南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室主幹
南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室技術室長補佐	南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業室主幹
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課長補佐	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課主幹
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課技術課長補佐	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課主幹
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課技術課長補佐	南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課主幹
南予地方局八幡浜土木事務所管理課長補佐	南予地方局八幡浜土木事務所管理課主幹
南予地方局八幡浜土木事務所建設企画課技術課長補佐	南予地方局八幡浜土木事務所建設企画課主幹
南予地方局大洲土木事務所事業管理課長補佐	南予地方局大洲土木事務所事業管理課主幹
南予地方局西予土木事務所事業管理課長補佐	南予地方局西予土木事務所事業管理課主幹

○愛媛県規則第30号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成24年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(愛媛県職員委員会規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県職員委員会規則(昭和24年愛媛県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第2条 委員会は、委員長及び委員 <u>7人</u> をもつてこれを組織する。 2・3 省略	(組織) 第2条 委員会は、委員長及び委員 <u>6人</u> をもつてこれを組織する。 2・3 省略

(愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部改正)

第2条 愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(受験手続) 第6条 試験を受けようとする者は、毒物劇物取扱者試験受験願書(第1号様式)に次に掲げる書類及び所定の受験手数料を添えて、住所地の保健所長(松山市の区域にあつては、 <u>中予保健所長</u> 。以下同じ。)を経て、知事に提出しなければならない。ただし、県外居住者は、直接知事に提出しなければならない。 (1)・(2) 省略 2・3 省略	(受験手続) 第6条 試験を受けようとする者は、毒物劇物取扱者試験受験願書(第1号様式)に次に掲げる書類及び所定の受験手数料を添えて、住所地の保健所長(松山市の区域にあつては、 <u>松山保健所長</u> 。以下同じ。)を経て、知事に提出しなければならない。ただし、県外居住者は、直接知事に提出しなければならない。 (1)・(2) 省略 2・3 省略

(愛媛県覚せい剤取締法施行細則の一部改正)

第3条 愛媛県覚せい剤取締法施行細則(昭和27年愛媛県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書類の提出) 第1条 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号。以下「法」という。)、 <u>覚せい剤取締法施行規則(昭和26年厚生省令第30号)</u> 及びこの規則により知事を經由して厚生労働大臣に提出する申請書、届出書及び報告書並びに知事に提出する申請書、届出書及び報告書は、 <u>製造所</u> 、病院、診療所又は研究所の所在地を管轄する保健所長(松山市の区域にあつては、 <u>中予保健所長</u>)を経て提出しなければならない。	(書類の提出) 第1条 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号。以下「法」という。)、 <u>覚せい剤取締法施行規則(昭和26年厚生省令第30号。)</u> 及びこの規則により知事を經由して厚生労働大臣に提出する申請書、届出書及び報告書並びに知事に提出する申請書、届出書及び報告書は <u>製造所</u> 、病院、診療所又は研究所の所在地を管轄する保健所長(松山市の区域にあつては、 <u>松山保健所長</u>)を経て提出しなければならない。

(薬事法施行細則の一部改正)

第4条 薬事法施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(提出する書類の経由) 第2条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長(松山市の区域にあつては、 <u>中予保健所長</u>)を經由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及び既存配置販売業者並びにそれらの配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者(薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。)、医薬品等の製造業者(薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。)及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。	(提出する書類の経由) 第2条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長(松山市の区域にあつては、 <u>松山保健所長</u>)を經由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及び既存配置販売業者並びにそれらの配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者(薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。)、医薬品等の製造業者(薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。)及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。

(愛媛県証紙条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
様式第12号（第16条関係）			様式第12号（第16条関係）		
省略			省略		
会 計 課 長	<u>主 幹</u>	省略	会 計 課 長	<u>課 長 補 佐</u>	省略
省略			省略		
注 省略			注 省略		

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第6条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（書類の経由）	（書類の経由）
第15条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等、向精神薬試験研究施設、薬局、店舗又は麻薬等原料営業所の所在地（法第58条の2第1項の規定による届出にあつては、麻薬中毒者の居住地又は現在地）を管轄する保健所の長（松山市の区域にあつては、 <u>中予保健所長</u> ）を経由して提出しなければならない。	第15条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等、向精神薬試験研究施設、薬局、店舗又は麻薬等原料営業所の所在地（法第58条の2第1項の規定による届出にあつては、麻薬中毒者の居住地又は現在地）を管轄する保健所の長（松山市の区域にあつては、 <u>松山保健所長</u> ）を経由して提出しなければならない。

（愛媛県用品調達規則の一部改正）

第7条 愛媛県用品調達規則（昭和41年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
様式第2号（第5条関係）					様式第2号（第5条関係）				
省略					省略				
省略	<u>主 幹</u>	省略	<u>主 幹</u>	省略	省略	<u>課長補佐</u>	省略	<u>課長補佐</u>	省略
省略					省略				
契約の 方 法	1	省略			契約の 方 法	1	省略		
	2	<u>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号並びに愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第145条の2及び別表第5の 項の規定を適用し、随意契約に付する。</u>				2	省略		
	3	省略				3	省略		
様式第3号（第7条関係）					様式第3号（第7条関係）				
省略					省略				
省略		省略			省略		省略		
		出 納 員	<u>主 幹</u>	省略			出 納 員	<u>課長補佐</u>	省略
省略					省略				
様式第4号（第8条関係）					様式第4号（第8条関係）				
課長 <u>主 幹</u> 係長 係					課長 <u>課長補佐</u> 係長 係				
省略					省略				
省略					省略				

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 松山市保健所長は、前項の申請、通報又は届出を受理した場合において、これらを知事に報告するときは、<u>中予保健所長</u>を経由しなければならない。この場合において、<u>中予保健所長</u>は、同項の例により知事に報告しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(診察命令)</p> <p>第5条 法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条又は第38条の7第2項の規定による診察は、精神障害者等の診察命令書(様式第4号)を当該保健所長(松山市の区域にあつては、<u>中予保健所長</u>。次条から第8条まで、第11条第2項及び第24条において同じ。)を経て、精神保健指定医(以下「指定医」という。)に交付してさせるものとする。</p>	<p>(調査)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 松山市保健所長は、前項の申請、通報又は届出を受理した場合において、これらを知事に報告するときは、<u>松山保健所長</u>を経由しなければならない。この場合において、<u>松山保健所長</u>は、同項の例により知事に報告しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(診察命令)</p> <p>第5条 法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項、第29条の4第2項、第34条又は第38条の7第2項の規定による診察は、精神障害者等の診察命令書(様式第4号)を当該保健所長(松山市の区域にあつては、<u>松山保健所長</u>。次条から第8条まで、第11条第2項及び第24条において同じ。)を経て、精神保健指定医(以下「指定医」という。)に交付してさせるものとする。</p>

(愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則の一部改正)

第9条 愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則(昭和55年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(当直の免除及び猶予)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者については、当直を免除する。</p> <p>(1) <u>本庁主幹級</u>以上の職にある者</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(当直の免除及び猶予)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者については、当直を免除する。</p> <p>(1) <u>本庁課長補佐級</u>以上の職にある者</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p>

(生活保護法施行細則の一部改正)

第10条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第3号調書⁽¹⁾中「課長補佐」を「主幹」に改める。

様式第6号中「課長補佐」を「主幹」に改める。

(愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第11条 愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第69条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、対象事業の実施に係る区域を所管する保健所の長(松山市の区域にあつては、<u>中予保健所長</u>)を経由しなければならない。ただし、対象事業の実施に係る区域が2以上の保健所の所管区域にわたる場合にあつては、知事が指定する保健所の長を経由しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第69条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、対象事業の実施に係る区域を所管する保健所の長(松山市の区域にあつては、<u>松山保健所長</u>)を経由しなければならない。ただし、対象事業の実施に係る区域が2以上の保健所の所管区域にわたる場合にあつては、知事が指定する保健所の長を経由しなければならない。</p> <p>2 省略</p>

(通訳案内士法施行細則の一部改正)

第12条 通訳案内士法施行細則(平成12年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通訳案内士登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 法第27条の規定により通訳案内士登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供するため、<u>愛媛県経済労働部管理局国際交流課</u>に通訳案内士登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を置く。</p> <p>2～7 省略</p>	<p>(通訳案内士登録簿の閲覧)</p> <p>第4条 法第27条の規定により通訳案内士登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供するため、<u>愛媛県経済労働部観光国際局国際交流課</u>に通訳案内士登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を置く。</p> <p>2～7 省略</p>

(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第13条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成16年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(書類の提出方法)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、西条保健所長、今治保健所長、<u>中予保健所長</u>、八幡浜保健所長又は宇和島保健所長に提出する場合にあっては正本1部、四国中央保健所長に提出する場合にあっては正本1部及びその写し1部とする。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 松山市北持田町132番地 <u>愛媛県中予保健所内</u></td> </tr> <tr> <td>5・6 省略</td> </tr> </table>	1～3 省略	4 松山市北持田町132番地 <u>愛媛県中予保健所内</u>	5・6 省略	<p>(書類の提出方法)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、西条保健所長、今治保健所長、<u>松山保健所長</u>、八幡浜保健所長又は宇和島保健所長に提出する場合にあっては正本1部、四国中央保健所長に提出する場合にあっては正本1部及びその写し1部とする。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 松山市北持田町132番地 <u>愛媛県松山保健所内</u></td> </tr> <tr> <td>5・6 省略</td> </tr> </table>	1～3 省略	4 松山市北持田町132番地 <u>愛媛県松山保健所内</u>	5・6 省略
1～3 省略							
4 松山市北持田町132番地 <u>愛媛県中予保健所内</u>							
5・6 省略							
1～3 省略							
4 松山市北持田町132番地 <u>愛媛県松山保健所内</u>							
5・6 省略							

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第14条 毒物及び劇物取締法施行細則(平成17年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第3条 法、政令及びこの規則の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を管轄する保健所長(松山市の区域にあっては、<u>中予保健所長</u>)を經由しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第3条 法、政令及びこの規則の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を管轄する保健所長(松山市の区域にあっては、<u>松山保健所長</u>)を經由しなければならない。</p>

(愛媛県感染症診査協議会条例施行規則の一部改正)

第15条 愛媛県感染症診査協議会条例施行規則(平成19年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(部会)</p> <p>第5条 感染症分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、感染症分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称</td> <td style="width: 50%;">所掌事務</td> </tr> </table>	名称	所掌事務	<p>(部会)</p> <p>第5条 感染症分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、感染症分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">名称</td> <td style="width: 50%;">所掌事務</td> </tr> </table>	名称	所掌事務
名称	所掌事務				
名称	所掌事務				

省略	
松山部会	愛媛県中予保健所管内に居住し、又は所在する病院若しくは診療所に入院している感染症の患者等に係る事項
省略	

2・3 省略
(庶務)

第9条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める保健所は、次のとおりとする。

名称	保健所
感染症分科会	愛媛県中予保健所
省略	
感染症分科会松山部会	愛媛県中予保健所
省略	

省略	
松山部会	愛媛県松山保健所管内に居住し、又は所在する病院若しくは診療所に入院している感染症の患者等に係る事項
省略	

2・3 省略
(庶務)

第9条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める保健所は、次のとおりとする。

名称	保健所
感染症分科会	愛媛県松山保健所
省略	
感染症分科会松山部会	愛媛県松山保健所
省略	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現にある第7条の規定による改正前の愛媛県用品調達規則様式第2号及び様式第3号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第31号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第11号までに掲げる職にある者をもつて充て、第12号から第19号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 出納局の課長及び主幹</p> <p>(2)～(8) 省略</p> <p>(9) 地方局の出納室長（以下「室長」という。）及び出納室主幹</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 労働委員会事務局の審査調整課総務係長</p> <p>(12)～(18) 省略</p> <p>(19) 警察本部の会計課長、広報県民課情報公開課長補佐、<u>交通指導課取締課長補佐及び運転免許課庶務課長補佐</u></p> <p>(会計管理者等の事務の一部委任)</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する</p>	<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第11号までに掲げる職にある者をもつて充て、第12号から第19号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 出納局の課長及び課長補佐</p> <p>(2)～(8) 省略</p> <p>(9) 地方局の出納室長（以下「室長」という。）及び出納室長補佐</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 労働委員会事務局の審査調整課総務係担当係長</p> <p>(12)～(18) 省略</p> <p>(19) 警察本部の会計課長、広報県民課情報公開課長補佐及び交通指導課取締課長補佐</p> <p>(会計管理者等の事務の一部委任)</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する</p>

会計事務のうち、次に掲げるもの（次号、第13号及び第15号に掲げる会計事務を除く。）とする。

ア・イ 省略

(12) 省略

(13) 警察本部の運転免許課庶務課長補佐に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。

ア 愛媛県自動車運転者試験場使用料条例（昭和28年愛媛県条例第68号）第1条に規定する使用料の収納及び保管

イ 免許センターに設置する公衆電話機の使用に係る現金の収納及び保管

(14) 省略

(15) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（土木部管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。）の収納及び保管に関すること。

出 納 員	会計事務
省略	
省略 労働委員会事務局の審査調整課総務係長	省略
省略	

2 省略

（前金払）

第59条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号まで及び令附則第7条に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の役務の料金

(2)・(3) 省略

2 省略

（財産の報告及び記録）

第130条 本庁各課の長は、公有財産、物品（第174条第1項に規定する重要物品に限る。）、債権及び基金についての毎年度末日の現在高及び当該年度間の増減高を、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定める財産に関する調書様式に準じた様式により、翌年度の6月20日までに会計管理者に報告しなければならない。

2 省略

（再度の入札）

第142条 契約担当者は、令第167条の8第4項の規定による再度の入札をするときは、当該入札の直前の入札に参加しなかつた者を参加させてはならない。

（契約書の作成等）

第149条 省略

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者、水道法（昭和32年法律第177

会計事務のうち、次に掲げるもの（次号及び第14号 _____ に掲げる会計事務を除く。）とする。

ア・イ 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（土木部管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。）の収納及び保管に関すること。

出 納 員	会計事務
省略	
省略 労働委員会事務局の審査調整課総務係担当係長	省略
省略	

2 省略

（前金払）

第59条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号まで及び令附則第7条に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送 _____ の役務の料金

(2)・(3) 省略

2 省略

（財産の報告及び記録）

第130条 本庁各課の長は、公有財産、物品（第174条第1項に規定する重要物品に限る。）、債権及び基金についての毎年度末日の現在高及び当該年度間の増減高を、地方自治法施行規則 _____ に定める財産に関する調書様式に準じた様式により、翌年度の6月20日までに会計管理者に報告しなければならない。

2 省略

（再度の入札）

第142条 契約担当者は、令第167条の8第3項の規定による再度の入札をするときは、当該入札の直前の入札に参加しなかつた者を参加させてはならない。

（契約書の作成等）

第149条 省略

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第6項 _____ に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第6項に規定するガス事業者、水道法（昭和32年法律第177

号)第3条第5項に規定する水道事業者若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第5項に規定する工業用水道事業者から電気、ガス若しくは水の供給を受けるとき、又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。

3 省略

(賠償責任)

第234条 法第243条の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 省略
(2) 支出負担行為に関する確認 出納局の課長及び主幹並びに地方局の出納室主幹
(3)・(4) 省略

号)第3条第5項に規定する水道事業者若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第5項に規定する工業用水道事業者から電気、ガス若しくは水の供給を受けるとき、又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。

3 省略

(賠償責任)

第234条 法第243条の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 省略
(2) 支出負担行為に関する確認 出納局の課長及び課長補佐並びに地方局出納室長補佐
(3)・(4) 省略

様式第3号、様式第4号、様式第17号の2から様式第19号まで、様式第21号から様式第22号まで、様式第24号の2、様式第25号及び様式第27号中「課長補佐」を「主幹」に改める。

様式第28号中「課長補佐」を「主幹」に改める。

様式第28号の2中「課長補佐」を「主幹」に改める。

様式第44号(その1)及び同様式(その2)中「長」を「」に改める。

様式第46号(その1)中「長 課長補佐」を「」に改める。

様式第47号(その1)及び同様式(その2)中「長」を「」に改める。

様式第53号中「課長補佐」を「主幹」に改める。

様式第57号から様式第57号の3まで、様式第70号並びに様式第72号(その1)及び同様式(その2)中「課長補佐」を「主幹」に改める。

様式第109号から様式第111号までの規定中「課長補佐」を「主幹」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式第53号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第32号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中村時広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則(昭和46年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the revised rule regarding the appointment of staff under the Public Enterprise Act with the previous rule, highlighting changes in the list of positions.

(3) _____ 管理事務所長	(3) 発電所長及び管理事務所長
(4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課主幹	(4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課長補佐

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和46年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 公営企業管理局の局付、参事、課長、室長、技幹、副参事、課付、課長補佐及び主幹 (3) _____ 管理事務所長 (4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課主幹	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 公営企業管理局の局付、参事、課長、室長、技幹、副参事、課付、課長補佐、室長補佐及び技術課長補佐 (3) 発電所長及び管理事務所長 (4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課長補佐

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第461号

愛媛県売春防止対策本部設置規程(昭和33年1月愛媛県告示第80号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 省略 2 本部長は知事を、副本部長は保健福祉部の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。 3 省略	(組織) 第3条 省略 2 本部長は知事を、副本部長は _____ 副知事をもつてあてる。 3 省略

訓 令

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 省略 (営業戦略監)</p> <p>第3条の2 <u>営業戦略監は、知事の命を受け、企業誘致、観光振興、県産品の流通・販売対策等の営業に関する業務を行う。</u> (局長)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 行財政改革局長、地域振興局長、<u>国体準備局長</u>、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長_____、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局、<u>国体準備局</u>、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局_____、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>第5条 削除</p> <p>(主幹)</p> <p>第15条 <u>主幹は、上司の命を受け、担任する係又はグループの事務を掌理し、当該係又はグループに属する職員を指揮監督する。</u></p> <p>第18条 削除</p> <p>第21条 削除</p> <p>(検査班長)</p> <p>第23条 <u>検査班長は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）又は森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく検査に関して課長を補佐し、当該検査を担当する係に属する職員を指揮監督する。</u> (課付等)</p> <p>第24条 <u>課付（室付を含む。）は、上司の特命に係る事務を処理する。</u> (決裁、専決及び代決)</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 部長、局長_____、技術監、課長（室長を含む。）、原子力安全対策推進監、高速道路推進監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専決し、又は代</p>	<p>第3条 省略</p> <p>(局長)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 行財政改革局長、地域振興局長_____、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、<u>観光国際局長</u>、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政改革局、地域振興局_____、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、<u>観光国際局</u>、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 (えひめブランド推進統括監)</p> <p>第5条 <u>えひめブランド推進統括監は、上司の命を受け、新しい愛媛ブランドの育成、販路開拓、食の安全・安心対策等に関する事務を統括する。</u> (室長補佐等)</p> <p>第15条 <u>室長補佐（技術室長補佐を含む。）は、室長を補佐する。</u> (技術課長補佐)</p> <p>第18条 <u>技術課長補佐は、所管の技術に関して課長を補佐する。</u> (主幹)</p> <p>第21条 <u>主幹は、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、当該グループに属する職員を指揮監督する。</u> (検査班長)</p> <p>第23条 <u>検査班長は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）又は森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく検査に関して課長を補佐する</u> _____。</p> <p>(課付)</p> <p>第24条 <u>課付_____は、上司の特命に係る事務を処理する。</u> (決裁、専決及び代決)</p> <p>第35条 省略</p> <p>2 部長、局長、<u>えひめブランド推進統括監</u>、技術監、課長（室長を含む。）、原子力安全対策推進監、高速道路推進監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専決_____又は代</p>

決することができる。

決することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、局長 _____、出納局長、課長、室長、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、<u>出納員</u>（出納局会計課長及び審査課長に限る。以下同じ。）<u>又は主幹（担当事務に限る。）</u>、課長補佐若しくは検査班長（担当事務に限る。）（以下「主幹等」という。）が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>				<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、局長、<u>えひめブランド推進統括監</u>、出納局長、課長、室長、原子力安全対策推進監、高速道路推進監<u>又は出納員</u>（出納局会計課長及び審査課長に限る。以下同じ。） _____ が、常時、知事（出納員にあつては、会計管理者）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>				
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者		
		第1次代決者	第2次代決者			第1次代決者	第2次代決者	
知事の 権限に 属する 事務	省略			知事の 権限に 属する 事務	省略			
	部長	局長 _____	省略		部長	局長、 <u>えひめブランド推進統括監</u> （担当事務に限る。）	省略	
		省略				局長	省略	
	局長	省略			局長	省略		
		課長				課長	課長	課長補佐又は課長が指定した職員
						<u>えひめブランド推進統括監</u>	課長	課長補佐又は課長が指定した職員
出納局長	課長		出納局長	課長	課長	課長補佐		
課長	原子力安全対策推進監（担当事務に限る。）、高速道路推進監（担当事務に限る。）、 <u>主幹等</u>	省略	課長	原子力安全対策推進監（担当事務に限る。）、高速道路推進監（担当事務に限る。）、 <u>課長補佐、技術課長</u>	省略			

		_____ 又 _____ 又 は所長	
室長	主幹（担任事務に限る。）	省略	省略
原子力安全対策推進監及び高速道路推進監	省略		
主幹等	主幹等が指定した職員		
会計管理者の権限に属する事務	会計管理者 出納員	出納員	主幹（担任事務に限る。）
	出納員	主幹（担任事務に限る。）	

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分				
		知事	専決者			
			部長	局長	課長	主幹
1 省略	1 省略	—				
2 公文書に関する事務	1 省略	—				
	2 省略			—		
	3 省略	—				
	4 省略		—			
	5 省略	—				
	6 省略		—			
	7 省略	—				
	8 省略		—			
	9 省略				—	
	10 省略	—				
	11 省略		—			
	12 軽易な指令、達、通達、通知、申請、照会等に関すること。					—
	(1) (2)以外のもの					—
	(2) 定例的な通知、申請、照会等					—
13 省略				—		
14 省略				—		
3 省略	1 省略				—	
	2 省略				—	
	3 省略				—	

		補佐、主幹（担任事務に限る。）又は所長	
室長	室長補佐、技術室長補佐	省略	省略
原子力安全対策推進監及び高速道路推進監	省略		
会計管理者の権限に属する事務	会計管理者 出納員	出納員	課長補佐
	出納員	課長補佐	

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分			
		知事	専決者		
			部長	局長	課長
1 省略	1 省略	—			
2 公文書に関する事務	1 省略	—			
	2 省略			—	
	3 省略	—			
	4 省略		—		
	5 省略	—			
	6 省略		—		
	7 省略	—			
	8 省略		—		
	9 省略				—
	10 省略	—			
	11 省略		—		
	12 軽易な指令、達、通達、通知、申請、照会等に関すること。				—
	13 省略				—
	14 省略				—
3 省略	1 省略				—
	2 省略				—
	3 省略				—

4 省略	4 省略				—
	5 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	1 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
(4) 省略				—	
(5) 省略			—		
(6) 省略		—			
(7) 省略		—			
(8) 省略				—	
5 省略	1 省略				—
	2 省略		—		
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略		—		
	8 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
6 組織 及び人 事管理 に關 する 事務	1 省略	—			
	2 省略	—			
	3 所属職員の事務の分担に關 すること。				—
	(1) (2)以外のもの				—
	(2) 主幹が担任する係又はグ ループに属する職員の事務 の分担の変更				—
	4 省略	—			
	5 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	6 省略		—		
	7 省略				—
4 省略	4 省略				—
	5 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
	1 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
	3 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
(4) 省略				—	
(5) 省略			—		
(6) 省略		—			
(7) 省略		—			
(8) 省略				—	
5 省略	1 省略				—
	2 省略		—		
	3 省略				—
	4 省略				—
	5 省略				—
	6 省略				—
	7 省略		—		
	8 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
6 組織 及び人 事管理 に關 する 事務	1 省略	—			
	2 省略	—			
	3 所属職員の事務の分担に關 すること。				—
	4 省略	—			
	5 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	6 省略		—		
	7 省略				—

	8 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略				—	
	9 省略					
	(1) 省略	—				
	(2) 省略	—				
	(3) 省略		—			
	10 省略					
	(1) 省略		—			
	(2) 省略			—		
	11 省略					—
	12 省略		—			
	13 省略					—
	14 省略					—
	15 省略					—
	16 省略					—
	17 省略					—
7 省略	1 省略	—				
8 省略	1 省略	—				
	2 省略					
	(1) 省略					
	ア 省略	—				
	イ 省略		—			
	(2) 省略					
	ア 省略	—				
	イ 省略		—			
	3 省略					—
	4 省略		—			
	5 省略					—
6 省略					—	
7 省略					—	
8 省略		—				
9 省略					—	
10 省略		—				
11 省略		—				
9 省略	1 省略	—				
	2 省略		—			
10 省略	1 省略	—				
	2 省略	—				
	3 省略	—				
	4 省略	—				
	5 省略	—				
	6 省略	—				
	7 省略					

	8 省略					
	(1) 省略			—		
	(2) 省略				—	
	9 省略					
	(1) 省略	—				
	(2) 省略	—				
	(3) 省略		—			
	10 省略					
	(1) 省略		—			
	(2) 省略			—		
	11 省略					—
	12 省略		—			
	13 省略					—
	14 省略					—
	15 省略					—
	16 省略					—
	17 省略					—
7 省略	1 省略	—				
8 省略	1 省略	—				
	2 省略					
	(1) 省略					
	ア 省略	—				
	イ 省略		—			
	(2) 省略					
	ア 省略	—				
	イ 省略		—			
	3 省略					—
	4 省略		—			
	5 省略					—
6 省略					—	
7 省略					—	
8 省略		—				
9 省略					—	
10 省略		—				
11 省略		—				
9 省略	1 省略	—				
	2 省略		—			
10 省略	1 省略	—				
	2 省略	—				
	3 省略	—				
	4 省略	—				
	5 省略	—				
	6 省略	—				
	7 省略					

	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	8 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	9 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	10 省略	—			
11 省略	1 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略		—		
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略		—		
	(12) 省略		—		
	(13) 省略		—		
	(14) 省略				—
	(15) 省略		—		
	(16) 省略				—
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	(19) 省略		—		
	(20) 省略				—
	(21) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略		—		
	(3) 省略				—
	(4) 省略			—	
	(5) 省略		—		
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略			—	
	(9) 省略		—		
	(10) 省略		—		
	(11) 省略		—		
	(12) 省略				—
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	8 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	9 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略			—	
	10 省略		—		
11 省略	1 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略				—
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略			—	
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	(10) 省略				—
	(11) 省略			—	
	(12) 省略			—	
	(13) 省略			—	
	(14) 省略				—
	(15) 省略			—	
	(16) 省略				—
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	(19) 省略			—	
	(20) 省略				—
	(21) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略			—	
	(2) 省略			—	
	(3) 省略				—
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略			—	
	(10) 省略			—	
	(11) 省略			—	
	(12) 省略				—

	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
	(16) 省略		—		
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	(19) 省略				—
	(20) 省略				—
	(21) 省略				—
	(22) 省略				—
	(23) 省略				—
	(24) 省略				—
	(25) 省略				—
	(26) 省略				—
	(27) 省略		—		
	(28) 省略		—		
	(29) 省略		—		
	(30) 省略				—
	(31) 省略		—		
	(32) 省略				—
	(33) 省略				—
	3 省略		—		
12 省略	1 省略	—			
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
	7 省略		—		
	8 省略		—		
	9 省略		—		
	10 省略	—			
	11 省略	—			
	12 省略		—		
	13 省略		—		
	14 省略		—		
	15 省略		—		
	16 省略		—		
	17 省略		—		
	18 省略		—		
	19 省略		—		
	20 省略		—		
	21 省略		—		
	22 省略		—		

	(13) 省略				—
	(14) 省略				—
	(15) 省略				—
	(16) 省略		—		
	(17) 省略				—
	(18) 省略				—
	(19) 省略				—
	(20) 省略				—
	(21) 省略				—
	(22) 省略				—
	(23) 省略				—
	(24) 省略				—
	(25) 省略				—
	(26) 省略				—
	(27) 省略		—		
	(28) 省略		—		
	(29) 省略		—		
	(30) 省略				—
	(31) 省略		—		
	(32) 省略				—
	(33) 省略				—
	3 省略		—		
12 省略	1 省略	—			
	2 省略		—		
	3 省略		—		
	4 省略		—		
	5 省略		—		
	6 省略		—		
	7 省略		—		
	8 省略		—		
	9 省略		—		
	10 省略	—			
	11 省略	—			
	12 省略		—		
	13 省略		—		
	14 省略		—		
	15 省略		—		
	16 省略		—		
	17 省略		—		
	18 省略		—		
	19 省略		—		
	20 省略		—		
	21 省略		—		
	22 省略		—		

	23	省略		—		
	24	省略		—		
	25	省略				—
	26	省略				—
	27	省略				—
	28	省略				—
	29	省略				—
	30	省略				—
	31	省略				—
	32	省略				—
	33	省略		—		
13	省略	1	省略	—		
		2	省略	—		
		3	省略	—		
14	省略	1	省略	—		
		2	省略			—
		3	省略	—		
		4	省略	—		
		5	省略			
		(1)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
		(2)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
		(3)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
		(4)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略			—
		(5)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
		(6)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
	6	省略				
		(1)	省略		—	

	23	省略		—		
	24	省略		—		
	25	省略				—
	26	省略				—
	27	省略				—
	28	省略				—
	29	省略				—
	30	省略				—
	31	省略				—
	32	省略				—
	33	省略		—		
13	省略	1	省略	—		
		2	省略	—		
		3	省略	—		
14	省略	1	省略	—		
		2	省略			—
		3	省略	—		
		4	省略	—		
		5	省略			
		(1)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
		(2)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
		(3)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
		(4)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略			—
		(5)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
		(6)	省略			
		ア	省略	—		
		イ	省略	—		
		ウ	省略			—
	6	省略				
		(1)	省略		—	

	(2) 省略				—
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	7 省略				—
15 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
16 省略	1 省略				—
17 公有 財産、 物品及 び債権 に關す る事務	1 省略				
	(1) 省略				
	ア 省略	—			
	イ 省略		—		
	(2) 省略				
	ア 省略	—			
	イ 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略				
	ア 省略		—		
	イ 省略			—	
	(3) 省略		—		
	(4) 省略		—		
	(5) 省略				
	ア 省略		—		
	イ 省略			—	
	(6) 省略		—		
(7) 省略				—	
(8) 省略				—	
3 省略					
(1) 省略					
ア 省略	—				
イ 省略		—			
(2) 省略					
ア 省略	—				
イ 省略		—			
(3) 省略		—			
	(2) 省略				—
	(3) 省略			—	
	(4) 省略				—
	(5) 省略			—	
	(6) 省略				—
	(7) 省略				—
	(8) 省略				—
	(9) 省略				—
	7 省略				—
15 省略	1 省略				
	(1) 省略	—			
	(2) 省略		—		
	(3) 省略			—	
16 省略	1 省略				—
17 公有 財産、 物品及 び債権 に關す る事務	1 省略				
	(1) 省略				
	ア 省略	—			
	イ 省略		—		
	(2) 省略				
	ア 省略	—			
	イ 省略		—		
	(3) 省略		—		
	(4) 省略				—
	2 省略				
	(1) 省略		—		
	(2) 省略				
	ア 省略		—		
	イ 省略			—	
	(3) 省略		—		
	(4) 省略		—		
	(5) 省略				
	ア 省略		—		
	イ 省略			—	
	(6) 省略		—		
(7) 省略				—	
(8) 省略				—	
3 省略					
(1) 省略					
ア 省略	—				
イ 省略		—			
(2) 省略					
ア 省略	—				
イ 省略		—			
(3) 省略		—			

	4	物品に関すること。					
	(1)	賃貸借					
	ア	省略	—				
	イ	賃貸借料 1 件50万円以上500万円未満			—		
	ウ	賃貸借料 1 件50万円未満				—	
	(2)	使用貸借又は処分					
	ア	省略	—				
	イ	省略		—			
	ウ	予定価格又は評価額 1 件10万円以上100万円未満			—		
	エ	予定価格又は評価額 1 件10万円未満				—	
	5	省略					
	(1)	省略	—				
	(2)	省略	—				
	(3)	省略	—				
	(4)	省略	—				
	6	省略			—		
	7	省略					
	(1)	省略	—				
(2)	省略			—			
(3)	省略	—					
(4)	省略	—					
18	省略	1 省略			—		
		2 省略			—		
19	公の施設に関する事務	1	公の施設に関すること。				
		(1)	省略	—			
		(2)	省略		—		
		(3)	軽易なもの				—
		ア	イ以外のもの			—	
		イ	定例的なもの				—
20	省略	1	省略			—	
		2	省略			—	
		3	省略				
		(1)	省略	—			
		(2)	省略		—		
		4	省略	—			
		21	省略	1 省略	—		
22	省略	1	省略		—		
		2	省略			—	
		3	省略			—	
		4	省略			—	
		4	物品に関すること。				
		(1)	賃貸借				
		ア	省略	—			
		イ	賃貸借料 1 件 _____ _500万円未満				—
		(2)	使用貸借又は処分				
		ア	省略	—			
		イ	省略		—		
		ウ	予定価格又は評価額 1 件 _____ 100万円未満				—
		5	省略				
		(1)	省略	—			
		(2)	省略	—			
		(3)	省略	—			
		(4)	省略	—			
		6	省略			—	
		7	省略				
		(1)	省略	—			
		(2)	省略			—	
		(3)	省略	—			
(4)	省略	—					
18	省略	1 省略			—		
		2 省略			—		
19	公の施設に関する事務	1	公の施設に関すること。				
		(1)	省略	—			
		(2)	省略		—		
		(3)	軽易なもの				—
20	省略	1	省略			—	
		2	省略			—	
		3	省略				
		(1)	省略	—			
		(2)	省略		—		
		4	省略	—			
		21	省略	1 省略	—		
22	省略	1	省略		—		
		2	省略			—	
		3	省略			—	
		4	省略			—	

	5	省略				—	
	6	省略				—	
	7	省略				—	
23	省略	1	省略		—		
24	省略	1	省略				
		(1)	省略		—		
		(2)	省略			—	
25	省略	1	省略			—	
26	要綱 その他 の規程 で公表 を要し ないも のの施 行に関 する事 務	1	指定、認定、許可、認可、承認、届出、報告等に関する こと。				
		(1)	省略	—			
		(2)	省略		—		
		(3)	軽易なもの				—
		ア	イ以外のもの				—
イ	定例的なもの					—	

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 2の部9の項、12の項(1)、13の項及び14の項
(2) 6の部3の項(1)及び7の項
(3) 8の部9の項
(4)～(6) 省略
(7) 26の部1の項(3)ア

2・3 省略

4 課長補佐又は検査班長の担当事務に係るこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、それぞれ「課長補佐」又は「検査班長」とする。

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
市町 振興課	1～3 省略				
	4 地方 財政法 の施行 に関する 事務	1 市町債（市町を構成員とする一部事務組合に係るものを 含む。以下この部において同じ。）の総務大臣への事前協議及び配分（ <u>地方財政法施行令（以下この部において「政令」という。）第2条第3項、第21条第3項</u> ）			

	5	省略				—	
	6	省略				—	
	7	省略				—	
23	省略	1	省略		—		
24	省略	1	省略				
		(1)	省略		—		
		(2)	省略			—	
25	省略	1	省略			—	
26	要綱 その他 の規程 で公表 を要し ないも のの施 行に関 する事 務	1	指定、認定、許可、認可、承認、届出、報告等に関する こと。				
		(1)	省略	—			
		(2)	省略		—		
		(3)	軽易なもの				—
		ア	イ以外のもの				—
イ	定例的なもの					—	

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 2の部9の項及び12の項から14の項まで
(2) 6の部7の項及び13の項
(3) 8の部3の項及び9の項
(4)～(6) 省略
(7) 26の部1の項(3)

2・3 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
市町 振興課	1～3 省略				
	4 地方 財政法 の施行 に関する 事務	1 市町債（市町を構成員とする一部事務組合に係るものを 含む。以下この部において同じ。）の総務大臣への事前協議及び配分 _____ _____ _____			

	2 総務大臣への報告（政令第17条第3項）				
	3 起債許可団体の指定に係る意見の具申（政令第24条第2項第2号）				
	4 省略				
	5 省略				
5～17 省略					

	2 起債許可団体の指定に係る意見の具申（地方財政法施行令第17条第2項第2号）				
	3 省略				
	4 省略				
5～17 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行 革 分 権 課	1 行政改革の推進に関する事務	1 行政改革の推進に関すること。	—			
	2 省略					
	3 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
行 革 分 権 課	1 省略					
	2 県の制度の見直しに関する事務	1 県の制度の見直しの決定に関すること。	—			
		2 県の制度の見直しについての総合調整に関すること。		—		
		3 その他県の制度の見直しの実施に関すること。			—	
	3 行政改革大綱の推進に関する事務	1 行政改革大綱の推進に関すること。	—			
	4 行政改革の進行管理に関する事務	1 行政改革の進行管理に関すること。	—			
	5 省略					
6 県の業務の外部委託の推進に関する事務	1 県の業務の外部委託の推進に関すること。	—				
7 民間資金等の活用	1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進に関すること（他の主管に属する	—				

4	省略				
5	省略				
6	省略				
7	知事 会に 関 する 事 務	1・2 省略 3 四国4県連携の推進に 関すること。	—		
8	省略				

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
地 域	1～5 省略				

		による 公共施 設等の 整備等 の推進 に 関 す る 事 務 (他の 主管に 属する ものを 除く 。)			
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	総務 系業務 の集中 化及び 効率化 の推進 に 関 す る 事 務	1 総務系業務の集中化及び効 率化の推進に 関すること。	—		
12	知事 会に 関 する 事 務	1・2 省略			
13	四国 4県連 携の推 進に 関 す る 事 務	1 四国4県連携の推進に 関すること。	—		
14	省略				
15	地方 行政連 絡会議 法の施 行に 関 す る 事 務	1 四国地方行政連絡会議に 関すること。	—		

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
地 域	1～5 省略				

政策課	6 多極分散型国土形成促進法の施行に関する事務	1 省略				
		2 関係市町に対する協議（第7条第5項、第10条第2項）				
		3・4 省略				
7 離島振興法の施行に関する事務	1 離島振興計画の作成及び変更（第4条第1項、第6項、第10項）					
	2 離島振興計画の提出の要求（第4条第4項、第10項）					
8～10 省略						
11 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務	1～3 省略					
	4 基本計画の同意及び変更の同意（第6条第1項、第8項、第7条）					

政策課	6 多極分散型国土形成促進法の施行に関する事務	1 省略				
		2 関係市町に対する協議（第7条第4項、第10条第2項）				
		3・4 省略				
7 離島振興法の施行に関する事務	1 離島振興計画の作成及び変更（第4条第1項、第5項、第9項）					
	2 離島振興計画の提出の要求（第4条第3項、第9項）					
8～10 省略						
11 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務	1～3 省略					
	4 基本計画の同意及び変更の同意（第6条第1項、第7項、第7条）					

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
県民生活課	1・2 省略				
	3 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1～12 省略			
		13 公表の通知（愛媛県消費生活条例施行規則_____第25条第1項）			
	14 省略				
	15 省略				

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
県民生活課	1・2 省略				
	3 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1～12 省略			
		13 公表の通知（愛媛県消費生活条例施行規則（以下この部において「規則」という。）第25条第1項）			
		14 処理の経過及び結果の通知（規則第26条第2項）			—
		15 申出に対する必要な調査（第33条第2項）			—
	16 省略				
17 省略					

4～7 省略					
8 家庭用品品質表示法の施行に関する事務	1 違反業者に対する指示（第4条第1項）				—
	2 指示に従わない旨の公表（第4条第3項）				
	3 報告の徴収及び立入検査（第19条第2項）				—
	4 消費者庁長官への協議（家庭用品品質表示法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条第5項）				—
	5 消費者庁長官への報告（政令第4条第6項）				—
9～14 省略					

4～7 省略					
8 家庭用品品質表示法の施行に関する事務	1 指示に従わない旨の公表（第4条第3項、第24条、家庭用品品質表示法施行令第4条第1項、第3項）				
9～14 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
県民活動推進課	1 特定非営利活動促進法の施行に関する事務	1 省略			
		2 認証の申請の公告及び縦覧（第10条第2項、第25条第5項、第34条第5項）			
		3 県警察本部長等の意見の聴取（第12条の2、第43条の2、第48条、第62条、第63条第5項、第65条第7項、第67条第4項）			—
		4 県警察本部長等からの意見の受理（第12条の2、第43条の3、第68条第2項）			—
		5 登記の届出等の受理（第13条第2項、第25条第7項、第39条第2項、第52条第1項、第62条）			
		6 登記をしないときの設立の認証の取消し（第13条第3項、第39条第2項）			—
		7 省略			
		8 省略			
		9 役員の変更等の届出の受理（第23条第1項、第52条第1項、第62条）			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
県民活動推進課	1 特定非営利活動促進法の施行に関する事務	1 省略			
		2 認証の申請の公告（第10条第2項、第25条第5項、第34条第5項）			
		3 登記の届出の受理（第13条第2項、第39条第2項）			
		4 省略			
		5 省略			
		6 役員の変更等の届出の受理（第23条第1項）			

10 定款の変更の認証（第25条第3項、第26条第3項、第53条第3項）					7 定款の変更の認証（第25条第3項 _____）				
11 _____定款の変更の届出の受理（第25条第6項、第52条第1項、第53条第3項、第62条）					8 軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理（第25条第6項 _____）				
12 事業報告書等の提出の受理（第29条、第49条第4項、第51条第5項、第52条第1項、第2項、第53条第4項、第55条、第62条、第63条第5項）					9 事業報告書等の提出の受理（第29条第1項 _____）				
13 事業報告書等の閲覧及び謄写（第30条、第56条、第62条）				—					
14 省略					10 省略				
15 省略					11 省略				
16 省略					12 省略				
17 省略					13 省略				
18 省略					14 省略				
19 省略					15 省略				
20 報告の徴収及び検査（第41条第1項、第64条第1項、第2項）					16 報告の徴収及び検査（第41条第1項 _____）				
					17 検査職員の証の交付（第41条第3項）				—
21 省略					18 省略				
22 改善命令違反等に係る設立の認証の取消し（第43条第1項、第2項）					19 _____設立の認証の取消し（第43条第1項、第2項）				
23 認定（第44条第1項、第49条第1項から第3項まで）				—					
24 認定の有効期間の更新（第49条第1項、第2項、第51条第2項、第5項）				—					
25 仮認定（第49条第1項から第3項まで、第58条第1項、第62条）				—					
26 合併の認定（第49条第1項から第3項まで、第63条第1項、第2項、第5項）				—					
27 認定等の取消し（第49条第1項から第3項まで、第67条）				—					
28 代表者の氏名の変更の届出の処理（第53条第1項、第2項、第62条）									—
29 認定の失効の公示等（第57条第2項、第3項、第62条）									—

	30 勸告、命令等（第65条第1項から第4項まで、第6項）	—		
	31 その他の事業の停止命令（第65条第6項、第66条）	—		
	32 他の都道府県知事等に対する意見の具申及び要請（第68条第1項、第3項）			—
2～7 省略				

2～7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
消 防 防 災 安 全 課	1～9 省略					
	10 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1～4 省略				
		5 監督処分に関すること。 (1)～(3) 省略				
		(4) 供給設備の基準適合命令（第16条の2第2項_____）				
		(5)～(8) 省略				
		(9) 報告の徴収（第82条第1項_____）				
		ア 液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るもの	—			
		イ ア以外のもの				—
		(10) 立入検査等（第83条第1項から第4項まで_____）				
		ア 液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るもの	—			
		イ ア以外のもの				—
	(11) 液化石油ガス器具等の提出命令（第83条の2第1項_____）	—				
(12) 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
消 防 防 災 安 全 課	1～9 省略					
	10 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1～4 省略				
		5 監督処分に関すること。 (1)～(3) 省略				
		(4) 供給設備の基準適合命令（第16条の2第2項、第94条の2、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第13条第1項）				
		(5)～(8) 省略				
		(9) 報告の徴収（第82条第1項、第94条の2、政令第13条第2項、第4項から第7項まで）				—
		(10) 立入検査等（第83条第1項から第4項まで、第94条の2、政令第13条第3項、第4項、第7項）				—
		(11) 液化石油ガス器具等の提出命令（第83条の2第1項、第94条の2、政令第13条第7項）				—
		(12) 省略				

(6) 第 1 種事業者の氏名等の変更の届出書の写しの受理 (第 5 条 第 3 項、第13条第 2 項)				—																
(7) 第 1 種事業者の地位の承継の届出書の写しの受理 (第 5 条 第 3 項、第14条第 4 項)					—															
4 特定事業者に係る災害予防に関すること。																				
(1) 特定防災施設等の設置の届出の受理及び検査 (第15条第 2 項)					—															
(2) 自衛防災組織に係る届出の処理 (第16条第 5 項、第 6 項)					—															
(3) 防災管理者等の選任等の届出の処理 (第16条第 6 項、第17条第 6 項、第 7 項)					—															
(4) 防災規程の届出の処理 (第16条第 6 項、第18条第 1 項、第 4 項)					—															
(5) 防災規程の変更命令 (第18条第 2 項)					—															
(6) 特定事業所の施設の使用停止命令 (第18条第 3 項、第19条第 6 項、第19条の 2 第 8 項、第21条第 3 項)		—																		
(7) 共同防災組織に係る届出の処理 (第16条第 6 項、第 19条第 3 項、第 6 項)					—															
(8) 共同防災規程の変更命令 (第19条第 5 項)					—															
(9) 広域共同防災組織の設置に係る区域を定める政令の制定等に関する意見の通知 (第19条の 2 第 2 項)					—															
(10) 広域共同防災組織の設置等に係る届出の処理 (第19条の 2 第 4 項、第 5 項)					—															
(11) 広域共同防災規程の変更命令 (第19条の 2 第 6 項)					—															
(12) 関係市町長との協議 (第19条の 2 第 7 項)					—															
(13) 定期報告の受理 (第20条の 2)					—															
(14) 措置命令 (第21条第 1 項、第 2 項)					—															

するものを除く。)

4	市町防災会議を設置しないこととした旨の報告に係る助言及び勧告（第16条第5項）	—		
5	省略			
6	省略			
7	省略			
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	市町地域防災計画等の作成及び修正に係る報告の受理（第42条第3項、第44条第3項）			
16	市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第42条第4項、第44条第3項）			
17	市町地域防災計画等の作成及び修正に係る助言及び勧告（第42条第4項、第44条第3項）	—		
18	省略			
19	省略			
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			

するものを除く。)

3	省略			
4	省略			
5	省略			
6	省略			
7	省略			
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	市町地域防災計画等の作成及び修正に係る協議（第42条第3項、第44条第3項）			
14	市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第42条第3項、第44条第3項）			
15	省略			
16	省略			
17	省略			
18	省略			
19	省略			
20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			

					(5) <u>防災規程の変更命令（第18条第2項）</u>				—
					(6) <u>特定事業所の施設の使用停止命令（第18条第3項、第19条第6項、第19条の2第8項、第21条第3項）</u>		—		
					(7) <u>共同防災組織に係る届出の処理（第16条第6項、第19条第3項、第6項）</u>				—
					(8) <u>共同防災規程の変更命令（第19条第5項）</u>				—
					(9) <u>広域共同防災組織の設置に係る区域を定める政令の制定等に関する意見の通知（第19条の2第2項）</u>				—
					(10) <u>広域共同防災組織の設置等に係る届出の処理（第19条の2第4項、第5項）</u>				—
					(11) <u>広域共同防災規程の変更命令（第19条の2第6項）</u>				—
					(12) <u>関係市町長との協議（第19条の2第7項）</u>				—
					(13) <u>定期報告の受理（第20条の2）</u>				—
					(14) <u>措置命令（第21条第1項、第2項）</u>				—
					(15) <u>代替措置に係る施設等の設置の認定（石油コンビナート等災害防止法施行令（以下この項において「政令」という。）第16条第1項）</u>				—
					5 <u>緑地等の設置に関すること。</u>				
					(1) <u>設置計画の作成（第33条第1項）</u>		—		
					(2) <u>設置計画に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取（第33条第1項）</u>		—		
					(3) <u>設置計画に係る主務大臣との協議（第33条第2項）</u>		—		
					(4) <u>事業者負担金の額の決定等（第34条）</u>		—		
					(5) <u>事業者負担金の督促（第35条第1項）</u>		—		
					(6) <u>事業者負担金の強制徴収（第35条第3項）</u>		—		
					6 <u>特別防災区域の指定に係る意見の通知（第38条）</u>				—

4	省略				

7	報告の徴収（第39条）				—
8	立入検査（第40条第1項）				—
9	市町長からの報告の処理（第41条第1項、第3項）				—
10	市町長に対する第一種事業所に係る届出の受理等の通知（第41条第2項）				—
11	緊急時の指示に係る通知の受理（第41条の2、政令第40条）				—
5	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境政策課	1	省略				
	2	環境基本法の施行に関する事務	1 環境基準の類型を当てはめる地域及び水域の指定（第16条第2項第2号口）			
			2 公害防止計画の作成（第17条）			
	3～21	省略				
	22	ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関する事務	1・2 省略			
			3 ダイオキシン類により汚染された土壌に係る措置に関すること。			
			(1)～(4) 省略			
			(5) 対策計画の策定及び変更に係る公聴会の開催等（第31条第3項、第32条第2項）			
			(6) 省略			
	4・5 省略					
23・24	省略					
25	水質汚濁防止法の施行に関する事務	1 排出水の排出の規制に関すること。				
		(1)～(4) 省略				
		(5) 総量削減計画の公表（第4条の3第5項、第6項、特別措置法第12条の3第2項）				
		(6)～(8) 省略				
		2 生活排水対策に関すること。				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
環境政策課	1	省略				
	2	環境基本法の施行に関する事務	1 環境基準の類型を当てはめる地域及び水域の指定（第16条第2項）			
			2 公害防止計画の策定（第17条第3項）			
	3～21	省略				
	22	ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関する事務	1・2 省略			
			3 ダイオキシン類により汚染された土壌に係る措置に関すること。			
			(1)～(4) 省略			
			(5) 対策計画の策定及び変更に係る公聴会の開催（第31条第3項、第32条第2項）			
			(6) 省略			
	4・5 省略					
23・24	省略					
25	水質汚濁防止法の施行に関する事務	1 排出水の排出の規制に関すること。				
		(1)～(4) 省略				
		(5) 総量削減計画の公告（第4条の3第5項、第6項、特別措置法第12条の3第2項）				
		(6)～(8) 省略				
		2 生活排水対策に関すること。				

	(1)~(3) 省略				
	(4) 生活排水対策推進市町に 対する助言及び勧告（第14 条の9第6項、第8項）				
	3 省略				
26~31 省略					

	(1)~(3) 省略				
	(4) 生活排水対策推進市町に 対する助言及び勧告（第14 条の9第5項、第7項）				
	3 省略				
26~31 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
自然保護課	1 自然公園法の施行に関する事務	1 省略			
		2 公園事業に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 協議及び認可（第16条第2項、第3項）			
		(3) 変更の協議及び認可（第10条第6項、第16条第4項）			
		(4)・(5) 省略			
		(6) 承継の協議及び承認（第12条第1項、第2項、第16条第4項）			
		(7) 省略			
		(8) _____認可の失効の届出の受理（第14条第2項、第16条第4項）			
		(9)~(11) 省略			
	3~16 省略				
	2 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 公園事業に関すること。			
		(1) 省略			
(2) 協議及び認可（第10条第2項、第3項）					
(3) 変更の協議及び認可（第10条第6項）					
(4)・(5) 省略					
(6) 承継の協議及び承認（第12条第1項、第2項）					
(7) 省略					
(8) _____認可の失効の届出の受理（第14条第2項）					
(9)~(11) 省略					
4~15 省略					
3~6 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
自然保護課	1 自然公園法の施行に関する事務	1 省略			
		2 公園事業に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 同意及び認可（第16条第2項、第3項）			
		(3) 変更の同意及び認可（第10条第6項、第16条第4項）			
		(4)・(5) 省略			
		(6) 承継の同意及び承認（第12条第1項、第2項、第16条第4項）			
		(7) 省略			
		(8) 同意及び認可の失効の届出の受理（第14条第2項、第16条第4項）			
		(9)~(11) 省略			
	3~16 省略				
	2 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 公園事業に関すること。			
		(1) 省略			
(2) 同意及び認可（第10条第2項、第3項）					
(3) 変更の同意及び認可（第10条第6項）					
(4)・(5) 省略					
(6) 承継の同意及び承認（第12条第1項、第2項）					
(7) 省略					
(8) 同意及び認可の失効の届出の受理（第14条第2項）					
(9)~(11) 省略					
4~15 省略					
3~6 省略					

7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 鳥獣保護事業計画の作成及び変更（第4条第1項、 <u>第4項</u> 、 <u>第5項</u> ）					7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 鳥獣保護事業計画の作成及び変更（第4条第1項、 <u>第3項</u> 、 <u>第4項</u> ）				
	2 特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更（第4条第4項、 <u>第5項</u> 、 <u>第7条第1項</u> 、 <u>第5項</u> から <u>第8項</u> まで）						2 特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更（第4条第3項、 <u>第4項</u> 、 <u>第7条第1項</u> 、 <u>第4項</u> から <u>第7項</u> まで）				
	3 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制に関すること。						3 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の規制に関すること。				
	(1)・(2) 省略						(1)・(2) 省略				
	(3) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限（第4条第4項、 <u>第7条第5項</u> 、 <u>第12条第2項</u> から <u>第4項</u> まで、 <u>第6項</u> ）						(3) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限（第4条第3項、 <u>第7条第4項</u> 、 <u>第12条第2項</u> から <u>第4項</u> まで、 <u>第6項</u> ）				
	(4) 特定鳥獣に係る休猟区において捕獲等を行うことができる区域の指定、狩猟期間の延長及び捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部の解除（第4条第4項、 <u>第7条第5項</u> 、 <u>第12条第4項</u> 、 <u>_____</u> 、 <u>第14条</u> 、 <u>第34条第3項</u> ）						(4) 特定鳥獣に係る休猟区において捕獲等を行うことができる区域の指定、狩猟期間の延長及び捕獲等の禁止又は制限の全部又は一部の解除（第4条第3項、 <u>第7条第4項</u> 、 <u>第12条第4項</u> 、 <u>第6項</u> 、 <u>第14条</u> 、 <u>第34条第3項</u> ）				
	(5)～(7) 省略						(5)～(7) 省略				
	4 省略						4 省略				
	5 鳥獣保護区に関すること。						5 鳥獣保護区に関すること。				
	(1) 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定並びに指定の変更及び解除並びに特別保護指定区域の区域及び期間の指定（第4条第4項、 <u>第12条第4項</u> 、 <u>第15条第2項</u> 、 <u>第13項</u> 、 <u>第28条第1項</u> 、 <u>第3項</u> から <u>第10項</u> まで、 <u>第29条第1項</u> 、 <u>第3項</u> から <u>第5項</u> まで、 <u>第7項第4号</u> 、 <u>省令第36条</u> 、 <u>第37条第1項</u> ）						(1) 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定並びに指定の変更及び解除並びに特別保護指定区域の区域及び期間の指定（第4条第3項、 <u>第12条第4項</u> 、 <u>第15条第2項</u> 、 <u>第13項</u> 、 <u>第28条第1項</u> 、 <u>第3項</u> から <u>第10項</u> まで、 <u>第29条第1項</u> 、 <u>第3項</u> から <u>第5項</u> まで、 <u>第7項第4号</u> 、 <u>省令第36条</u> 、 <u>第37条第1項</u> ）				
	(2)～(5) 省略						(2)～(5) 省略				
	6～14 省略						6～14 省略				
	8 省略						8 省略				
	9 地域における多様な主体の連携による生物の多様性	1 地域連携保全活動計画に関する同意及び変更の同意（ <u>第4条第7項</u> 、 <u>第13項</u> ）									

の保全
のため
の活動
の促進
等に関
する法
律の施
行に関
する事
務

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
保健福祉課	1～4 省略				
	5 社会福祉法の施行に関する事務	1 省略			
		2 社会福祉事業に関すること。			
		(1)～(5) 省略			
	3 福祉事務所等に関すること。				
		(1) 町福祉事務所の設置及び廃止の協議（第14条）			
		(2) 省略			
6～12 省略					
13 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 省略				
	2 指定事業者等及び指定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。				
	(1) 報告の徴収及び立入検査（第51条の3第1項、第51条の32第1項）			—	
	(2) 報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理（第51条の32第3項）			—	
	(3) 勧告（第51条の4第1項、第51条の33第1項）			—	
	(4) 勧告に従わない旨の公表（第51条の4第2項、第51条の33第2項）			—	
(5) 措置命令（第51条の4第3項、第51条の33第3項）		—			

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
保健福祉課	1～4 省略				
	5 社会福祉法の施行に関する事務	1 省略			
		2 社会福祉事業に関すること。			
		(1)～(5) 省略			
		(6) 寄附金の募集の許可（第73条）			—
	3 福祉事務所等に関すること。				
	(1) 町福祉事務所の設置及び廃止の承認（第14条）				
(2) 省略					
6～12 省略					
13 障害者自立支援法の施行に関する事務	1 省略				

14 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童福祉施設に関すること。				
	(1)～(5) 省略				
	(6) 最低基準向上の勧告（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条第1項）				
	2 指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。				
	(1) 報告の徴収及び立入検査（第21条の5の26第1項、第24条の19の2、第24条の39第1項）			—	
	(2) 報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理（第24条の39第3項）				—
	(3) 勧告（第21条の5の27第1項、第24条の19の2、第24条の40第1項）			—	
	(4) 勧告に従わない旨の公表（第21条の5の27第2項、第24条の19の2、第24条の40第2項）			—	
(5) 措置命令（第21条の5の27第3項、第24条の19の2、第24条の40第3項）			—		
15 省略					
16 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
健康	1・2 省略				

14 児童福祉法の施行に関する事務	1 児童福祉施設に関すること。				
	(1)～(5) 省略				
	(6) 最低基準向上の勧告（児童福祉施設最低基準 _____ 第3条第1項）				
15 旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 精神障害者社会復帰施設に関すること。				
	(1) 報告の徴収及び立入検査（第50条の2の4、障害者自立支援法附則第48条）			—	
	(2) 改善及び事業の停止命令（第50条の2の5、障害者自立支援法附則第48条）			—	
16 省略					
17 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
健康	1・2 省略				

増進課	3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 予防計画に関すること。				
		(1) 策定及び変更(第10条第1項、第4項)				
		(2) 市町等の意見の聴取(第10条第5項)				
		(3) 厚生労働大臣への提出(第10条第6項)				
	2~8 省略					
4 予防接種法の施行に関する事務	1 臨時予防接種の実施及び指示(第6条第1項、第2項)					
	2 市町長に対する協力(第6条第3項)		—			
	3 予防接種の勸奨(第7条の2)				—	
5~10 省略						
11 健康増進法の施行に関する事務	1 県健康増進計画の策定及び変更(第8条第1項)					
	2~6 省略					
12~16 省略						

増進課	3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 予防計画に関すること。				
		(1) 策定及び変更(第10条第1項、第3項)				
		(2) 市町等の意見の聴取(第10条第4項)				
		(3) 厚生労働大臣への提出及び公表(第10条第5項)				
	2~8 省略					
4 予防接種法の施行に関する事務	1 臨時予防接種の実施及び指示(第6条)					
5~10 省略						
11 健康増進法の施行に関する事務	1 県健康増進計画の策定及び変更(第8条第1項、第3項)					
	2~6 省略					
12~16 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
薬務衛生課	1~5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 温泉法の施行に関する事務	1 土地掘削、増掘及び動力装置に関すること。				
		(1) 省略				
	(2) 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
薬務衛生課	1~5 省略				
	6 あへん法の施行に関する事務	1 報告の徴収等(第44条)			—
	7 省略				
	8 省略				
9 温泉法の施行に関する事務	1 土地掘削、増掘及び動力装置に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 工業利用に係る経済産業局長への協議(第3条第3項)		—		
	(3) 省略				

(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
(15) 省略				
(16) 省略				
(17) 省略				
(18) 省略				
2 温泉採取の制限に関するこ と。				
(1) 省略				
3 ~ 6 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				

(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
(15) 省略				
(16) 省略				
(17) 省略				
(18) 省略				
(19) 省略				
2 温泉採取の制限に関するこ と。				
(1) 省略				
(2) 工業利用に係る経済産業 局長への協議(第12条第2 項)				—
3 ~ 6 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
子 育	1 ~ 9 省略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
子 育	1 ~ 9 省略				

て 支 援 課	10 児童 福祉法 の施行 に関する 事務	1～3 省略				
		4 小規模住居型児童養育事業 に関すること。				
		(1) 事業の開始、変更、廃止 又は休止の届出の受理（第 34条の4）				
		(2) 報告の徴収及び立入検査 （第34条の5第1項）				
		(3) 事業の制限及び停止の命 令（第34条の6）				
	5 保育士等に関すること。					
	(1)～(3) 省略					
	(4) みなし保育士の承認（児 童福祉施設の設備及び運営 に関する基準第94条第3 項）					
	11 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 認定こども園に関するこ と。				
		(1) 認定（第3条第1項、第 3項）				
(2)～(8) 省略						
12・13 省略						
14 社会 福祉法 の施行 に関する 事務	1 省略					

て 支 援 課	10 児童 福祉法 の施行 に関する 事務	1～3 省略				
		4 小規模住居型児童養育事業 に関すること。				
		(1) 事業の開始、変更、廃止 又は休止の届出の受理（第 34条の3）				
		(2) 報告の徴収及び立入検査 （第34条の4第1項）				
		(3) 事業の制限及び停止の命 令（第34条の5）				
	5 保育士等に関すること。					
	(1)～(3) 省略					
	(4) みなし保育士の承認（最 低基準 _____第94条第3 項）					
	11 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 認定こども園に関するこ と。				
		(1) 認定（第3条第1項、第 2項）				
(2)～(8) 省略						
12・13 省略						
14 社会 福祉法 の施行 に関する 事務	1 省略					
	2 社会福祉事業に関するこ と。					
	(1) 寄附金の募集の許可（第 73条）					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
障	1 省略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
障	1 省略				

害 福 社 課	2 障害 者自立 支援法 の施行 に関する 事務	1 省略					
		2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者に関すること。					
		(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第47条の2第1項、第51条の26第1項）				—	
		(2) 措置命令に係る公示（第49条第5項、第51条の28第5項）					
		(3) 指定、変更等の届出、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示（第51条、第51条の30第1項）					
		3 指定事業者等及び指定相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。					
		(1) 報告の徴収及び立入検査の厚生労働大臣への要求（第51条の3第3項、第51条の32第3項）				—	
		(2) 措置命令に係る公示（第51条の4第4項、第51条の33第4項）				—	
		4 省略					
		5 省略					
	6 市町障害保健福祉計画に関すること。	(1) 意見の通知（第88条第8項）					
		(2) 省略					
		7 都道府県障害福祉計画に関すること。	(1) 策定及び変更（第89条第1項、第7項）				
			(2) 自立支援協議会の意見の聴取（第89条第5項）				—
	(3) 愛媛県障害者施策推進協議会の意見の聴取（第89条第6項）						
		8 省略					
		9 省略					
	3 省略						
	4 児童 福祉法 の施行	1 指定障害児事業者等及び指定障害児入所施設等に関すること。					
害 福 社 課	2 障害 者自立 支援法 の施行 に関する 事務	1 省略					
		2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に関すること。					
		(1) 措置命令に係る公示（第49条第6項）					
		(2) 指定、変更等の届出、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示（第51条）					
		3 省略					
		4 省略					
		5 市町障害保健福祉計画に関すること。	(1) 意見の通知（第88条第7項）				
			(2) 省略				
		6 都道府県障害福祉計画に関すること。	(1) 策定及び変更（第89条第1項、第6項）				
			(2) 地方障害者施策推進協議会の意見の聴取（第89条第5項）				
7 省略							
8 省略							
3 省略							
4 児童 福祉法 の施行	1 指定知的障害児施設等に関すること。						

に関する事務	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助 (第21条の5の20第1項、第24条の14の2)				—
	(2) 措置命令に係る公示(第21条の5の22第4項、第24条の16第4項)				
	(3) 指定、事業の廃止の届出、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示(第21条の5の24、第24条の18)				
	2 指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。				
	(1) 報告の徴収及び立入検査の厚生労働大臣への要求 (第21条の5の26第3項、第24条の19の2)				—
	(2) 措置命令に係る公示(第21条の5の27第4項、第24条の19の2、第24条の40第4項)				—
	3 省略				
	4 福祉の措置に関すること。				
	(1) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支弁(第50条第6号の4)				
	(2) 高額障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支弁 (第50条第6号の4)				
	(3)・(4) 省略				
	5 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る不服審査に関すること。				
	(1) 受理及び通知(第56条の5の5第2項、障害者自立支援法第102条)				—
(2) 障害児通所給付費等不服審査会への諮問(児童福祉法施行条例第4条)				—	
(3) 審理のための処分(第56条の5の5第2項、障害者自立支援法第103条第1項)				—	
5 ~ 7 省略					
に関する事務					
(1) 措置命令に係る公示(第21条の5の22第4項、第24条の16第4項)					
(2) 指定 、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示(第28条の18)					
2 省略					
3 福祉の措置に関すること。					
(1) 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支弁(第50条第6号の4)					
(2) 高額障害児施設給付費及び障害児施設医療費の支弁 (第50条第6号の4)					
(3)・(4) 省略					
5 ~ 7 省略					

8 社会 福祉士 及び介 護福祉 士法の 施行に 関する 事務	1	略痰 ^{かくたん} 吸引等業務の登録等の 公示（長寿介護課の所管に属 するものを除く。）（第48条 の8）				—
	2	特定行為業務の登録等の公 示（長寿介護課の所管に属す るものを除く。）（第48条の 8、附則第20条第2項）				—
	3	登録研修機関に関すること （第3号研修に係るものに限 る。）。				
	(1)	登録（附則第4条第2 項）	—			
	(2)	登録の更新（附則第9条 第1項）				—
	(3)	登録事項の変更の届出の 受理（附則第11条）				—
	(4)	業務規程の届出及び変更 届出の受理（附則第12条第 1項）				—
	(5)	業務の休廃止の届出の受 理（附則第13条）				—
	(6)	適合命令及び改善命令 （附則第14条、第15条）			—	
	(7)	登録の取消し等（附則第 16条）	—			
	(8)	公示（附則第17条）				—
	(9)	報告の徴収及び立入検査 （第19条、第20条、附則第 18条）				—
	4	認定特定行為業務従事者認 定証の交付事務の委託（第3 号研修に係るものに限る。） （附則第5条第1項）				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
			部 長	局 長	課 長
長 寿 介 護 課	1 省略				
	2 老人 福祉法 の施行 に関する 事務	1 省略			
		2 有料老人ホームに対する改 善命令に係る公示（第29条第 12項）			
	3 省略				
4 老人福祉計画に関するこ と。					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
			部 長	局 長	課 長
長 寿 介 護 課	1 省略				
	2 老人 福祉法 の施行 に関する 事務	1 省略			
		2 有料老人ホームに対する改 善命令に係る公示（第29条第 10項）			
	3 省略				
4 老人福祉計画に関するこ と。					

	(1) 市町村老人福祉計画に対する意見の通知（第20条の8第9項）					(1) 市町村老人福祉計画に対する意見の通知（第20条の8第8項）						
	(2) 都道府県老人福祉計画の策定及び変更（第20条の9第1項、第7項）					(2) 都道府県老人福祉計画の策定及び変更（第20条の9第1項、第6項）						
	(3)・(4) 省略					(3)・(4) 省略						
	5 省略					5 省略						
3 介護 保険法 の施行 に 関 す る 事 務	1 居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等（第24条第1項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下この部において「改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この部において「旧法」という。）第24条第1項）					1 居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等（第24条第1項_____）						
	2 被保険者等に対する報告の命令等（第24条第2項、旧法第24条第2項）					2 被保険者等に対する報告の命令等（第24条第2項_____）						
	3 指定市町村事務受託法人に関すること。					3 指定市町村事務受託法人に関すること。						
	(1) 指定（第24条の2第1項、旧法第24条の2第1項、介護保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条の6第1号、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる政令（以下この部において「旧政令」という。）第11条の6第1号）					(1) 指定（第24条の2第1項_____、介護保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条の6第1号_____）						
	(2) 変更並びに廃止、休止及び再開の届出の受理（政令第11条の3、第11条の6第2号、旧政令第11条の3、第11条の6第2号）					(2) 変更並びに廃止、休止及び再開の届出の受理（政令第11条の3、第11条の6第2号_____）						
	(3) 報告の徴収（政令第11条の4、旧政令第11条の4）					(3) 報告の徴収（政令第11条の4_____）						
	(4) 指定の取消し等（政令第11条の5第1項、第11条の6第3号、旧政令第11条の5第1項、第11条の6第3号）					(4) 指定の取消し等（政令第11条の5第1項、第11条の6第3号_____）						

(5) 指定の取消し等に係る市町からの通知の受理（政令第11条の5第2項、旧政令第11条の5第2項）			
4 介護支援専門員に関すること。			
(1)～(3) 省略			
(4) 登録（第69条の2第1項、旧法第69条の2第1項）			
(5) 登録の移転（第69条の3、旧法第69条の3、介護保険法施行規則（以下この部において「省令」という。）第113条の24、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる省令（以下この部において「旧省令」という。）第113条の24）			
(6) 変更の届出の受理（第69条の4、旧法第69条の4）			
(7) 死亡等の届出の受理（第69条の5、旧法第69条の5）			
(8) 登録の消除（第69条の6、旧法第69条の6）			
(9) 介護支援専門員証の交付（第69条の7第1項、第5項、旧法第69条の7第1項、第5項、省令第113条の22、旧省令第113条の22）			
(10) 介護支援専門員証の返還等（第69条の7第6項から第8項まで、旧法第69条の7第6項から第8項まで）			
(11) 介護支援専門員証の有効期間の更新（第69条の8、旧法第69条の8）			
(12) 介護支援専門員証の書換え交付（省令第113条の23第1項、第3項、旧省令第113条の23第1項、第3項）			
(13) 介護支援専門員証の再交付等（省令第113条の25第1項、第3項、第4項、旧省令第113条の25第1項、第3項、第4項）			

(5) 指定の取消し等に係る市町からの通知の受理（政令第11条の5第2項_____）			
4 介護支援専門員に関すること。			
(1)～(3) 省略			
(4) 登録（第69条の2第1項_____）			
(5) 登録の移転（第69条の3_____、介護保険法施行規則（以下この部において「省令」という。）第113条の24_____）			
(6) 変更の届出の受理（第69条の4_____）			
(7) 死亡等の届出の受理（第69条の5_____）			
(8) 登録の消除（第69条の6_____）			
(9) 介護支援専門員証の交付（第69条の7第1項、第5項_____、省令第113条の22_____）			
(10) 介護支援専門員証の返還等（第69条の7第6項から第8項まで_____）			
(11) 介護支援専門員証の有効期間の更新（第69条の8_____）			
(12) 介護支援専門員証の書換え交付（省令第113条の23第1項、第3項_____）			
(13) 介護支援専門員証の再交付等（省令第113条の25第1項、第3項、第4項_____）			

(14) 報告の徴収（第69条の38第1項、旧法第69条の38第1項）				
(15) 指示又は研修命令（第69条の38第2項、第4項、旧法第69条の38第2項、第4項）				
(16) 業務の禁止（第69条の38第3項、第4項、旧法第69条の38第3項、第4項）				
5 省略				
6 指定試験実施機関に関すること。				
(1) 指定（第69条の27第1項、政令第35条の15第3項）				
(2)～(4) 省略				
(5) 指定の取消し（政令第35条の15第2項、第3項）				
7 指定研修実施機関に関すること。				
(1) 指定（第69条の33第1項、政令第35条の16第3項）				
(2)・(3) 省略				
(4) 指定の取消し（政令第35条の16第2項、第3項）				
8～12 省略				
13 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。				
(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（旧法第111条の2第1項）				
(2) 公示（旧法第113条の2第4項、第115条）				
14～16 省略				
17 介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係る業務管理体制の整備に関すること。				
(1) 報告の徴収及び立入検査（第115条の33第1項、旧法第115条の33第1項）				

(14) 報告の徴収（第69条の38第1項_____）				
(15) 指示又は研修命令（第69条の38第2項、第4項_____）				
(16) 業務の禁止（第69条の38第3項、第4項_____）				
5 省略				
6 指定試験実施機関に関すること。				
(1) 指定（第69条の27第1項、政令第35条の9第3項）				
(2)～(4) 省略				
(5) 指定の取消し（政令第35条の9第2項、第3項）				
7 指定研修実施機関に関すること。				
(1) 指定（第69条の33第1項、政令第35条の10第3項）				
(2)・(3) 省略				
(4) 指定の取消し（政令第35条の10第2項、第3項）				
8～12 省略				
13 _____指定介護療養型医療施設に関すること。				
(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（_____第111条の2第1項）				
(2) 公示（_____第113条の2第4項、第115条）				
14～16 省略				
17 介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係る業務管理体制の整備に関すること。				
(1) 報告の徴収及び立入検査（第115条の33第1項_____）				

(2) 報告の徴収及び立入検査の要請（第115条の33第3項、旧法第115条の33第3項）					(2) 報告の徴収及び立入検査の要請（第115条の33第3項_____）				
(3) 報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理（第115条の33第4項、旧法第115条の33第4項）					(3) 報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理（第115条の33第4項_____）				
(4) 勧告（第115条の34第1項、旧法第115条の34第1項）					(4) 勧告（第115条の34第1項_____）				
(5) 勧告に従わない旨の公表（第115条の34第2項、旧法第115条の34第2項）					(5) 勧告に従わない旨の公表（第115条の34第2項_____）				
(6) 措置命令（第115条の34第3項、第4項、旧法第115条の34第3項、第4項）					(6) 措置命令（第115条の34第3項、第4項_____）				
(7) 措置命令に係る公示（第115条の34第4項、旧法第115条の34第4項）					(7) 措置命令に係る公示（第115条の34第4項_____）				
(8) 措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理（第115条の34第5項、旧法第115条の34第5項）					(8) 措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理（第115条の34第5項_____）				
18 介護サービス情報の公表に関すること。					18 介護サービス情報の公表に関すること。				
(1) 報告の受理（第115条の35第1項、旧法第115条の35第1項）					(1) 報告の受理（第115条の35第1項_____）				
(2) 報告に関する計画の策定及び公表（政令第37条の2第1項、第3項、旧政令第37条の2第1項、第3項）					(2) 報告に関する計画の策定及び公表（政令第37条の2第1項、第3項_____）				
(3) 公表_____（第115条の35第2項、旧法第115条の35第2項）					(3) 調査の実施（第115条の35第2項_____）				
(4) 調査の実施（第115条の35第3項、旧法第115条の35第3項）					(4) 公表_____（第115条の35第3項_____）				
(5) 報告等の命令（第115条の35第4項、第5項、旧法第115条の35第4項、第5項）					(5) 報告等の命令（第115条の35第4項、第5項_____）				

(6) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等(第115条の35第6項、第7項、旧法第115条の35第6項、第7項)					(6) 指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等(第115条の35第6項、第7項_____)				
19 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。					19 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。				
(1) 指定(第115条の36第1項、旧法第115条の36第1項、政令第37条の4第1項、旧政令第37条の4第1項)					(1) 指定(第115条の36第1項_____ 政令第37条の4第1項_____)				
(2) 報告の徴収及び立入検査(第115条の40第1項、旧法第115条の40第1項)					(2) 報告の徴収及び立入検査(第115条の40第1項_____)				
(3) 業務の休廃止の許可(第115条の41、旧法第115条の41、政令第37条の9、旧政令第37条の9)					(3) 業務の休廃止の許可(第115条の41_____ 政令第37条の9_____)				
(4) 変更の届出の受理(政令第37条の4第2項、第3項、旧政令第37条の4第2項、第3項)					(4) 変更の届出の受理(政令第37条の4第2項、第3項_____)				
(5) 調査事務に関する計画の策定(政令第37条の5第1項、旧政令第37条の5第1項)					(5) 調査事務に関する計画の策定(政令第37条の5第1項_____)				
(6) 調査事務の方法の改善命令(政令第37条の5第3項、旧政令第37条の5第3項)					(6) 調査事務の方法の改善命令(政令第37条の5第3項_____)				
(7) 調査事務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令(政令第37条の6、旧政令第37条の6)					(7) 調査事務規程の認可及び変更の認可並びに変更命令(政令第37条の6_____)				
(8) 改善命令(政令第37条の8、旧政令第37条の8)					(8) 改善命令(政令第37条の8_____)				
(9) 指定の取消し等(政令第37条の10、旧政令第37条の10)					(9) 指定の取消し等(政令第37条の10_____)				
20 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。					20 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。				
(1) 指定(第115条の42第1項、旧法第115条の42第1項)					(1) 指定(第115条の42第1項_____)				

<p>(2) 報告の徴収及び立入検査 (第115条の40第1項、第115条の42第3項、旧法第115条の40第1項、第115条の42第3項)</p>						<p>(2) 報告の徴収及び立入検査 (第115条の40第1項、第115条の42第3項 _____ _____)</p>					
<p>(3) 業務の休廃止の許可(第115条の41、第115条の42第3項、旧法第115条の41、第115条の42第3項、政令第37条の9、第37条の11、旧政令第37条の9、第37条の11)</p>						<p>(3) 業務の休廃止の許可(第115条の41、第115条の42第3項 _____ _____, 政令第37条の9、第37条の11 _____ _____)</p>					
<p>(4) 変更の届出の受理(政令第37条の4第2項、第3項、第37条の11、旧政令第37条の4第2項、第3項、第37条の11)</p>						<p>(4) 変更の届出の受理(政令第37条の4第2項、第3項、第37条の11 _____ _____)</p>					
<p>(5) 情報公表事務の方法の改善命令(政令第37条の5第3項、第37条の11、旧政令第37条の5第3項、第37条の11)</p>						<p>(5) 情報公表事務の方法の改善命令(政令第37条の5第3項、第37条の11 _____ _____)</p>					
<p>(6) 情報公表事務規程の認可及び変更認可並びに変更命令(政令第37条の6、第37条の11、旧政令第37条の6、第37条の11)</p>						<p>(6) 情報公表事務規程の認可及び変更認可並びに変更命令(政令第37条の6、第37条の11 _____ _____)</p>					
<p>(7) 改善命令(政令第37条の8、第37条の11、旧政令第37条の8、第37条の11)</p>						<p>(7) 改善命令(政令第37条の8、第37条の11 _____ _____)</p>					
<p>(8) 指定の取消し等(政令第37条の10、第37条の11、旧政令第37条の10、第37条の11)</p>						<p>(8) 指定の取消し等(政令第37条の10、第37条の11 _____ _____)</p>					
<p>21 介護保険事業支援計画等に関すること。</p>						<p>21 介護保険事業支援計画等に関すること。</p>					
<p>(1) 市町村介護保険事業計画に対する意見の通知(第117条第9項、旧法第117条第9項)</p>						<p>(1) 市町村介護保険事業計画に対する意見の通知(第117条第7項 _____ _____)</p>					
<p>(2) 都道府県介護保険事業支援計画の策定(第118条第1項、第7項、旧法第118条第1項、第7項)</p>						<p>(2) 都道府県介護保険事業支援計画の策定(第118条第1項、第6項 _____ _____)</p>					
<p>(3) 市町村介護保険事業計画の作成上の助言(第119条第1項、旧法第119条第1項)</p>						<p>(3) 市町村介護保険事業計画の作成上の助言(第119条第1項 _____ _____)</p>					

	(6) 適合命令及び改善命令 (附則第14条、第15条)				—
	(7) 登録の取消し等(附則第16条)			—	
	(8) 公示(附則第17条)				—
	(9) 報告の徴収及び立入検査 (第19条、第20条、附則第18条)				—
	4 認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託(第1号研修及び第2号研修に係るものに限る。)(附則第5条第1項)				—
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				

5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 室長	
国民健康保険室	1 国民健康保険法の施行に関する事務	1 国民健康保険組合等の管理に關すること。			
		(1) 省略			
		(2) 組合及び連合会の仮理事及び特別代理人の選任(第24条の4、第24条の5、第86条)	—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者 部長 局長 室長	
国民健康保険室	1 国民健康保険法の施行に関する事務	1 国民健康保険組合等の管理に關すること。			
		(1) 省略			

	(3) 省略				
	(4) 組合及び連合会の清算人及び解散の届出の受理(第32条の7、第86条)				
	(5) 組合及び連合会の清算終了の届出の受理(第32条の12、第86条)				—
	(6) 省略				
	2～6 省略				
2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務	1 県医療費適正化計画に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 市町との協議(第9条第5項)				
	(3) 計画の厚生労働大臣への提出及び公表(第9条第6項)				
	(4) 保険者等に対する協力の要請(第9条第7項)				
	(5)～(10) 省略				
	2～4 省略				

	(2) 省略				
	(3) 組合及び連合会の解散及び精算の届出の受理(第34条、第86条)				
	(4) 省略				
	2～6 省略				
2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務	1 県医療費適正化計画に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 市町との協議(第9条第4項)				
	(3) 計画の厚生労働大臣への提出及び公表(第9条第5項)				
	(4) 保険者等に対する協力の要請(第9条第6項)				
	(5)～(10) 省略				
	2～4 省略				

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業政策課	1～7 省略				
	8 発電用施設周辺地域整備法の施行に関する事務	1 公共用施設整備計画に関すること。			
		(1) 計画の作成等(第4条第1項、第2項)	—		
		(2) 計画の変更(第4条第1項、第9項)	—		
		(3) 意見聴取等(第4条第4項、第5項、第9項)	—		
		(4) 計画に基づく事業の実施(第5条)	—		
	2 利便性向上等事業計画に関すること。	(1) 計画の作成等(第4条第1項、第2項、第10条第1項、第4項)	—		
		(2) 計画の変更(第4条第9項、第10条第4項)	—		

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業政策課	1～7 省略				

	(3) <u>意見聴取等（第4条第4項、第5項、第9項、第10条第4項）</u>	—		
	(4) <u>計画に基づく事業の実施（第5条、第10条第4項）</u>	—		
	(5) <u>計画に基づく事業を行う者の認定（第11条第1項）</u>	—		
9 鉱業法の施行に関する事務	1 <u>鉱業権設定出願の協議に対する回答（第24条）</u>	—		
	2 <u>鉱業権の設定の許可に係る協議に対する回答（第40条第4項）</u>	—		
	3 <u>土地使用等の許可に係る協議に対する回答（第106条第2項）</u>	—		
10 計量法の施行に関する事務	1～14 省略			

8 計量法の施行に関する事務	1～14 省略			
	15 <u>特定市町の区域における執行に係る協議（第155条）</u>			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
立地推進課	1～5 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
企業立地推進室	1～5 省略				
6 発電用施設周辺地域整備法の施行に関する事務	1 <u>整備計画の作成（第4条）</u>	—			
	2 <u>整備計画の変更（第4条）</u>	—			
	3 <u>整備計画に基づく事業の実施（第5条）</u>	—			
7 鉱業法の施行に関する事務	1 <u>鉱業権設定出願の協議に対する回答（第24条）</u>	—			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
観 光 物 産 課	1 えひ めお接 待の心 観光振 興条例 の施行 に關す る事務	1 観光振興基本計画の策定及 び変更（第10条第1項、第3 項、第4項）	—		
		2 観光振興基本計画に基づき 講じた施策の実施状況の公表 （第10条第5項）	—		
	2 広域 文化交 流に關 する事 務	1 愛媛広域文化交流基盤整備 の推進に關すること。	—		
	3 観光 施設の 整備に 關する 事務	1 市町の観光施設の整備指導	—		
		2 観光標識の設置	—		
	4 観光 宣伝事 業に關 する事 務	1 観光資料等の作成			—
		2 四国4県共同事業の実施			—
		3 観光キャンペーン事業の実 施			—
	5 観光 客誘致 事業の 実施に 關する 事務	1 観光展及び観光懇談会の実 施			—
		2 広域観光推進事業の実施			—
3 観光ルートの設定		—			
6 観光 団体の 指導に 關する 事務	1 社団法人愛媛県観光物産協 会（平成4年7月29日に社団 法人愛媛県観光協会という名 称で設立された法人をい う。）の指導育成			—	
	2 愛媛県旅行業協会の指導育 成			—	
7 旅行 業法の 施行に 關する 事務	1 旅行業者（本邦外の企画旅 行（参加する旅行者の募集を することにより実施するもの に限る。）を実施しないもの に限る。以下この項において 同じ。）及び旅行業者代理業 者（以下この項において「旅 行業者等」という。）に關す ること。				

(1) <u>旅行者等の登録（第3条、第5条第2項）</u>			—
(2) <u>旅行者の登録の有効期間の更新の登録（第6条の3第1項、第2項）</u>			—
(3) <u>旅行者の業務の変更登録（第6条の4第1項、第2項）</u>			—
(4) <u>旅行者等の登録事項の変更の届出の受理（第6条の4第3項）</u>			—
(5) <u>旅行者の営業保証金に係る届出の受理及び催告（第7条第2項、第4項、第8条第3項、第9条第2項、第6項、第18条第2項、第18条の2第3項、第22条の15第4項、第22条の22第2項）</u>			—
(6) <u>旅行者に対する登録の取消し（第7条第5項、第8条第3項、第9条第2項）</u>	—		
(7) <u>旅行者の取引額の報告の受理（第10条）</u>			—
(8) <u>旅行者の定める旅行業約款の認可及び変更の認可（第12条の2第1項）</u>			—
(9) <u>旅行者等の事業の廃止等の届出の受理（第15条第1項から第3項まで）</u>			—
(10) <u>旅行者等に対する業務改善命令（第18条の3第1項）</u>	—		
(11) <u>旅行者等に対する業務停止命令及び登録の取消し（第19条）</u>	—		
(12) <u>旅行者等の登録の抹消（第20条第1項、第2項）</u>			—
(13) <u>登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取（第23条）</u>			—
(14) <u>報告の徴収及び立入検査（第26条第1項、第3項）</u>			—
2 <u>旅行業協会に関すること。</u>			
(1) <u>旧協会に対する保証社員であつた旅行者の登録の抹消の通知（第22条の23第1項）</u>			—

	3 旅行者等が組織する団体 に関すること。			
	(1) 設立の届出の受理（第25 条）			—
	(2) 報告の徴収（第26条第1 項）			—
8 物産 の販路 拡大そ の他物 産に関 する事 務	1 物産の販路拡大			—
	2 香川県・愛媛県共同アンテ ナショップ運営協議会に関す ること。			—
9 博覧 会、展 示会、 見本市 等に関 する事 務	1 博覧会、展示会、見本市等 の企画	—		
	2 博覧会、展示会、見本市等 の出品物の選定			—
10 伝統 的工芸 品産業 の振興 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1 伝統的工芸品の指定及び指 定の変更の申出書の進達（第 2条第3項、第7項）		—	
	2 振興計画の認定申請書の進 達（第4条）		—	
	3 振興計画の変更認定申請書 の進達（第5条第2項）		—	
	4 報告の徴収（第22条）		—	
11 えひ め伝統 工芸士 に関す る事務	1 えひめ伝統工芸士の認定及 び認定の取消し（えひめ伝統 工芸士認定規程（昭和56年10 月愛媛県告示第1254号）第2 条第1項、第6条）	—		

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
国 際 交 流 課	1 国際 交流に 関する 事務	1 都道府県国際交流推進協議 会に関すること。			—
		2 海外友好親善事業に関する こと。		—	
		3 国際交流員に関すること。			
		(1) 受入方針に関すること。		—	
		(2) その他国際交流員に関す ること。		—	
		4 在県留学生に関すること。			—

2 国際 協力を 関する 事務	1 海外技術研修員の受入れに 関すること。			
	(1) 受入方針に関すること。			—
	(2) その他海外技術研修員に 関すること。			—
	2 青年海外協力隊の募集・啓 発事業の実施			—
3 国際 観光振 興事業 の実施 に關す る事務	1 国際観光振興事業の実施			—
4 外国 人観光 旅客の 旅行の 容易化 等の促 進によ る国際 観光の 振興に 關する 法律の 施行に 關する 事務	1 外客来訪促進計画に関する こと。			
	(1) 策定（第4条第1項）	—		
	(2) 変更（第4条第6項）		—	
	(3) 観光庁長官への同意申請 （第4条第2項、第6項）			—
	(4) 関係市町との協議（第4 条第4項、第6項）			—
	(5) 公表（第4条第5項、第 6項）			—
	2 事業者に対する助言、指導 等（第26条第1項）			—
5 通訳 案内土 法の施 行に關 する事 務	1 登録の実施及び拒否（第20 条から第22条まで）			—
	2 変更の届出に係る登録証の 訂正（第23条）			—
	3 登録証の再交付（第24条）			—
	4 登録の抹消（第25条、第26 条）			—
	5 登録簿の閲覧（第27条）			—
	6 懲戒処分（第33条）			—
	7 報告の徴収（第34条）			—
	8 登録証の返納の受理（通訳 案内土法施行規則第20条第2 項）			—
6 国際 観光ホ テル整 備法の 施行に 關する 事務	1 必要な措置の指示（第12条 第2項、第13条第2項、第18 条第2項）			—
	2 報告の徴収及び立入検査 （第44条第1項、第3項）			—

7 海外 移住に 関する 事務	1 海外移住に関する <u>こと。</u>				—
8 旅券 法の施 行に関 する事 務	1 一般旅券の発給の申請の受理（第3条第1項から第3項まで、旅券法施行規則（以下の部において「省令」という。）第2条第3項、第4項、第3条第1項、第2項）				—
	2 一般旅券に係る申請を外務省で行う必要性の認定（第3条第1項ただし書、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項）				—
	3 一般旅券の作成（第5条、第7条）				—
	4 一般旅券の交付（第8条第1項、第3項、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項、省令第7条第3項、第5項）				—
	5 一般旅券への渡航先の追加の申請の受理（第3条第3項、第9条第1項、第3項、省令第2条第3項、第4項、第3条第1項、第2項）				—
	6 一般旅券への渡航先の追加記載（第9条第1項）				—
	7 一般旅券の記載事項の訂正（第10条第1項ただし書、省令第3条第1項、第2項、第5項）				—
	8 一般旅券の職権による作成又は訂正（第10条第3項）				—
	9 一般旅券の査証欄の増補（第12条第1項、省令第3条第1項、第2項、第5項）				—
	10 一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付（第14条、第19条第4項）				—
	11 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理（第17条第1項から第3項まで、省令第2条第3項、第7条第3項、第5項、第14条第3項、第15条第3項）				—

	12 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出を外務省で行う必要性の認定（第17条第1項ただし書）				—
	13 一般旅券の返納の受理（第19条第5項）				—
	14 返納された一般旅券の還付（第19条第6項）				—
9 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の施行に関する事務	1 震災特例旅券の作成（第2条第1項、第2項、旅券法第7条）				—
	2 震災特例旅券の交付（第3条第1項、旅券法第8条第1項、第3項、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則本則、旅券法施行規則第7条第3項、第5項）				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者 部 長 局 長 課 長	
労政雇用課	1～8 省略				
	9 勤労青少年の福祉に関する事務	1 省略			
		2 省略			
		3 省略			
10・11 省略					
12 職業能力開発促進法の施行その他職業訓練に関する事務	1 職業能力開発計画に関すること。				
	(1) 職業能力開発計画の策定（第7条第1項、第4項）	—			
	(2) 関係事業主の団体に対する職業訓練の実施等に関する勧告（第6条、第7条第5項）				—
	2 省略				
	3 事業主等の行う職業訓練に関すること。				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者 部 長 局 長 課 長	
労政雇用課	1～8 省略				
	9 勤労青少年の福祉に関する事務	1 勤労青年リーダー研修の実施			—
		2 省略			
		3 省略			
4 省略					
10・11 省略					
12 職業能力開発促進法の施行その他職業訓練に関する事務	1 職業能力開発計画の策定（第7条第1項）		—		
	2 省略				
	3 事業主等の行う職業訓練に関すること。				

					(1) 関係事業主の団体に対する職業訓練の実施についての必要な勧告(第6条、第7条第3項)					—
	(1) 省略				(2) 省略					
	(2) 省略				(3) 省略					
	(3) 省略				(4) 省略					
					(5) 愛媛県職業能力開発協会の指導監督					—
4	職業訓練指導員に関すること。				4	職業訓練指導員に関すること。				—
	(1) 職業訓練指導員免許及び免許証の交付(第28条第1項、第3項)									
	(2) 職業訓練指導員免許の取消し(第29条)									—
	(3) 職業訓練指導員試験の実施(第30条第1項)									—
	(4) 職業訓練指導員試験の免除(第30条第5項)									—
5	職業訓練法人に関すること。									
	(1) 設立の認可(第35条第1項)			—						
	(2) 寄附行為の補充(第35条第4項)									—
	(3) 仮理事の選任(第37条の7)			—						
	(4) 特別代理人の選任(第37条の8)			—						
	(5) 定款又は寄附行為の変更の認可(第39条第1項)									—
	(6) 解散の認可(第40条第2項)			—						
	(7) 設立の認可の取消し(第41条)			—						
	(8) 残余財産を帰属させる者の認可(第42条第2項、第3項)			—						
6	技能検定に関すること。				5	技能検定に関すること。				
	(1) 技能検定の実施(第46条第2項)				(1) 愛媛県職業能力開発協会に行わせる事務の決定(第46条第4項)					
	(2) 職業能力開発協会に行わせる業務の決定(第46条第4項)				(2) 愛媛県職業能力開発協会の指導監督					
					6	技能振興に関すること。				
					(1) 技能五輪に関すること。					—

雇用 対 策 室						
	1 省略					
	2 省略					
	3 地域 雇用開 発促進 法の施 行に関 する事 務	1 地域雇用開発計画及び地域 雇用創造計画 _____ に関す ること。				
		(1) 策定及び厚生労働大臣へ の協議（第5条第1項、第 6条第1項）				
		(2) 関係市町長等の意見の聴 取（第5条第4項、第9 項、第6条第4項、第9 項）				
(3) 公表（第5条第7項、第 9項、第6条第7項、第9 項）						
(4) 厚生労働大臣への変更の 協議（第5条第8項、第6 条第8項）						
4 省略						
5 省略						

雇 用 対 策 室	1 雇用 対策法 の施行 に関す る事務	1 雇用対策基本計画の策定及 び変更に係る厚生労働大臣へ の意見の具申（第8条第6 項、第8項）				
	2 省略					
	3 省略					
	4 地域 雇用開 発促進 法の施 行に関 する事 務	1 地域雇用機会増大計画及び 地域求職活動援助計画に関す ること。				
		(1) 策定及び厚生労働大臣へ の協議（第5条第1項、第 7条第1項）				
		(2) 関係市町長 等の意見の聴 取（第5条第3項、第8 項、第7条第3項、第8 項）				
(3) 公表（第5条第6項、第 8項、第7条第6項、第8 項）						
(4) 厚生労働大臣への変更の 協議（第5条第7項、第7 条第7項）						
5 省略						
6 省略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
経 営 支 援 課	1～5 省略					
	6 小規 模企業 者等設 備導入 資金助 成法の 施行に 関する 事務	1 省略				
		2 設備導入資金に係る業務に 関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
(4) 事業計画及び収支予算の 承認（小規模企業者等設備 導入資金助成法施行規則 （(5)において「省令」とい う。）第1条）						
(5) 省略						
7～22 省略						

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
経 営 支 援 課	1～5 省略					
	6 小規 模企業 者等設 備導入 資金助 成法の 施行に 関する 事務	1 省略				
		2 設備導入資金に係る業務に 関すること。				
		(1) 事業計画の作成（第12 条）				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
(4) 省略						
(5) 事業計画及び収支予算の 承認（小規模企業者等設備 導入資金助成法施行規則 （(6)において「省令」とい う。）第1条）						
(6) 省略						
7～22 省略						

23 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行に関する事務	1 地域産業資源の内容の指定 (第4条第1項)				
	2 地域産業資源の内容の公表等(第4条第2項)				
	3・4 省略				

23 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行に関する事務	1 基本構想の作成及び変更 (第4条第1項、第5条第1項)				
	2 基本構想の公表(第4条第5項、第5条第3項)				
	3・4 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
観光物産課	1 えひめお接待の心 観光振興条例の施行に関する事務	1 観光振興基本計画の策定及び変更(第10条第1項、第3項、第4項)	—		
		2 観光振興基本計画に基づき講じた施策の実施状況の公表(第10条第5項)		—	
	2 観光開発の総合計画に関する事務	1 観光開発の総合計画		—	
	3 広域文化交流に関する事務	1 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。	—		
	4 観光施設の整備に関する事務	1 市町の観光施設の整備指導		—	
2 観光標識の設置			—		
5 観光宣伝事業に関する事務	1 観光資料等の作成			—	
	2 四国4県共同事業の実施			—	
	3 観光キャンペーン事業の実施			—	

6 観光 客誘致 事業の 実施に 関する 事務	1 観光展及び観光懇談会の実施			—
	2 広域観光推進事業の実施			—
	3 観光ルートの設定		—	
7 観光 団体の 指導に 関する 事務	1 社団法人愛媛県観光協会 (平成4年7月29日に社団法人愛媛県観光協会という名称で設立された法人をいう。)の指導育成			—
	2 愛媛県旅行業協会の指導育成			—
8 旅行 業法の 施行に 関する 事務	1 旅行者(本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。))を実施しないものに限る。以下この項において同じ。)及び旅行者代理業者(以下この項において「旅行者等」という。)に関すること。			
	(1) 旅行者等の登録(第3条、第5条第2項、第24条、旅行業法施行令(以下この部において「政令」という。)第5条第1項)			—
	(2) 旅行者の登録の有効期間の更新の登録(第6条の3第1項、第2項、第24条、政令第5条第1項)			—
	(3) 旅行者の業務の変更登録(第6条の4第1項、第2項、第24条、政令第5条第1項)			—
	(4) 旅行者等の登録事項の変更の届出の受理(第6条の4第3項、第24条、政令第5条第1項)			—
	(5) 旅行者の営業保証金に係る届出の受理及び催告(第7条第2項、第4項、第8条第3項、第9条第2項、第6項、第18条第2項、第18条の2第3項、第22条の15第4項、第22条の22第2項、第24条、政令第5条第1項)			—

(6) <u>旅行者に対する登録の取消し（第7条第5項、第8条第3項、第9条第2項、第24条、政令第5条第1項）</u>	—		
(7) <u>旅行者の取引額の報告の受理（第10条、第24条、政令第5条第1項）</u>			—
(8) <u>旅行者の定める旅行業約款の認可及び変更の認可（第12条の2第1項、第24条、政令第5条第1項）</u>		—	
(9) <u>旅行者等の事業の廃止等の届出の受理（第15条第1項から第3項まで、第24条、政令第5条第1項）</u>			—
(10) <u>旅行者等に対する業務改善命令（第18条の3、第24条、政令第5条第1項）</u>	—		
(11) <u>旅行者等に対する業務停止命令及び登録の取消し（第19条、第24条、政令第5条第1項）</u>	—		
(12) <u>旅行者等の登録の抹消（第20条第1項、第2項、第24条、政令第5条第1項）</u>			—
(13) <u>登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取（第23条、第24条、政令第5条第1項）</u>		—	
(14) <u>報告の徴収及び立入検査（第24条、第26条第1項、第2項、政令第5条第1項）</u>			—
2 <u>旅行業協会に関すること。</u>			
(1) <u>旧協会に対する保証社員であつた旅行者の登録の抹消の通知（第22条の23第1項、第24条、政令第5条第1項）</u>			—
3 <u>旅行者等が組織する団体に関すること。</u>			
(1) <u>設立の届出の受理（第24条、第25条、政令第5条第2項）</u>			—
(2) <u>報告の徴収（第24条、第26条第1項、政令第5条第3項）</u>			—

9 物産 の販路 拡大、 県産品 愛用運 動の推 進その 他物産 に関す る事務	1 物産の販路拡大				—
	2 県産品愛用運動の推進		—		
	3 社団法人愛媛県物産協会 (平成3年7月20日に社団法人愛媛県物産協会という名称で設立された法人をいう。)の指導育成				—
	4 香川県・愛媛県共同アンテナショップ運営協議会に関すること。				—
10 博覧 会、展 示会、 見本市 等に関 する事 務	1 博覧会、展示会、見本市等の企画		—		
	2 博覧会、展示会、見本市等の出品物の選定				—
11 伝統 的工芸 品産業 の振興 に関す る法律 の施行 に関す る事務	1 伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達(第2条第3項、第7項)				—
	2 振興計画の認定申請書の進達(第4条)				—
	3 振興計画の変更認定申請書の進達(第5条第2項)				—
	4 報告の徴収(第22条)				—
12 えひ め伝統 工芸士 に関す る事務	1 えひめ伝統工芸士の認定及び認定の取消し(えひめ伝統工芸士認定規程(昭和56年10月愛媛県告示第1254号)第2条第1項、第6条)	—			

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
国 際 交 流 課	1 国際 交流に 関する 事務	1 都道府県国際交流推進協議会に関すること。			—
		2 海外友好親善事業に関すること。			—
		3 国際交流員に関すること。			—
		(1) 受入方針に関すること。			—
	(2) その他国際交流員に関すること。			—	
	4 在県留学生に関すること。			—	
	2 国際 協力に 関する	1 海外技術研修員の受入れに関すること。			—
(1) 受入方針に関すること。			—		

	事務	(2) <u>その他海外技術研修員に関すること。</u>			—
		2 <u>青年海外協力隊の募集・啓発事業の実施</u>			—
	3 国際観光振興事業の実施に関する事務	1 <u>国際観光振興事業の実施</u>			—
	4 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の施行に関する事務	1 <u>外客来訪促進計画に関すること。</u>			
		(1) <u>策定（第4条第1項）</u>	—		
		(2) <u>変更（第4条第6項）</u>		—	
		(3) <u>観光庁長官への同意申請（第4条第2項、第6項）</u>			—
		(4) <u>関係市町との協議（第4条第4項、第6項）</u>			—
		(5) <u>公表（第4条第5項、第6項）</u>			—
		2 <u>事業者に対する助言、指導等（第26条第1項）</u>			—
	5 通関案内土法の施行に関する事務	1 <u>登録の実施及び拒否（第20条から第22条まで）</u>			—
		2 <u>変更の届出に係る登録証の訂正（第23条）</u>			—
		3 <u>登録証の再交付（第24条）</u>			—
		4 <u>登録の抹消（第25条、第26条）</u>			—
		5 <u>登録簿の閲覧（第27条）</u>			—
		6 <u>懲戒処分（第33条）</u>			—
		7 <u>報告の徴収（第34条）</u>			—
		8 <u>登録証の返納の受理（通関案内土法施行規則第20条第2項）</u>			—
	6 国際観光ホテル整備法の施行に関する事務	1 <u>必要な措置の指示（第12条第2項、第13条第2項、第18条第2項）</u>			—
		2 <u>報告の徴収及び立入検査（第44条第1項、第3項）</u>			—
	7 海外移住に関する事務	1 <u>海外移住に関すること。</u>			—

8 旅券法の施行に関する事務	1 一般旅券の発給の申請の受理（第3条第1項から第3項まで、旅券法施行規則（以下この部において「省令」という。）第2条第3項、第4項、第3条第1項、第2項）				—
	2 一般旅券に係る申請を外務省で行う必要性の認定（第3条第1項ただし書、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項）				—
	3 一般旅券の作成（第5条、第7条、第21条の2、旅券法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条第1項第1号）				—
	4 一般旅券の交付（第8条第1項、第3項、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項、省令第7条第3項、第5項）				—
	5 一般旅券への渡航先の追加の申請の受理（第3条第3項、第9条第1項、第3項、省令第2条第3項、第4項、第3条第1項、第2項）				—
	6 一般旅券への渡航先の追加記載（第9条第1項、第21条の2、政令第4条第1項第2号）				—
	7 一般旅券の記載事項の訂正（第10条第1項ただし書、第21条の2、政令第4条第1項第3号、省令第3条第1項、第2項、第5項）				—
	8 一般旅券の職権による作成又は訂正（第10条第3項、第21条の2、政令第4条第1項第4号）				—
	9 一般旅券の査証欄の増補（第12条第1項、第21条の2、政令第4条第1項第5号、省令第3条第1項、第2項、第5項）				—
	10 一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付（第14条、第19条第4項、第21条の2、政令第4条第1項第6号）				—

	11 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理（第17条第1項から第3項まで、省令第2条第3項、第7条第3項、第5項、第14条第3項、第15条第3項）				—
	12 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出を外務省で行う必要性の認定（第17条第1項ただし書）				—
	13 一般旅券の返納の受理（第19条第5項）				—
	14 返納された一般旅券の還付（第19条第6項）				—
9 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の施行に関する事務	1 震災特例旅券の作成（第2条第1項、第2項、第4項、旅券法第7条、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令第2条第1項）				—
	2 震災特例旅券の交付（第3条第1項、旅券法第8条第1項、第3項、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則本則、旅券法施行規則第7条第3項、第5項）				—

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農政課	1～10 省略				
	11 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関する事務	1 基本方針の策定及び変更（第4条第1項、第4項から第6項まで）			
		2 市町計画の作成及び変更に係る報告の受理（第5条第4項、第5項）			
		3 農林漁業体験民宿業団体に関する事務			
		(1) 指定（第32条）			
(2) 改善命令（第34条—）					

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農政課	1～10 省略				
	11 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関する事務	1 基本方針の策定及び変更（第4条第1項、第5項から第7項まで）			
		2 農林水産大臣に対する協議（第4条第4項、第7項）			
		3 市町村計画の協議及び変更の協議（第5条第4項、第6項）			—
		4 農林漁業体験民宿業団体に関する事務			
(1) 指定（第24条）					
(2) 改善命令（第19条、第26条）					

		(3) 指定の取消し(第35条 _____)			
		(4) 報告の徴収及び立入検査 (第36条第1項)			
12 山村 振興法 の施行 に關する 事務	1 山村振興対策の実施に關する こと。				
	(1) 山村振興基本方針の作成 及び変更(第7条の2第1 項、第4項、第6項)				
	(2) 省略				
13~19	省略				
20 特定 農山村 地域に おける 農林業 等の活 性化の ための 基盤整 備の促 進に關 する法 律の施 行に關 する事 務	1 基盤整備計画に係る農林業 等活性化基盤整備促進事業の 実施に關する事項の同意及び 変更の同意(第4条第8項)				
	2~4 省略				
21・22	省略				

		(3) 指定の取消し(第20条第 1項、第26条)			
		(4) 報告の徴収及び立入検査 (第27条第1項)			
12 山村 振興法 の施行 に關する 事務	1 山村振興対策の実施に關する こと。				
	(1) 山村振興基本方針の作成 及び変更(第7条の2第1 項、第5項_____)				
	(2) 山村振興基本方針の作成 及び変更に關する主務大臣 との協議(第7条の2第4 項、第5項)				
		(3) 省略			
13~19	省略				
20 特定 農山村 地域に おける 農林業 等の活 性化の ための 基盤整 備の促 進に關 する法 律の施 行に關 する事 務	1 基盤整備計画に係る農林業 等活性化基盤整備促進事業の 実施に關する事項の同意及び 変更の同意(第4条第6項)				
	2~4 省略				
21・22	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
ブランド戦略課	1~4 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
ブランド戦略課	1~4 省略				

備考 この表の適用については、同表決裁区分の欄中「局長」とあるのは「えひめブランド推進統括監」とする。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1・2 省略				
	3 肥料取締法の施行に関する事務	1～9 省略			
		10 肥料の指定（第35条）			—
	4～6 省略				
	7 果樹農業振興特別措置法の施行に関する事務	1 果樹農業振興計画の策定及び変更（第2条の3第1項、第5項、第6項、第2条の4）			
		2 果樹園経営計画の認定（第3条第1項）			—
	8 果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 果実計画生産推進基本計画の調整（第2）			
		2 産地緊急需給調整事業実施計画の調整（第2）			
		3 果汁特別調整保管等対策事業実施計画の調整（第2）			—
		4 果樹経営支援対策事業実施計画に関する協議（第3）		—	
5 加工原料用果実価格安定対策基本計画の調整（第4）				—	
6 加工原料用果実価格安定対策事業における保証基準価格及び最低基準価格の調整（第4）				—	
7 加工用園地特定型実施計画の調整（第4）				—	
8 果汁競争力強化型実施計画の調整（第4）				—	
9 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画の調整（第6）				—	
10 県果実生産出荷安定協議会からの指定果実に係る果樹産地構造改革計画に関する協議（第12）			—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1・2 省略				
	3 肥料取締法の施行に関する事務	1～9 省略			
	4～6 省略				
	7 果樹農業振興特別措置法の施行に関する事務	1 果樹農業振興計画の策定（第2条の3）			
	8 果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務	1 計画生産出荷促進基本計画の調整（第2）			
		2 特別需給調整対策事業実施計画の了承（第2）			
		3 経営安定対策基本計画の了承（第2）			—
		4 加工原料用果実価格安定対策基本計画の了承（第3）			—
5 加工原料用果実価格安定対策事業における保証基準価格及び最低基準価格の了承（第3）				—	
6 果実等消費拡大特別対策事業実施計画の了承（第3）				—	
7 果樹特別対策事業実施計画の了承（第3）				—	
8 県果実生産出荷安定協議会からの指定果実に係る協議事項の了承（第3）				—	

<p>11 県果実生産出荷安定協議会 からの指定果実に係る協議事項（果樹産地構造改革計画に関する事項を除く。）の調整（第12）</p>																										
<p>9～12 省略</p>																										
<p>13 社団法人愛媛県園芸振興基金協会（昭和47年3月27日に社団法人愛媛県加工原料みかん価格安定基金協会という名称で設立された法人をいう。）に関する事務</p>	<p>1・2 省略</p>																									
<p>14 省略</p>																										
<p>15 生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け農林水産事務次官通知）の施行に関する事務</p>	<p>1 生産振興総合対策事業実施計画の作成及び承認（第6） 2 生産振興総合対策事業実施状況の報告（第11）</p>																									

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
畜産課	1～15 省略				
	16 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関する事務	1～3 省略			
		4 家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の_____策定及び変更（第8条第1項、第4項）			
		5・6 省略			
	17～28 省略				
29 獣医療法の施行に関する事務	1・2 省略				
	3 県計画の策定及び変更（第11条第1項、第4項）		—		
	4 省略				
30 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
畜産課	1～15 省略				
	16 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行に関する事務	1～3 省略			
		4 家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の協議並びに策定及び変更（第8条第1項、第3項）			
		5・6 省略			
	17～28 省略				
29 獣医療法の施行に関する事務	1・2 省略				
	3 県計画に関すること。				
	(1) 県計画の策定及び変更（第11条第1項、第4項）		—		
	(2) 農林水産大臣への協議（第11条第3項）				—
	(3) 農林水産大臣への報告（第11条第4項）				—
4 省略					
30 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
林業政策課	1 森林法の施行に関する事務	1 森林計画等に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 地域森林計画の樹立及び変更並びに公表等（第5条第1項、第5項、第6条第6項、第39条の4第1項）			
		(3)～(9) 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
林業政策課	1 森林法の施行に関する事務	1 森林計画等に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 地域森林計画の樹立及び変更並びに公表等（第5条第1項、第4項、第6条第6項、第39条の4第1項）			
		(3)～(9) 省略			

	(10) 森林経営計画の認定及び変更の認定（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものに限る。）（第11条第1項、第12条第1項、第2項、第19条第1項第1号、第3項、第4項）					(10) 森林施業計画の認定及び変更の認定（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものに限る。）（第11条第1項、第12条第1項、第2項、第19条第1項第1号、第3項、第4項）					
	(11) 森林経営計画の変更の通知（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものに限る。）（第13条、第19条第1項第1号、第3項）					(11) 森林施業計画の変更の通知（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものに限る。）（第13条、第19条第1項第1号、第3項）					
	(12) 森林経営計画の認定の取消し（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものに限る。）（第16条、第19条第1項第1号、第4項）					(12) 森林施業計画の認定の取消し（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものに限る。）（第16条、第19条第1項第1号、第4項）					
	(13) 省略					(13) 省略					
	2～8 省略					2～8 省略					
2～12 省略						2～12 省略					
13 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行に関する事務	1 林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想の策定及び変更（第2条の2第1項、第3項）		—			1 林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想（以下この項において「基本構想」という。）に関すること。					
						(1) 基本構想の策定及び変更（第2条の2第1項）		—			
						(2) 農林水産大臣に対する協議（第2条の2第3項）			—		
						(3) 基本構想の公表（第2条の2第4項）			—		
	2・3 省略					2・3 省略					
14・15 省略						14・15 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備	1 省略				
	2 森林環境保	1 森林環境保全整備事業計画に関すること。			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
森林整備	1 省略				
	2 森林環境保	1 市町村森林整備事業計画の承認及び変更の承認（第2）			—

備 課	全整備 事業実 施要領 (平成 14年3 月29日 付け林 野庁長 官通知)の施 行に関 する事 務	(1) 計画の作成等及び重要な 部分の変更(第2)			—
		(2) 関係団体等への意見聴取 及び市町との協議(第2)			—
		(3) 軽微な変更に係る国への 報告(第2)			—
		2 森林環境保全整備事業実施 計画の作成及び変更(第2)			—
3	省略				
4	愛媛 県造林 事業実 施要綱 ——(昭 和63 年2月 1日制 定)の 施行に 関する 事務	1 造林事業予定調書 _____ の受理(第2)			
		2 造林事業年間補助計画の策 定(第3)			
		3 造林事業補助金の査定(第 14)			
5・6	省略				
7	愛媛 県山林 種苗需 給調整 要綱(昭 和46 年12月 3日制 定)の 施行に 関する 事務	1 省略			
		2 省略			
8～19	省略				

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

備 課	全整備 事業実 施要領 (平成 14年3 月29日 付け林 野庁長 官通知)の施 行に関 する事 務				
3	省略				
4	愛媛 県造林 補助事 業実施 要綱(昭 和63 年2月 1日制 定)の 施行に 関する 事務	1 造林事業希望調書及び予定 調書の受理(第25、26)			
		2 造林事業補助計画 _____の策 定(第27)			
		3 造林事業補助金の査定(第 30)			
5・6	省略				
7	愛媛 県山林 種苗需 給調整 要綱(昭 和46 年12月 3日制 定)の 施行に 関する 事務	1 省略			
		2 幼苗の価格の決定の協議及 び山行苗の価格の決定(第8 条、第13条)			—
		3 省略			
8～19	省略				

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

都市整備課	1～3 省略				
	4 下水道法の施行に関する事務	1 省略			
		2 事業計画に関すること。 (1) 協議(第4条第2項)			
		(2) 変更の協議(第4条第6項)			
		ア・イ 省略			
		3 省略			
	5 都市緑地法の施行に関する事務	1 省略			
		2 緑地保全計画の策定(第6条第1項、第5項、第6項)			
		3・4 省略			
		5 市民緑地契約を締結した旨の公告(第55条第9項)			
6 省略					

都市整備課	1～3 省略				
	4 下水道法の施行に関する事務	1 省略			
		2 事業計画に関すること。 (1) 認可(第4条第1項)			
		(2) 変更の認可(第4条第1項)			
		ア・イ 省略			
		3 省略			
	5 都市緑地法の施行に関する事務	1 省略			
		2 緑地保全計画の策定(第6条第1項、第4項)			
		3・4 省略			
		5 市民緑地契約を締結した旨の公告(第55条第7項)			
6 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1・2 省略				
	3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務	1～3 省略			
	4～11 省略				
12 公営住宅法の施行に関する事務					
	1 省略				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
13～19 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1・2 省略				
	3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務	1～3 省略			
		4 移動等円滑化経路協定の同意(第43条第2項、第44条第2項、第50条第3項)			
	4～11 省略				
12 公営住宅法の施行に関する事務	1 公営住宅の計画的な整備(第6条)				
	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
13～19 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（産業経済部各課室の所掌事務）</p> <p>第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p><u>(16)の2 環境保全型農業の支援に関すること。</u></p> <p>(17)～(25) 省略</p> <p>2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p>(11)～(18) 省略</p> <p>3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 地域森林計画及び森林経営計画の実行に関すること。</p> <p>(7)～(26) 省略</p> <p>7～13 省略</p> <p>（土木事務所各課の所掌事務）</p> <p>第8条 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(8)の2 省略</p> <p>(9) 第5条第8項に規定する建築指導課の事務に関すること（<u>南予地方局八幡浜土木事務所に限る。</u>）。</p> <p>(10)・(11) 省略</p> <p>用地管理課</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(9)の2 第5条第8項に規定する建築指導課の事務に関すること（東予地方局四国中央土木事務所に限る。）。</u></p> <p><u>(9)の3 送送車の運行及び送送車に乗車し、送送の業務に従事す</u></p>	<p>（産業経済部各課室の所掌事務）</p> <p>第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17)～(25) 省略</p> <p>2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 県産品愛用運動の推進に関すること。</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(10)の2 省略</u></p> <p>(11)～(18) 省略</p> <p>3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 営農活動支援交付金に関すること。</u></p> <p>4・5 省略</p> <p>6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 地域森林計画及び森林施業計画の実行に関すること。</p> <p>(7)～(26) 省略</p> <p>7～13 省略</p> <p>（土木事務所各課の所掌事務）</p> <p>第8条 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(8)の2 省略</p> <p>(9) 第5条第8項に規定する建築指導課の事務に関すること _____。</p> <p>(10)・(11) 省略</p> <p>用地管理課</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(9)の2 県営住宅の管理に関すること（東予地方局四国中央土木事務所を除く。）。</u></p> <p><u>(9)の3 第5条第8項に規定する建築指導課の事務に関すること _____。</u></p> <p><u>(9)の4 送送車の運行及び送送車に乗車し、送送の業務に従事す</u></p>

る職員（以下「運送員」という。）の管理に関すること（東予地方局四国中央土木事務所 _____ 及び南予地方局愛南土木事務所に限る。）。

(10) 省略

建設企画課

(1)～(3) 省略

(4) 上島架橋建設事業に関すること（東予地方局今治土木事務所に限る。）。

(5) 省略

(6) 省略

省略

道路課

(1) 道路事業に関すること _____。

(2) 道路の直営舗装工事に関すること _____。

(3)・(4) 省略

2 事業管理課においては前項の表用地管理課の項第1号から第4号まで、第7号から第9号まで、第9号の3及び第10号に掲げる事務を、用地課においては同項第5号及び第6号に掲げる事務を分掌する。

3 省略

（職務）

第12条 省略

2～13 省略

14 主幹は、上司の命を受け、担任する係又はグループの事務を掌理し、当該係又はグループに属する職員を指揮監督する。

15 省略

16 地域政策班長は、上司の命を受け、支局管内の地域振興、広報及び広聴その他情報並びに文化及びスポーツの振興に関する事務を掌理し、当該事務を担当する係に属する職員を指揮監督する。

17 納税室長及び納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分並びに県税及び地方法人特別税の納税奨励に関する事務を掌理し、当該事務を担当する係に属する職員を指揮監督する。

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

る職員（以下「運送員」という。）の管理に関すること（東予地方局四国中央土木事務所、南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。）。

(10) 省略

建設企画課

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

省略

道路課

(1) 道路事業に関すること（越智郡上島町の区域を除く。）。

(2) 道路の直営舗装工事に関すること（越智郡上島町の区域を除く。）。

(3)・(4) 省略

上島架橋建設課

(1) 上島架橋建設事業に関すること。

(2) その他道路事業及び道路の直営舗装工事に関すること（越智郡上島町の区域に限る。）。

2 事業管理課においては前項の表用地管理課の項第1号から第4号まで及び第7号から第10号まで _____に掲げる事務を、用地課においては同項第5号及び第6号に掲げる事務を分掌する。

3 前項の規定にかかわらず、南予地方局大洲土木事務所事業管理課においては、第1項の表用地管理課の項第1号から第4号まで、第7号から第9号まで、第9号の4及び第10号に掲げる事務を所掌する。

4 省略

（職務）

第12条 省略

2～13 省略

14 室長補佐は、室長を補佐する。

15 技術課長補佐は、所管の技術に関して、課長を補佐する。

16 技術室長補佐は、所管の技術に関して、室長を補佐する。

17 主幹は、上司の命を受け、_____グループの事務を掌理し、当該 _____グループに属する職員を指揮監督する。

18 省略

19 地域政策班長は、上司の命を受け、支局管内の地域振興、広報及び広聴その他情報並びに文化及びスポーツの振興に関する事務を掌理する _____。

20 納税室長及び納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分並びに県税及び地方法人特別税の納税奨励に関する事務を掌理する _____。

21 省略

22 省略

23 主席普及指導員は、上司の命を受け、農業又は林業の普及指導員の業務を掌理する。

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18) 省略

(19) 省略

(20)～(23) 省略

23の2 愛媛県消費生活条例第33条第1項の規定に基づく申出の受理に関すること。

23の3 省略

23の4 省略

23の5 家庭用品品質表示法第10条第1項の規定に基づく申出の受理に関すること。

23の6 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定に基づく調査に関すること。

23の7 省略

(24)～(61)の2 省略

61の3 液化石油ガス法第82条第1項の規定に基づく液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者及び液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の報告の徴収に関すること(液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の報告の徴収にあつては、その業務を行う場所が一の町の区域内のみに存する者に係るものに限る。)

61の4 省略

61の5 液化石油ガス法第83条第1項の規定に基づく液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の立入検査に関すること(業務を行う場所が一の町の区域内のみに存する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。)

29 省略

30 身体障害者福祉司は主として身体障害者福祉法第11条の2第3項に規定する業務を、知的障害者福祉司は主として知的障害者福祉法第13条第3項に規定する業務を行う。

31 省略

32 省略

33 省略

34 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18) 省略

(19) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(19)の2 不当景品類及び不当表示防止法第9条第3項の規定に基づく身分証明書の交付に関すること。

(19)の3 特定商取引に関する法律第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2及び第54条の2の規定に基づく資料の提出の要求に関すること。

(19)の4 省略

(19)の5 特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項まで(同条第6項において準用する場合を含む。)及び第4項の規定に基づく報告の徴収、立入検査及び資料の提出の要求に関すること。

(20)～(23) 省略

23の2 愛媛県消費生活条例第31条第1項の規定に基づく報告の徴収、立入調査及び商品等の提出の要求に関すること。

23の3 愛媛県消費生活条例第31条第2項の規定に基づく立入調査を行う職員の身分証明書の交付に関すること。

23の4 省略

23の5 省略

23の6 消費生活用製品安全法第40条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること(地方局職員のみが立入検査を行つた場合に係るものに限る。)

23の7 消費生活用製品安全法第41条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

23の8 省略

(24)～(61)の2 省略

61の3 液化石油ガス法第82条第1項の規定に基づく _____ 特定液化石油ガス設備工事事業者 _____ の報告の徴収に関すること _____。

61の4 省略

(61)の6 省略

(61)の7 省略

(61)の8 液化石油ガス法第83条の2第1項の規定に基づく液化石油ガス器具等の提出命令に関すること(業務を行う場所が一町の区域内のみに存する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。)

(61)の9 省略

(61)の10 省略

(61)の11 ガス事業法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること(事業場の所在地が町の区域内のみに存するガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。)

(61)の12 ガス事業法第47条第1項の規定に基づく立入検査に関すること(事業場の所在地が町の区域内のみに存するガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。)

(61)の13 ガス事業法第47条の2第1項の規定に基づくガス用品の提出命令に関すること(事業場の所在地が町の区域内のみに存するガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。)

(62)~(117) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(13) 省略

(14) 大麻取締法第21条第2項の規定に基づく身分を証明する証票の交付に関すること。

(14)の2 あへん法第44条第2項の規定に基づくあへん監視員の指定に関すること。

(15)~(19)の3 省略

(19)の4 省略

(19)の5 省略

(19)の6 省略

(19)の7 省略

(19)の8 省略

(19)の9 省略

(19)の10 省略

(19)の11 省略

(19)の12 省略

(20)・(20)の2 省略

(20)の3 障害者自立支援法第11条第3項、第48条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項、第81条第2項及び第85条第2項において準用する同法第9条第2項の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

(20)の4 省略

(20)の5 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者自立支援法第36条第1項(同法第41条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく中核市の市長が行う指定障害福祉サービス事業者の指定及び指定の更新に対する同意に関すること(中予地方局に限る。)

(20)の6 障害者自立支援法第36条第3項第9号(第38条第3項及び第51条の19第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設

(61)の5 省略

(61)の6 省略

(61)の7 省略

(61)の8 省略

(61)の9 ガス事業法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること

(61)の10 ガス事業法第47条第1項の規定に基づく立入検査に関すること

(61)の11 ガス事業法第47条の2第1項の規定に基づくガス用品の提出命令に関すること

(62)~(117) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(13) 省略

(14) 大麻取締法第21条第2項の規定に基づく立入検査票の交付に関すること。

(15)~(19)の3 省略

(19)の4 社会福祉法第73条の規定に基づく寄付金の募集の許可に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる者に係るものを除く。)

(19)の5 省略

(19)の6 省略

(19)の7 省略

(19)の8 省略

(19)の9 省略

(19)の10 省略

(19)の11 省略

(19)の12 省略

(19)の13 省略

(20)・(20)の2 省略

(20)の3 障害者自立支援法第11条第3項、第48条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、第81条第2項及び第85条第2項において準用する同法第9条第2項の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

(20)の4 省略

(20)の5 障害者自立支援法第32条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の指定に関すること(同法第51条の規定に基づく公示を除く。)

置者及び指定一般相談支援事業者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

20の7 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者自立支援法第38条第1項（同法第41条4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく中核市の市長が行う指定障害者支援施設の指定及び指定の更新に対する同意に関すること（中予地方局に限る。）。

20の8 省略

20の9 省略

20の10 障害者自立支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設 _____ の指定の更新に関すること。

20の11 障害者自立支援法第46条第1項及び第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者 _____ の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

20の12 障害者自立支援法第46条第3項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。

20の13 省略

20の14 障害者自立支援法第47条の2第1項（第51条の26第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

20の15 省略

20の16 省略

20の17 省略

20の18 省略

20の19 障害者自立支援法第49条第3項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者 _____ が勧告に従わない旨の公表に関すること。

20の20 障害者自立支援法第49条第4項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者 _____ に対する措置命令に関すること（同条第5項の規定に基づく公示を除く。）。

20の21 障害者自立支援法第49条第6項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。

20の22 障害者自立支援法第50条第1項（同条第3項 _____ において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設 _____ に係る指定の取消し等に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

20の23 障害者自立支援法第50条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。

20の6 省略

20の7 省略

20の8 障害者自立支援法第41条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新に関すること。

20の9 障害者自立支援法第46条第1項 _____ の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再会の届出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

20の10 障害者自立支援法第46条第2項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。

20の11 省略

20の12 省略

20の13 省略

20の14 障害者自立支援法第48条第4項において準用する同条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

20の15 省略

20の16 省略

20の17 障害者自立支援法第49条第3項の規定に基づく指定相談支援事業者に対する勧告に関すること。

20の18 障害者自立支援法第49条第4項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

20の19 障害者自立支援法第49条第5項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する措置命令に関すること（同条第6項の規定に基づく公示を除く。）。

20の20 障害者自立支援法第50条第1項（同条第3項及び第4項 _____ において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る指定の取消し等に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。

- ⑳の24 地方自治法施行令第174条の49の12第2項の規定により読み替えて適用される障害者自立支援法第51条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。
- ⑳の25 障害者自立支援法第51条の2第2項第1号及び第51条の31第2項第1号の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。
- ⑳の26 障害者自立支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関すること。
- ⑳の27 障害者自立支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の区分の変更の届出の受理に関すること。
- ⑳の28 障害者自立支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- ⑳の29 障害者自立支援法第51条の4第1項及び第51条の33第1項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- ⑳の30 障害者自立支援法第51条の4第2項及び第51条の33第2項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るものを除く。）。
- ⑳の31 障害者自立支援法第51条の4第3項及び第51条の33第3項の規定に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定事業者等及び指定相談支援事業者に係るもの及び同法第51条の4第4項及び第51条の33第4項の規定に基づく公示を除く。）。
- ⑳の32 障害者自立支援法第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。
- ⑳の33 障害者自立支援法第51条の21第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定の更新に関すること。
- ⑳の34 障害者自立支援法第51条の25第1項及び第2項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。
- ⑳の35 障害者自立支援法第51条の27第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- ⑳の36 障害者自立支援法第51条の28第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に対する勧告に関すること。
- ⑳の37 障害者自立支援法第51条の28第3項の規定に基づく指定一般相談支援事業者が勧告に従わない旨の公表に関すること。
- ⑳の38 障害者自立支援法第51条の28第4項の規定に基づく指定

一般相談支援事業者に対する措置命令に関すること（同条第5項の規定に基づく公示を除く。）。

20の39 障害者自立支援法第51条の28第6項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。

20の40 障害者自立支援法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る指定の取消し等に関すること（同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。）。

20の41 障害者自立支援法第51条の29第3項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。

20の42 障害者自立支援法第51条の32第3項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の43 障害者自立支援法第51条の32第4項の規定に基づく指定特定相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定特定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の44 障害者自立支援法第51条の33第5項の規定に基づく指定相談支援事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）である指定相談支援事業者に係るものを除く。）。

20の45 省略

20の46 省略

20の47 省略

20の48 省略

20の49 省略

20の50 省略

20の51 省略

20の52 障害者自立支援法施行令第43条の7第1項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設の休止又は廃止の届出の受理に関すること。

20の53 障害者自立支援法施行令第43条の7第2項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る変更の報告の受理に関すること。

20の54 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表

20の21 省略

20の22 省略

20の23 省略

20の24 省略

20の25 省略

20の26 省略

20の27 省略

20の28 障害者自立支援法施行令第43条の4第1項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設の休止又は廃止の届出の受理に関すること。

20の29 障害者自立支援法施行令第43条の4第2項の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る変更の報告の受理に関すること。

20の30 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第522号）別表第1の1注3及び4、第1の9注、第1の11注、第1の12、第2の1注3、4、7及び8、第2の9注、第2の13注、第3の1注3、第3の10注、第3の11、第4の1注3及び4、第4の5注1、第4の10注1及び2、第4の12注、第5の1注3、第5の5注1、第5の10注1及び2、第5の12注並びに第6の6注の規定に基づく指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理に関すること。

20の31 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第523号）別表第1の1注12、第2の1注9、第3の1注6、第4の1注3から7まで、第4の3注1及び2、第5の2注1から3まで、第5の3注1

 の規定に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に係る届出の受理及び認定に関すること。

(20)の55 省略

(21)・(22) 省略

(23) 削除

(24)～(33) 省略

(34)から(39)まで 削除

(40)～(47) 省略

(47)の2 介護保険法第24条第1項及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第24条第1項の規定に基づく居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等に関すること。

(47)の3 介護保険法第24条第2項及び旧介護保険法第24条第2項

及び2、第5の4注、第5の8注、第5の10注、第6の1注1及び5、第6の6注1及び2、第7の1注5から10まで、第7の6注1及び2、第7の8注、第9の1注2及び3、第9の1の2注1及び2、第9の2注、第9の3注、第9の5注、第9の8注、第10の2注、第10の3注1から6まで、第10の4注、第10の11注1、第10の12注1及び2、第10の13注、第11の1注2の2、第11の1の2注1及び2、第11の2注、第11の4の2注、第11の6注、第12の1の2注1及び2、第12の1の3注、第12の2注、第12の5注、第12の5の3注、第12の5の9注、第12の7注1及び2、第12の8注、第13の2注、第13の3注、第13の7注、第13の8注、第13の9注1及び2、第13の12注、第14の1注2、第14の2注、第14の3注、第14の7注、第14の8注1及び2、第14の12注、第15の1注2、第15の2注、第15の3注、第15の4注1及び2、第15の8注、第15の9注1及び2、第15の13注、第15の14注、第16の1注2から4まで、第16の1の2注1及び2、第16の1の3注、第16の2注並びに第16の6注の規定に基づく介護給付費等の加算

 に係る届出の受理及び認定に関すること。

(20)の32 障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に要する基準(平成18年9月厚生労働省告示第524号)別表2注の規定に基づく指定相談支援の加算に係る届出の受理に関すること。

(20)の33 省略

(21)・(22) 省略

(23) 身体障害者福祉法第12条の3第1項の規定に基づく身体障害者相談員の委託に関すること。

(24)～(33) 省略

(34) 知的障害者福祉法第15条の2第1項の規定に基づく知的障害者相談員の委託に関すること。

(35)から(39)まで 削除

(40)～(47) 省略

(47)の2 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条第3項及び第4項の規定に基づく精神障害者社会復帰施設の変更、廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(47)の3 旧精神保健福祉法第50条の2の4の規定に基づく精神障害者社会復帰施設に対する報告の徴収及び立入検査に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する者(市町を除く。))に係るものを除く。)

(47)の4 旧精神保健福祉法第50条の2の5第1項の規定に基づく精神障害者社会復帰施設の改善及びに事業の停止又は廃止の命令に関すること(2以上の社会福祉施設を設置する者(市町を除く。))に係るものを除く。)

(47)の5 介護保険法第24条第1項

 の規定に基づく居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等に関すること。

(47)の6 介護保険法第24条第2項

の規定に基づく被保険者等に対する報告の命令等に関する
こと。

(47)の4 介護保険法第24条第3項(第76条第2項、第83条第2
項、第90条第2項、第100条第2項_____、第115条
の7第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含
む。)及び旧介護保険法第24条第3項(第112条第2項及び第
115条の33第5項において準用する場合を含む。)の規定に基
づく当該職員の証明書の交付に関すること。

(48) 省略

(48)の2 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定に
より読み替えて適用される介護保険法第41条第1項本文の規定
に基づく中核市の市長が行う指定居宅サービス事業者の指定に
対する同意に関すること(中予地方局に限る。)

(49)・(50) 省略

(51) 省略

(51)の2 介護保険法第69条の38第1項及び旧介護保険法第69条の
38第1項の規定に基づく介護支援専門員に対する報告の徴収に
関すること。

(51)の3 省略

(51)の4 介護保険法第70条第7項の規定に基づく指定居宅サービ
ス事業者の指定に係る協議に関すること。

(51)の5 省略

(51)の6 介護保険法第70条の3第1項の規定に基づく指定居宅サ
ービス事業者の指定の変更に関すること。

(52)~(53)の5 省略

(53)の6 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定に
より読み替えて適用される介護保険法第78条の規定に基づく指
定居宅サービス事業者の指定等に係る中核市の市長からの届出
の受理に関すること(中予地方局に限る。)

(53)の7 省略

(53)の8 省略

(53)の9 省略

(53)の10 省略

(53)の11 省略

(53)の12 省略

(54)~(56)の6 省略

(56)の7 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定に
より読み替えて適用される介護保険法第93条の規定に基づく介
護老人福祉施設に係る中核市の市長からの届出の受理に関する
こと(中予地方局に限る。)

(56)の8 省略

(56)の9 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定に
より読み替えて適用される介護保険法第94条第1項及び第2項
の規定に基づく中核市の市長が行う介護老人保健施設の開設及
び変更の許可に対する同意に関すること(中予地方局に限
る。)

(56)の10 省略

(56)の11 省略

(56)の12 省略

(56)の13 省略

の規定に基づく被保険者等に対する報告の命令等に関する
こと。

(47)の7 介護保険法第24条第3項(第76条第2項、第83条第2
項、第90条第2項、第100条第2項、第112条第2項、第115条
の7第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含
む。)

_____の規定に基
づく当該職員の証明書の交付に関すること。

(48) 省略

(49)・(50) 省略

(51) 介護保険法第48条第1項第3号の規定に基づく指定介護療養
型医療施設の指定に関すること(同法第115条の規定に基づく
公示を除く。)

(51)の2 省略

(51)の3 介護保険法第69条の38第1項_____
_____の規定に基づく介護支援専門員に対する報告の徴収に
関すること。

(51)の4 省略

(51)の5 省略

(52)~(53)の5 省略

(53)の6 省略

(53)の7 省略

(53)の8 省略

(53)の9 省略

(53)の10 省略

(53)の11 省略

(54)~(56)の6 省略

(56)の7 省略

(56)の8 省略

(56)の9 省略

(56)の10 省略

(56)の11 省略

56の14 省略

56の15 省略

56の16 省略

56の17 省略

56の18 省略

56の19 省略

56の20 省略

56の21 省略

56の22 省略

56の23 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第104条の2の規定に基づく介護老人保健施設に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

56の24 省略

56の25 省略

56の26 省略

56の27 旧介護保険法第107条第3項第6号の2の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

56の28 旧介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新に関すること。

57 旧介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更に関すること。

57の2 旧介護保険法第111条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の変更の届出の受理に関すること。

57の3 旧介護保険法第111条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

57の4 旧介護保険法第112条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

57の5 旧介護保険法第113条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（同法第115条の規定に基づく公示を除く。）。

57の6 旧介護保険法第113条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に関すること。

57の7 旧介護保険法第113条の2第2項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

57の8 旧介護保険法第113条の2第3項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57の9 旧介護保険法第114条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の取消し等に関すること（同法第115条の規定に基づく公示を除く。）。

57の10 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）附則第4条の規定により読み替えて適用される地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第115条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退等に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限

56の12 省略

56の13 省略

56の14 省略

56の15 省略

56の16 省略

56の17 省略

56の18 省略

56の19 省略

56の20 省略

56の21 省略

56の22 省略

56の23 省略

56の24 介護保険法第107条第3項第6号の2の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

56の25 介護保険法第107条第5項の規定に基づく指定介護療養型医療施設に係る関係市町からの意見の聴取に関すること。

56の26 介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新に関すること。

57 介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更に関すること。

57の2 介護保険法第111条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の変更の届出の受理に関すること。

57の3 介護保険法第111条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

57の4 介護保険法第112条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

57の5 介護保険法第113条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（同法第115条の規定に基づく公示を除く。）。

57の6 介護保険法第113条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に関すること。

57の7 介護保険法第113条の2第2項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

57の8 介護保険法第113条の2第3項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57の9 介護保険法第114条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の取消し等に関すること（同法第115条の規定に基づく公示を除く。）。

る。)。

- 57の11 省略
- 57の12 省略
- 57の13 省略
- 57の14 省略
- 57の15 省略
- 57の16 省略
- 57の17 省略
- 57の18 省略

57の19 地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項の規定により読み替えて適用される介護保険法第115条の10の規定に基づく指定介護予防サービス事業者に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。)

- 57の20 省略
- 57の21 省略
- 57の22 省略
- 57の23 省略

57の24 介護保険法第115条の32第2項第1号及び旧介護保険法第115条の32第2項第1号の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。

57の25 介護保険法第115条の32第3項及び旧介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関すること。

57の26 介護保険法第115条の32第4項及び旧介護保険法第115条の32第4項の規定に基づく介護サービス事業者の区分の変更の届出の受理に関すること。

57の27 介護保険法第115条の33第1項及び旧介護保険法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。)

57の28 介護保険法第115条の33第3項及び旧介護保険法第115条の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。)

57の29 介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るも

- 57の10 省略
- 57の11 省略
- 57の12 省略
- 57の13 省略
- 57の14 省略
- 57の15 省略
- 57の16 省略
- 57の17 省略

- 57の18 省略
- 57の19 省略
- 57の20 省略
- 57の21 省略

57の22 介護保険法第115条の32第2項第1号 _____ の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。

57の23 介護保険法第115条の32第3項 _____ の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関すること。

57の24 介護保険法第115条の32第4項 _____ の規定に基づく介護サービス事業者の区分の変更の届出の受理に関すること。

57の25 介護保険法第115条の33第1項 _____ の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。)

57の26 介護保険法第115条の33第3項 _____ の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の要請に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るものを除く。）。)

57の27 介護保険法第115条の33第4項 _____ の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者（社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。）に係るも

のを除く。)。

57)の30 介護保険法第115条の34第1項及び旧介護保険法第115条の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関する事 (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。

57)の31 介護保険法第115条の34第2項及び旧介護保険法第115条の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関する事 (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。

57)の32 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関する事 (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除き、同条第4項の規定に基づく公示を除く。)。

57)の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反の内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関する事 (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。

58) 介護保険法第197条第1項及び旧介護保険法第197条第1項の規定に基づく市町に対する事業の実施状況に関する報告の徴収に関する事。

59)～(61)の3 省略

61)の4 次に掲げる補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条、第21条、第22条第2項並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事。

ア・イ 省略

(62)～(78) 省略

79) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の規定に基づく登録略称吸引等事業者の登録に関する事。

のを除く。)。

57)の28 介護保険法第115条の34第1項 _____ の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に関する事 (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。

57)の29 介護保険法第115条の34第2項 _____ の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に従わない旨の公表に関する事 (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。

57)の30 介護保険法第115条の34第3項 _____ の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命令に関する事 (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除き、同条第4項の規定に基づく公示を除く。)。

57)の31 介護保険法第115条の34第5項 _____ の規定に基づく介護サービス事業者が措置命令に違反した内容に係る市町長への通知及び厚生労働大臣からの通知の受理に関する事 (行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる介護サービス事業者、2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者及び介護サービス事業者の指定を受けている事業所又は当該指定若しくは許可を受けている施設の数が20以上の介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係るものを除く。)。

58) 介護保険法第197条第1項 _____ の規定に基づく市町に対する事業の実施状況に関する報告の徴収に関する事。

59)～(61)の3 省略

61)の4 次に掲げる補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条、第21条、第22条第2項並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事。

ア・イ 省略

ウ 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業費補助金

(62)～(78) 省略

- (80) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の6第1項及び第2項（同法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者等の登録事項の変更及び業務の廃止の届出の受理に関すること。
 - (81) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7（同法附則第20条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者等の登録の取消し等に関すること。
 - (82) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法附則第20条第2項において準用する同法第19条及び第20条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - (83) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の9及び同法附則第20条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。
 - (84) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付に関すること。
 - (85) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第4項の規定に基づく特定行為の業務の停止等に関すること。
 - (86) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者の登録に関すること。
 - (87) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第8条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付に関すること。
 - (88) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第8条第2項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の返納の受理に関すること。
 - (89) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第1項の規定に基づく^{かくたん}喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の認定に関すること。
- 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(17)の2 省略
 - (18) 森林法第10条の5第9項（同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町村森林整備計画の樹立及び変更に係る協議に関すること。
 - (18)の2～(18)の4 省略
 - (18)の5 森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において準用する場合を含む。）、第10条の11の5第1項及び第10条の11の6第3項の規定に基づく分収育林契約等を締結すべき旨の裁定に関すること。
 - (18)の6 森林法第10条の11の8の規定に基づく分収育林契約等の解除の承認に関すること。
 - (19) 省略
 - (20) 森林法第11条第1項、第12条第1項及び第2項並びに第19条第1項第1号、第3項及び第4項の規定に基づく森林経営計画の認定及び変更の認定に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
 - (21) 森林法第13条並びに第19条第1項第1号及び第3項の規定に基づく森林経営計画の変更の通知に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
 - (22) 森林法第16条並びに第19条第1項第1号及び第4項の規定に基づく森林経営計画の認定の取消しに関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

- 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(17)の2 省略
 - (18) 森林法第10条の5第7項（同法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町村森林整備計画の樹立及び変更に係る協議に関すること。
 - (18)の2～(18)の4 省略
 - (18)の5 森林法第10条の11の4第1項及び
第10条の11の5第1項
の規定に基づく分収育林契約を締結すべき旨の裁定に関すること。
 - (18)の6 森林法第10条の11の7の規定に基づく分収育林契約の解除の承認に関すること。
 - (19) 省略
 - (20) 森林法第11条第1項、第12条第1項及び第2項並びに第19条第1項第1号、第3項及び第4項の規定に基づく森林^{しやうぎ}施業計画の認定及び変更の認定に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
 - (21) 森林法第13条並びに第19条第1項第1号及び第3項の規定に基づく森林^{しやうぎ}施業計画の変更の通知に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。
 - (22) 森林法第16条並びに第19条第1項第1号及び第4項の規定に基づく森林^{しやうぎ}施業計画の認定の取消しに関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(22)の2～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事務に属すること。

ア～ク 省略

ケ 知事の承認を得た環境保全型農業直接支援事業補助金

コ 省略

サ 省略

シ 省略

ス 省略

セ 省略

(33)～(46)の7 省略

(46)の8 森林病虫害等防除法第7条の10第4項の規定に基づく地区実施計画の策定及び変更に係る報告の受理に関する事務に属すること。

(46)の9～(55)の4 省略

(55)の5 土地改良法第48条第9項及び第84条

_____において準用する同法第8条第1項の規定に基づく土地改良事業計画等の適否の決定に関する事務に属すること。

(55)の6 省略

(55)の7 土地改良法第48条第9項及び第84条

_____において準用する同法第9条第1項の規定に基づく異議の申出の受理に関する事務に属すること。

(55)の8 省略

(55)の9 省略

(55)の10 省略

(55)の11 省略

(55)の12 省略

(55)の13 土地改良法第49条第1項(同法第84条_____において準用する場合を含む。)の規定に基づく災害のための応急工事計画の認可に関する事務に属すること。

(55)の14 土地改良法第57条の2第1項及び第3項(これらの規定を同法第84条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく管理規程の認可又は協議並びに変更及び廃止の認可又は協議に関する事務に属すること。

(55)の15 省略

(55)の16 土地改良法第96条の2第6項(同法第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市町が定めた土地改良事業計画又は応急工事計画の報告の受理に関する事務に属すること。

(22)の2～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事務に属すること。

ア～ク 省略

ケ 省略

コ 省略

サ 省略

シ 省略

ス 省略

(33)～(46)の7 省略

(46)の8 森林病虫害等防除法第7条の10第3項の規定に基づく地区実施計画の策定及び変更に係る同意_____に関する事務に属すること。

(46)の9～(55)の4 省略

(55)の5 土地改良法第48条第9項(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第84条及び第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づく土地改良事業計画等の適否の決定に関する事務に属すること。

(55)の6 省略

(55)の7 土地改良法第48条第9項(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第84条及び第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づく異議の申出の受理に関する事務に属すること。

(55)の8 土地改良法第48条第9項(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第84条及び第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づく土地改良事業計画の認可及び同意に関する事務に属すること。

(55)の9 省略

(55)の10 省略

(55)の11 省略

(55)の12 省略

(55)の13 省略

(55)の14 土地改良法第49条第1項(同法第84条及び第96条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく災害のための応急工事計画の認可に関する事務に属すること。

(55)の15 土地改良法第57条の2第1項及び第3項(これらの規定を同法第84条及び第96条の4_____において準用する場合を含む。)の規定に基づく管理規程の認可_____並びに変更及び廃止の認可_____に関する事務に属すること。

(55)の16 省略

(55)の17 土地改良法第96条の2第1項の規定に基づく市町が行う土地改良事業の同意に関する事務に属すること。

(55)の18 土地改良法第96条の2第6項(同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく関係農業協同組

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7)の9 省略

- (7)の10 省略
- (7)の11 省略
- (7)の12 省略
- (7)の13 省略
- (7)の14 省略
- (7)の15 省略
- (7)の16 省略
- (7)の17 省略
- (7)の18 省略
- (7)の19 省略
- (7)の20 省略
- (7)の21 省略
- (7)の22 省略
- (8)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の39 省略

(12)の40 水防法第32条第3項の規定に基づく届出の受理に関すること。

(12)の41～(12)の88 省略

- (12)の89 省略
- (12)の90 省略
- (12)の91 省略
- (12)の92 省略
- (12)の93 省略
- (12)の94 省略
- (12)の95 省略
- (12)の96 省略
- (12)の97 省略
- (12)の98 省略
- (12)の99 省略
- (12)の100 省略
- (12)の101 省略
- (12)の102 省略
- (12)の103 省略
- (12)の104 省略
- (12)の105 省略
- (12)の106 省略
- (12)の107 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7)の9 省略

(7)の10 農地法第3条第1項の規定に基づく農地等の権利移動の許可に関すること。

(7)の11 農地法第3条の2第1項の規定に基づく必要な措置の勧告に関すること。

(7)の12 農地法第3条の2第2項の規定に基づく農地等の権利移動の許可の取消しに関すること。

- (7)の13 省略
- (7)の14 省略
- (7)の15 省略
- (7)の16 省略
- (7)の17 省略
- (7)の18 省略
- (7)の19 省略
- (7)の20 省略
- (7)の21 省略
- (7)の22 省略
- (7)の23 省略
- (7)の24 省略
- (7)の25 省略
- (8)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(12)の39 省略

(12)の40 水防法第32条第2項の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の41～(12)の88 省略

(12)の89 地すべり等防止法第24条第3項の規定に基づく関連事業計画の作成の協議に対する同意に関すること。

- (12)の90 省略
- (12)の91 省略
- (12)の92 省略
- (12)の93 省略
- (12)の94 省略
- (12)の95 省略
- (12)の96 省略
- (12)の97 省略
- (12)の98 省略
- (12)の99 省略
- (12)の100 省略
- (12)の101 省略
- (12)の102 省略
- (12)の103 省略
- (12)の104 省略
- (12)の105 省略
- (12)の106 省略
- (12)の107 省略
- (12)の108 省略

- (12)の108 省略
- (12)の109 省略
- (12)の110 省略
- (12)の111 省略
- (12)の112 省略
- (12)の113 省略
- (12)の114 省略
- (12)の115 省略
- (12)の116 省略
- (12)の117 省略
- (12)の118 省略
- (12)の119 省略
- (12)の120 省略
- (12)の121 省略
- (12)の122 省略

(13)～(25) 省略

(25)の2 都市緑地法第7条第1項(同法第13条において準用する場合を含む。)の規定に基づく標識の設置等に関する事

(25)の3～(25)の7 省略

(25)の8 都市緑地法第55条第1項、第2項、第5項及び第9項の規定に基づく市民緑地契約の締結、同意等に関する事(市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。)

(25)の9～(33) 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の75まで及び第14号から第33号までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の76から第13号の100まで及び第15号から第33号までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第33号までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

- (12)の109 省略
- (12)の110 省略
- (12)の111 省略
- (12)の112 省略
- (12)の113 省略
- (12)の114 省略
- (12)の115 省略
- (12)の116 省略
- (12)の117 省略
- (12)の118 省略
- (12)の119 省略
- (12)の120 省略
- (12)の121 省略
- (12)の122 省略
- (12)の123 省略

(13)～(25) 省略

(25)の2 都市緑地法第7条第1項(同法第13条において準用する場合を含む。)の規定に基づく標識の設置に関する事

(25)の3～(25)の7 省略

(25)の8 都市緑地法第55条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく市民緑地契約の締結、同意等に関する事(市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。)

(25)の9～(33) 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の75まで及び第14号から第33号までに掲げるとおりとし

_____、南予地方局大洲土木事務所長_____

_____の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の118まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第33号までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		局 長	専決者	
			部 長	課 長
1 公文 書に 関 する 事 務	1 省略	—		
	2 省略		—	
	3 省略			—
	4 省略	—		
	5 省略		—	
	6 軽易な指令、達、通知、通達、 照会、報告、回答、申請、上申、 進達等に関する事。			
	(1) (2)以外のもの			—
	(2) 定例的な通知、照会、報告、 回答、申請、上申、進達等			—
	7 省略			—
8 省略			—	
2 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
3 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略		—	
	6 省略	—		
4 省略	1 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略	—		
	ウ 省略			
	(ア) 省略		—	
	(イ) 省略		—	
	(ウ) 省略	—		
	エ 省略	—		
	オ 省略			—
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略		—	

事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		局 長	専決者	
			部 長	課 長
1 公文 書に 関 する 事 務	1 省略	—		
	2 省略		—	
	3 省略			—
	4 省略	—		
	5 省略		—	
	6 軽易な指令、達、通知、通達、 照会、報告、回答、申請、上申、 進達等に関する事。			—
	7 省略			—
8 省略			—	
2 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略	—		
3 省略	1 省略		—	
	2 省略		—	
	3 省略		—	
	4 省略		—	
	5 省略		—	
	6 省略	—		
4 省略	1 省略			
	(1) 省略			
	ア 省略	—		
	イ 省略	—		
	ウ 省略			
	(ア) 省略		—	
	(イ) 省略		—	
	(ウ) 省略	—		
	エ 省略	—		
	オ 省略			—
	(2) 省略	—		
	(3) 省略	—		
	(4) 省略	—		
	(5) 省略		—	

	(6) 省略			—				
	(7) 省略							
	ア 省略	—						
	イ 省略		—					
	2 省略			—				
	3 省略		—					
5 所属 職員の 人事配 置及び 事務の 分担に 関する 事務	1 省略	—						
	2 省略	—						
	3 所属職員の事務の分担に関する こと。							—
	(1) (2)以外のもの			—				
	(2) 主幹が担任する係又はグルー プに属する職員の事務の分担の 変更							—
6 省略	1 省略							—
7 省略	1 省略	—						
	2 省略	—						
	3 省略	—						
8 省略	1 省略							
	(1) 省略	—						
	(2) 省略		—					
	(3) 省略			—				
	2 省略							
	(1) 省略	—						
	(2) 省略		—					
	(3) 省略			—				
	3 省略							
	(1) 省略	—						
	(2) 省略		—					
	(3) 省略			—				
	(4) 省略	—						
	(5) 省略		—					
	(6) 省略			—				
	(7) 省略	—						
	(8) 省略		—					
	(9) 省略			—				
	(10) 省略	—						
	(11) 省略		—					
(12) 省略			—					
(13) 省略				—				
4 省略								
(1) 省略	—							
(2) 省略		—						
(3) 省略			—					

	(4) 省略	—				(4) 省略	—			
	(5) 省略		—			(5) 省略		—		
	(6) 省略				—	(6) 省略				—
	(7) 省略	—				(7) 省略	—			
	(8) 省略		—			(8) 省略		—		
	(9) 省略				—	(9) 省略				—
	(10) 省略	—				(10) 省略	—			
	(11) 省略		—			(11) 省略		—		
	(12) 省略				—	(12) 省略				—
	(13) 省略				—	(13) 省略				—
	5 省略			—		5 省略			—	
9 省略	1 省略					9 省略	1 省略			
	(1) 省略						(1) 省略			
	ア 省略		—				ア 省略		—	
	イ 省略			—			イ 省略			—
	(2) 省略						(2) 省略			
	ア 省略		—				ア 省略		—	
	イ 省略			—			イ 省略			—
	(3) 省略		—				(3) 省略		—	
	(4) 省略		—				(4) 省略		—	
	(5) 省略						(5) 省略			
	ア 省略		—				ア 省略		—	
	イ 省略			—			イ 省略			—
	(6) 省略		—				(6) 省略		—	
	(7) 省略		—				(7) 省略		—	
	(8) 省略		—				(8) 省略		—	
	(9) 省略		—				(9) 省略		—	
	(10) 省略		—				(10) 省略		—	
10 要綱 その他 の規程 で公表 を要し ないも の施 行に関 する事 務	1 指定、認定、許可、認可、承認、届出、報告等に関すること。					10 要綱 その他 の規程 で公表 を要し ないも の施 行に関 する事 務	1 指定、認定、許可、認可、承認、届出、報告等に関すること。			
	(1) 省略	—					(1) 省略	—		
	(2) 省略		—				(2) 省略		—	
	(3) 軽易なもの						(3) 軽易なもの			—
	ア <u>イ以外のもの</u>			—						
	イ <u>定例的なもの</u>				—					
11 省略	1 省略	—				11 省略	1 省略	—		
	2 省略	—					2 省略	—		
	3 省略				—		3 省略			—
	4 省略		—				4 省略		—	
	5 省略	—					5 省略	—		

備考 1・2 省略

3 総務県民室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項⁽¹⁾、7の項及び8の項

(2) 省略

(3) 5の部3の項⁽¹⁾

(4) 8の部1の項⁽³⁾及び

_____ 5の項

4 消防防災安全室（東予地方局に限る。）福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項⁽¹⁾、7の項及び8の項

(2) 省略

(3) 5の部3の項⁽¹⁾

(4) 10の部1の項⁽³⁾ア

5 _____ 商工観光室（中予地方局を除く。）又は支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」とする。

(1) 8の部1の項⁽³⁾

(2) 8の部2の項⁽³⁾

(3) 8の部5の項

6 課長補佐、地域政策班長又は納税班長の担当事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長補佐」又は「班長」とし、主幹を置かない課又は室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1) 1の部6の項⁽²⁾

(2) 5の部3の項⁽²⁾

(3) 6の部1の項

(4) 10の部1の項⁽³⁾イ

(5) 11の部3の項

7 中予地方局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「産業振興課主幹」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区

備考 1・2 省略

3 総務県民室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項から8の項まで

(2) 省略

(3) 5の部3の項

(4) 6の部1の項

(5) 8の部1の項⁽³⁾、3の項⁽¹²⁾及び⁽¹³⁾、4の項⁽¹²⁾及び⁽¹³⁾並びに5の項

(6) 11の部3の項

4 消防防災安全室（東予地方局に限る。）福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項から8の項まで

(2) 省略

(3) 5の部3の項

(4) 6の部1の項

(5) 10の部1の項⁽³⁾

(6) 11の部3の項

5 この表8の部の適用については、商工観光室（中予地方局を除く。）又は支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」とする。

(1) 1の項⁽³⁾

(2) 2の項⁽³⁾

(3) 3の項⁽³⁾、(6)、(9)、(12)及び⁽¹³⁾

(4) 4の項⁽³⁾、(6)、(9)、(12)及び⁽¹³⁾

(5) 5の項

分の欄中「主幹」とあるのは「支局地域農業室主幹」とし、主幹を置かない課又は室（中予地方局商工観光室、支局地域農業室及び支局産地育成室を除く。）に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1) 8の部3の項(3)、(6)、(9)、(12)及び(13)

(2) 8の部4の項(3)、(6)、(9)、(12)及び(13)

8 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	
総務 県民課	1～18 省略					
	19 不当 景品類 及び不 当表示 防止法 の施行 に關す る事務	1 省略				
	20 省略					
	21 愛媛 県消費 生活条 例の施 行に關 する事 務	1～6 省略				
		7 申出の受理（第33条第1項）				—
		8・9 省略				
	22 家庭 用品品 質表示 法の施 行に關 する事 務	1 申出の受理（第10条第1項）				—
		2 申出に係る調査（第10条第2項）				—
		3 報告の徴収及び立入検査（第19条第2項）			—	
	23 省略					
	24 省略					
	25 省略					
	26 省略					
27 省略						
28 省略						
29 省略						

6 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	
総務 県民課	1～18 省略					
	19 不当 景品類 及び不 当表示 防止法 の施行 に關す る事務	1 省略				
		2 身分証明書の交付（第9条第3項）				—
	20 省略					
	21 愛媛 県消費 生活条 例の施 行に關 する事 務	1～6 省略				
		7 身分証明書の交付（第31条第2項）				—
		8・9 省略				
	22 省略					
	23 省略					
	24 省略					
	25 省略					
	26 省略					
	27 省略					
28 省略						

30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1～16 省略		
		17 立入検査等(第83条第1項、第3項、第4項)		
		18 液化石油ガス器具等の提出命令(第83条の2第1項)		—
		19 省略		
		20 省略		
44	省略			
45	省略			

- 備考 1 東予地方局においては、この表35の部から45の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「消防防災安全室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。
- 2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、31の部1の項(2)、32の部1の項(2)、34の部1の項、36の部、37の部2の項並びに39の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。
- 3 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長

29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1～16 省略		
		17 立入検査等(第83条第3項、第4項)		
		18 省略		
		19 省略		
43	省略			
44	省略			

- 備考 1 東予地方局においては、この表34の部から44の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「消防防災安全室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。
- 2 総務県民室においては、この表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、6の部2の項(1)から(3)まで及び3の項、7の部1の項(2)及び3の項、10の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、13の部1の項、30の部1の項(2)、31の部1の項(2)、33の部1の項、35の部、36の部2の項並びに38の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。
- 3 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決 者	
				部 長	課 長
地 域 福 祉 課	1 社会 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略			
		2 社会福祉事業に関すること。			
		(1)~(10) 省略			
	2 省略				
	3 障害 者自立 支援法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略			
		2 当該職員の証明書の交付（第9条第2項、第11条第3項、第48条第2項、第3項、 <u>第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項、第81条第2項、第85条第2項</u> ）			—
		3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) <u>中核市の市長が行う指定又は指定の更新に対する同意（第36条第1項、第41条第4項、地方自治法施行令第174条の49の12の2第2項）</u>		—	
		(3) <u>聴聞決定予定日の通知（第36条第3項第9号）</u>			—
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第46条第1項、 <u>第2項</u> ）			
		(7) <u>便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第47条の2第1項）</u>			—
(8) 省略					
(9) 省略					
(10) <u>勧告に従わない旨の公表（第49条第3項）</u>					
(11) <u>措置命令（第49条第4項）</u>					
(12) 省略					
4 指定障害者支援施設に関する こと。					
(1) 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決 者	
				部 長	課 長
地 域 福 祉 課	1 社会 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略			
		2 社会福祉事業に関すること。			
		(1)~(10) 省略			
		(11) <u>寄付金の募集の許可（第73条）</u>			—
	2 省略				
	3 障害 者自立 支援法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略			
		2 当該職員の証明書の交付（第9条第2項、第11条第3項、第48条第2項、第3項、 <u>第4項</u> _____、第81条第2項、第85条第2項）			—
		3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第46条第1項 _____）			
(5) 省略					
(6) 省略					
(7) <u>勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）</u>					
(8) <u>措置命令（第49条第5項）</u>					
(9) 省略					
4 指定障害者支援施設に関する こと。					
(1) 省略					

(2) 中核市の市長が行う指定又は指定の更新に対する同意（第38条第1項、第41条第4項、地方自治法施行令第174条の49の12第2項）		—			
(3) 聴聞決定予定日の通知（第36条第3項第9号）				—	
(4) 省略					(2) 省略
(5) 省略					(3) 省略
(6) 指定に係る事項の変更の届出の受理（第46条第3項）					(4) 指定に係る事項の変更の届出の受理（第46条第2項）
(7) 省略					(5) 省略
(8) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第47条の2第1項）			—		
(9) 省略					(6) 省略
(10) 省略					(7) 省略
(11) 勧告に従わない旨の公表（第49条第3項）					(8) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）
(12) 措置命令（第49条第4項）					(9) 措置命令（第49条第5項）
(13) 省略					(10) 省略
5 指定一般相談支援事業者に関すること。					5 指定相談支援事業者 に関すること。
(1) 指定（第54条の14第1項）					(1) 指定（第32条第1項）
(2) 聴聞決定予定日の通知（第36条第3項第9号、第51条の19第2項）			—		
(3) 指定の更新（第51条の21第1項）					(2) 指定の更新（第41条第1項）
(4) 指定に係る事項の変更並びに事業の再開、廃止及び休止の届出の受理（第51条の25第1項、第2項）					(3) 指定に係る事項の変更並びに事業の廃止、休止及び再開の届出の受理（第46条第1項）
(5) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第47条の2第1項、第51条の26第1項）			—		
(6) 報告の徴収及び立入検査（第51条の27第1項）					(4) 報告の徴収及び立入検査（第48条第1項、第4項）
(7) 勧告（第51条の28第1項）					(5) 勧告（第49条第3項）
(8) 勧告に従わない旨の公表（第51条の28第3項）					(6) 勧告に従わない旨の公表（第49条第4項）
(9) 措置命令（第51条の28第4項）					(7) 措置命令（第49条第5項）
(10) 指定の取消し等（第51条の29第1項）					(8) 指定の取消し等（第50条第1項、第4項）
6 業務管理体制の整備に関すること。					

(1) 届出の受理（第51条の2第2項第1号、第3項、第4項、第51条の31第2項第1号、第3項、第4項）			—				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第51条の3第1項、第51条の32第1項）			—				
(3) 報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理（第51条の32第4項）			—				
(4) 勧告（第51条の4第1項、第51条の33第1項）			—				
(5) 勧告に従わない旨の公表（第51条の4第2項、第51条の33第2項）			—				
(6) 措置命令（第51条の4第3項、第51条の33第3項）			—				
7 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに関すること。							
(1)～(3) 省略							
8 市町が設置する障害者支援施設に関すること。							
(1)～(3) 省略							
(4) 休止又は廃止の届出の受理（障害者自立支援法施行令第43条の7第1項）							
(5) 変更の報告の受理（障害者自立支援法施行令第43条の7第2項）							
6 障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホームに関すること。							
(1)～(3) 省略							
7 市町が設置する障害者支援施設に関すること。							
(1)～(3) 省略							
(4) 休止又は廃止の届出の受理（障害者自立支援法施行令第43条の4第1項）							
(5) 変更の報告の受理（障害者自立支援法施行令第43条の4第2項）							
8 指定旧法施設支援の加算に係る届出の受理（障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月厚生労働省告示第522号）別表第1の1注3、4、第1の9注、第1の11注、第1の12、第2の1注3、4、7、8、第2の9注、第2の13注、第3の1注3、第3の10注、第3の11、第4の1注3、4、第4の5注1、第4の10注1、2、第4の12注、第5の1注3、第5の5注1、第5の10注1、2、第5の12注、第6の6注）			—				

4 身体 障害者 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1・2 省略			
	3 省略			
	4 省略			
	5 省略			
	5 省略			
6 知的 障害者 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略			
7 児童 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略			
	2 指定障害児通所支援事業者に 関 す る こ と。			
	(1) 指 定 (第21条 の5の3第1 項)		—	
	(2) 聴聞決定予定日の通知 (第21 条の5の15第2項第10号)			—
	(3) 指定の更新 (第21条の5の16 第1項)			—
	(4) 指定に係る事項の変更又は事 業の再開、廃止若しくは休止の 届出の受理 (第21条の5の19)			—
	(5) 便宜の提供に係る連絡調整及 び助言その他の援助 (第21条の 5の20第1項)			—
	(6) 報告の徴収及び立入検査 (第 21条の5の21第1項、第4項)		—	
	(7) 当該職員の証明書の交付 (第 21条の5の21第2項、第4項)			—
	(8) 勧 告 (第21条 の5の22第1 項)		—	
	(9) 勧告に従わない旨の公表 (第 21条の5の22第2項)		—	
	(10) 措置命令 (第21条の5の22第 3項)		—	
	(11) 指定の取消し等 (第21条の5 の23第1項)		—	
	3 指定障害児入所施設等に 関 す る こ と。			
	(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知 (第21 条の5の15第2項第10号、第24 条の9第2項)			—	
(3) 省略				

4 身体 障害者 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1・2 省略			
	3 身体障害者相談員の委託 (第12 条の3第1項)			—
	4 省略			
	5 省略			
	6 省略			
	5 省略			
6 知的 障害者 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略			
	2 知的障害者相談員の委託 (第15 条の2第1項)			—
7 児童 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略			
		2 指定知的障害児施設等に 関 す る こ と。		
	(1) 省略			
	(2) 省略			

(4) 省略				(3) 省略			
(5) 省略				(4) 省略			
(6) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第21条の5の20第1項、第24条の14の2）			—				
(7) 省略				(5) 省略			
(8) 当該職員の証明書の交付（第21条の5の21第2項、第24条の15第2項）			—	(6) 当該職員の証明書の交付（ _____第24条の 15第2項）		—	
(9) 省略				(7) 省略			
(10) 省略				(8) 省略			
(11) 省略				(9) 省略			
(12) 省略				(10) 省略			
4 業務管理体制の整備に関する こと。							
(1) 届出の受理（第21条の5の25第2項 第1号、第3項、第4項、第24条の19の2、第24条の38第2項第1号、第3項、第4項）			—				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第21条の5の26第1項、第24条の19の2、第24条の39第1項）			—				
(3) 当該職員の証明書の交付（第21条の5の21第2項、第21条の5の26第5項、第24条の19の2、第24条の39第5項）			—				
(4) 報告の徴収及び立入検査に係る市町長からの要求の受理（第24条の39第3項）			—				
(5) 勧告（第21条の5の27第1項、第24条の19の2、第24条の40第1項）			—				
(6) 勧告に従わない旨の公表（第21条の5の27第2項、第24条の19の2、第24条の40第2項）			—				
(7) 措置命令（第21条の5の27第3項、第24条の19の2、第24条の40第3項）	—						
5 障害児通所支援事業等に関する こと。							
(1) 事業の開始、変更、廃止又は 休止の届出の受理（第34条の3 第2項から第4項まで）			—				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第34条の5第1項）			—				

	(2) 児童の遊びを指導する者の認定（ <u>基準第38条第2項第6号</u> ）					(2) 児童の遊びを指導する者の認定（ <u>最低基準第38条第2項第5号</u> ）					
	10 省略					7 省略					
	11 指定通所支援等に要する費用の額の算定に係る届出の受理（ <u>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月厚生労働省告示第122号）別表</u> ）				—						
8 省略						8 省略					
9 老人福祉法の施行に関する事務	1～4 省略					9 老人福祉法の施行に関する事務	1～4 省略				
	5 当該職員の証明書の交付（ <u>第18条第3項、第29条第10項</u> ）					5 当該職員の証明書の交付（ <u>第18条第3項、第29条第8項</u> ）					
	6 有料老人ホームに関すること。					6 有料老人ホームに関すること。					
	(1) 省略					(1) 省略					
	(2) 報告の徴収及び立入検査（ <u>第29条第9項</u> ）					(2) 報告の徴収及び立入検査（ <u>第29条第7項</u> ）					
	(3) 改善命令（ <u>第29条第11項</u> ）					(3) 改善命令（ <u>第29条第9項</u> ）					
10～22 省略						10～22 省略					
23 介護保険法の施行に関する事務	1 居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等（ <u>第24条第1項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下この部において「旧法」という。）第24条第1項</u> ）					23 介護保険法の施行に関する事務	1 居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等（ <u>第24条第1項</u> _____）				
	2 被保険者等に対する報告の命令等（ <u>第24条第2項、旧法第24条第2項</u> ）					2 被保険者等に対する報告の命令等（ <u>第24条第2項</u> _____）					
	3 当該職員の証明書の交付（ <u>第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項_____、第115条の7第2項、第115条の33第5項、旧法第24条第3項、第112条第2項、第115条の33第5項</u> ）					3 当該職員の証明書の交付（ <u>第24条第3項、第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第112条第2項、第115条の7第2項、第115条の33第5項</u> _____）					
	4 指定居宅サービス事業者に関すること。					4 指定居宅サービス事業者に関すること。					
	(1) 省略					(1) 省略					
	(2) 中核市の市長が行う指定に対する同意（ <u>第41条第1項本文、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項</u> ）				—						

(3) 省略			
(4) 指定に係る協議（第70条第7項）			—
(5) 省略			
(6) 指定の変更（第70条の3第1項）		—	
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
(14) 中核市からの届出の受理（第78条、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項）			—
5 省略			
6 指定介護老人福祉施設に関する こと。			
(1)～(12) 省略			
(13) 中核市からの届出の受理（第93条、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項）			—
7 介護老人保健施設に関する こと。			
(1) 省略			
(2) 中核市の市長が行う開設及び 変更の許可に対する同意（第94 条第1項、第2項、地方自治法 施行令第174条の49の11の2第 2項）		—	
(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
(14) 省略			
(15) 省略			

(2) 省略			
(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
5 省略			
6 指定介護老人福祉施設に関する こと。			
(1)～(12) 省略			
7 介護老人保健施設に関する こと。			
(1) 省略			
(2) 省略			
(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
(14) 省略			

<p>(16) 中核市からの届出の受理（第104条の2、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項）</p>			—
<p>(17) 省略</p>			
<p>(18) 省略</p>			
<p>(19) 省略</p>			
<p>8 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。</p>			
<p>(1) 聴聞決定予定日の通知（旧法第107条第3項第6号の2）</p>			
<p>(2) 指定の更新（旧法第107条の2第1項）</p>			
<p>(3) 指定の変更（旧法第108条第1項）</p>			
<p>(4) 変更の届出の受理（旧法第111条）</p>			
<p>(5) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（旧法第111条の2第1項）</p>			
<p>(6) 報告の徴収及び立入検査（旧法第112条第1項）</p>			
<p>(7) 指定の辞退の申出に係る受理（旧法第113条）</p>			
<p>(8) 勧告（旧法第113条の2第1項）</p>			
<p>(9) 勧告に従わない旨の公表（旧法第113条の2第2項）</p>			
<p>(10) 措置命令（旧法第113条の2第3項）</p>			
<p>(11) 指定の取消し等（旧法第114条第1項）</p>			
<p>(12) 中核市からの届出の受理（旧法第115条、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）附則第4条）</p>			—
<p>9 指定介護予防サービス事業者に関すること。</p>			
<p>(1)～(10) 省略</p>			
<p>(15) 省略</p>			
<p>(16) 省略</p>			
<p>(17) 省略</p>			
<p>8 _____ _____指定介護療養型医療施設に関すること。</p>			
<p>(1) 指定（第48条第1項第3号）</p>		—	
<p>(2) 聴聞決定予定日の通知（_____第107条第3項第6号の2）</p>			
<p>(3) 関係市町からの意見の聴取（第107条第5項）</p>			—
<p>(4) 指定の更新（_____第107条の2第1項）</p>			
<p>(5) 指定の変更（_____第108条第1項）</p>			
<p>(6) 変更の届出の受理（_____第111条）</p>			
<p>(7) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（_____第111条の2第1項）</p>			
<p>(8) 報告の徴収及び立入検査（_____第112条第1項）</p>			
<p>(9) 指定の辞退の申出に係る受理（_____第113条）</p>			
<p>(10) 勧告（_____第113条の2第1項）</p>			
<p>(11) 勧告に従わない旨の公表（_____第113条の2第2項）</p>			
<p>(12) 措置命令（_____第113条の2第3項）</p>			
<p>(13) 指定の取消し等（_____第114条第1項）</p>			
<p>9 指定介護予防サービス事業者に関すること。</p>			
<p>(1)～(10) 省略</p>			

26	省略			
27	省略			
28	社会 福祉士 及び介 護福祉 士法の 施行に 関する 事務	1 <u>登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者に関する こと。</u>		
		(1) <u>登録（第48条の3第1項）</u>		—
		(2) <u>登録事項の変更及び業務の廃 止の届出の受理（第48条の6第 1項、第2項）</u>		—
		(3) <u>登録の取消し等（第48条の 7）</u>	—	
		(4) <u>報告の徴収及び立入検査（第 19条、第20条第1項、第48条の 9）</u>		—
		(5) <u>身分を示す証明書の交付（第 20条第2項、第48条の9）</u>		—
		2 <u>認定特定行為業務従事者に関す ること。</u>		
		(1) <u>認定特定行為業務従事者認定 証の交付（附則第4条第1項）</u>		—
		(2) <u>特定行為の業務の停止等（附 則第4条第4項）</u>	—	
		(3) <u>認定特定行為業務従事者認定 証の再交付等（社会福祉士及び 介護福祉士法施行規則附則第8 条第1項、第2項）</u>		—
		3 <u>登録特定行為事業者に関するこ と。</u>		
		(1) <u>登録（附則第20条第1項）</u>		—
		(2) <u>登録事項の変更及び業務の廃 止の届出の受理（第48条の6第 1項、第2項、附則第20条第2 項）</u>		—
		(3) <u>登録の取消し等（第48条の 7、附則第20条第2項）</u>	—	
(4) <u>報告の徴収及び立入検査（第 19条、第20条第1項、附則第20 条第2項）</u>		—		
(5) <u>身分を示す証明書の交付（第 20条第2項、附則第20条第2 項）</u>		—		
4 <u>喀痰^{かくたん}吸引等研修の課程を修了し た者と同等以上の知識及び技能を 有する旨の認定（介護サービスの 基盤強化のための介護保険法等の 一部を改正する法律（平成23年法 律第72号）附則第14条第1項、第 2項）</u>		—		

備考 省略

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

27	省略			
28	省略			

備考 省略

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1～6 省略				
	7 農地法の施行に関する事務				
		1 省略			
		2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
	8 省略				
9 省略					
10 省略					
11 省略					
8～20 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
商工観光室	1 商工業及び観光事業の振興に関する事務	1～3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
2～17 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1～6 省略				
	7 農地法の施行に関する事務	1 農地又は採草放牧地（以下この部において「農地等」という。）の権利移動に関すること。			
		(1) 許可（第3条第1項、第4項、農地法施行令第3条第4項、農地法施行規則第14条第2項）		—	
		(2) 必要な措置の勧告（第3条の2第1項）		—	
		(3) 許可の取消し（第3条の2第2項）		—	
		2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
10 省略					
11 省略					
12 省略					
8～20 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
商工観光室	1 商工業及び観光事業の振興に関する事務	1～3 省略			
		4 県産品愛用運動の推進に関すること。		—	
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
2～17 省略					

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで及び5の項、4の部1の項(5)、5の部9の項、9の部並びに12の部1の項(5)、(6)及び(13)の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農村整備課	1～3 省略				
	4 土地改良法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 土地改良事業計画等の適否の決定及び公告等(第8条第1項、第6項、第48条第9項、第84条____)			
		6 土地改良事業計画に対する異議の申出に係る決定(第9条第1項、第2項、第48条第9項、第84条____)			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		13 省略			
		14 土地改良施設の管理規程の認可又は協議並びに管理規程の変更及び廃止の認可又は協議(第57条の2第1項、第3項、第4項、第84条、第96条の4第1項)			
		15 省略			
		16 市町が定めた土地改良事業計画又は応急工事計画の報告の受理(第96条の2第6項、第96条の4第2項)			—
		17 市町が定めた土地改良事業計画又は応急工事計画の変更及び土地改良事業の廃止の報告の受理(第96条の2第6項、第96条の3第5項、第96条の4第2項)			

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部1の項から3の項まで及び6の項、4の部1の項(5)、5の部9の項、9の部並びに12の部1の項(5)、(6)及び(13)の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
農村整備課	1～3 省略				
	4 土地改良法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 土地改良事業計画等の適否の決定及び公告等(第8条第1項、第6項、第48条第9項、第84条、第96条の2第5項、第96条の3第5項)			
		6 土地改良事業計画に対する異議の申出に係る決定(第9条第1項、第2項、第48条第9項、第84条、第96条の2第5項、第96条の3第5項)			
		7 土地改良事業計画の認可及び同意(第10条第1項、第3項、第48条第9項、第84条、第96条の2第5項、第96条の3第5項)			—
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		13 省略			
		14 省略			
		15 土地改良施設の管理規程の認可及び____管理規程の変更又は廃止の認可____(第57条の2第1項、第3項、第4項、第84条、第96条の4____)			
		16 省略			
		17 市町が行う土地改良事業の同意(第96条の2第1項、第7項)			

	18 省略			
	19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
5 ~ 8 省略				

備考 1 省略
 2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部3の項から7の項まで及び12の項から19の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
森林林業課	1 省略			
	2 森林	1・2 省略		
	法の施行に関する事務	3 市町村森林整備計画の樹立及び変更に係る協議（第10条の5第9項、第10条の6第4項）		
		4～6 省略		
	7 分収育林契約等を締結すべき旨の裁定（第10条の11の4第1項、第10条の11の5第1項、第10条の11の6第2項、第3項）			
	8 分収育林契約等の解除の承認（第10条の11の8）			
	9 省略			
	10 森林経営計画の認定及び変更の認定（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）（第11条第1項、第12条第1項、第2項、第19条第1項第1号、第3項、第4項）			
	11 森林経営計画の変更の通知（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）（第13条、第19条第1項第1号、第3項）			

	18 市町が行う土地改良事業に関する関係農業協同組合の意見聴取（第96条の2第6項、第96条の3第5項）			—
	19 市町が行う土地改良事業計画の変更及び土地改良事業の廃止の同意（第48条第11項、第96条の3第1項、第5項）			—
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 省略			
5 ~ 8 省略				

備考 1 省略
 2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部3の項から7の項まで及び12の項から21の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			局長	専決者
				部長
森林林業課	1 省略			
	2 森林	1・2 省略		
	法の施行に関する事務	3 市町村森林整備計画の樹立及び変更に係る協議（第10条の5第7項、第10条の6第4項）		
		4～6 省略		
	7 分収育林契約等を締結すべき旨の裁定（第10条の11の4第1項、第10条の11の5第1項、第10条の11の6第2項、第3項）			
	8 分収育林契約等の解除の承認（第10条の11の7）			
	9 省略			
	10 森林経営計画の認定及び変更の認定（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）（第11条第1項、第12条第1項、第2項、第19条第1項第1号、第3項、第4項）			
	11 森林経営計画の変更の通知（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）（第13条、第19条第1項第1号、第3項）			

	12 森林経営計画の認定の取消し (2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。) (第16条、第19条第1項第1号、第4項)			
	13~23 省略			
3~14 省略				
15 森林 病虫害 等防除 法の施 行に関 する事 務	1・2 省略			
	3 地区実施計画の策定及び変更に係る報告の受理(第7条の10第4項)			
16~19 省略				

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1~13 省略				
	14 水防 法の施 行に関 する事 務	1 省略			
		2 指定水防管理団体の水防計画の届出の受理(第32条第3項)			
3 省略					
15~19 省略					
20 地す べり等 防止法 の施行 に関す る事務	1~11 省略				
	12 省略				
21~24 省略					
25 都市 緑地法 の施行 に関す る事務	1 標識の設置等(第7条第1項、第13条)				
	2~6 省略				
	7 市民緑地契約の締結、同意等(市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。)(第55条第1項、第2項、第5項、第9項)				

	12 森林施業計画の認定の取消し (2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。) (第16条、第19条第1項第1号、第4項)			
	13~23 省略			
3~14 省略				
15 森林 病虫害 等防除 法の施 行に関 する事 務	1・2 省略			
	3 地区実施計画の策定及び変更に係る同意(第7条の10第3項__)			
16~19 省略				

備考 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1~13 省略				
	14 水防 法の施 行に関 する事 務	1 省略			
		2 指定水防管理団体の水防計画の協議(第32条第2項__)			
3 省略					
15~19 省略					
20 地す べり等 防止法 の施行 に関す る事務	1~11 省略				
	12 関連事業計画の作成の協議に対する同意(第24条第3項)				—
	13 省略				
21~24 省略					
25 都市 緑地法 の施行 に関す る事務	1 標識の設置(第7条第1項、第13条)				
	2~6 省略				
	7 市民緑地契約の締結、同意等(市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。)(第55条第1項、第2項、第5項、第7項)				

26~38 省略				
-------------	--	--	--	--

備考 省略

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹
1 公文書に関する事務	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 軽易な指令、達、通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関する事。			
	(1) (2)以外のもの		—	
	(2) 定例的な通知、照会、報告、回答、申請、上申、進達等			—
	4 省略		—	
2 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
3 省略	1 省略	—		
	2 省略	—		
	3 省略	—		
	4 省略	—		
	5 省略	—		
4 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
	2 省略	—		
5 事務の分担に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関する事。			—
	(1) (2)以外のもの		—	
	(2) 主幹が担任する係又はグループに属する職員の事務の分担の変更			—
6 省略	1 省略			—
7 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		
	(2) 省略		—	
8 省略	1 省略			
	(1) 省略	—		

26~38 省略				
-------------	--	--	--	--

備考 省略

別表第6（第4条関係）

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分	
		所長	専決者
			課長
1 公文書に関する事務	1 省略	—	
	2 省略	—	
	3 軽易な指令、達、通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関する事。		—
	(1) (2)以外のもの		
	(2) 定例的な通知、照会、報告、回答、申請、上申、進達等		
	4 省略		—
2 省略	1 省略	—	
	2 省略	—	
	3 省略	—	
	4 省略	—	
3 省略	1 省略	—	
	2 省略	—	
	3 省略	—	
	4 省略	—	
	5 省略	—	
4 省略	1 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略		—
	2 省略	—	
5 事務の分担に関する事務	1 所属職員の事務の分担に関する事。		—
	(1) (2)以外のもの		
	(2) 主幹が担任する係又はグループに属する職員の事務の分担の変更		
6 省略	1 省略		—
7 省略	1 省略		
	(1) 省略	—	
	(2) 省略		—
8 省略	1 省略		
	(1) 省略	—	

(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略	—		
(8) 省略	—		

備考 1・2 省略

3 主幹を置かない課に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1) 1 の部 3 の項(2)

(2) 5 の部 1 の項(2)

(3) 6 の部 1 の項

別表第 7 (第 4 条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
用地管理課	1～18 省略			
	19 水防法の施行に関する事務	1 省略		
		2 指定水防管理団体の水防計画の届出の受理(第32条第3項)		
		3 省略		
	20～24 省略			
	25 地すべり等防止法の施行に関する事務	1～11 省略		
		12 省略		
	26～29 省略			
	30 都市緑地法の施行に関する事務	1 標識の設置等(第7条第1項、第13条)		
		2～6 省略		
7 市民緑地契約の締結、同意等(市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。)(第55条第1項、第2項、第5項、第9項)				

(2) 省略	—		
(3) 省略	—		
(4) 省略	—		
(5) 省略	—		
(6) 省略	—		
(7) 省略	—		
(8) 省略	—		

備考 1・2 省略

別表第 7 (第 4 条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
用地管理課	1～18 省略			
	19 水防法の施行に関する事務	1 省略		
		2 指定水防管理団体の水防計画の協議(第32条第2項)		
		3 省略		
	20～24 省略			
	25 地すべり等防止法の施行に関する事務	1～11 省略		
		12 関連事業計画の作成の協議に対する同意(第24条第3項)	—	
		13 省略		
	26～29 省略			
	30 都市緑地法の施行に関する事務	1 標識の設置(第7条第1項、第13条)		
2～6 省略				
7 市民緑地契約の締結、同意等(市民緑地契約を締結した旨の公告を除く。)(第55条第1項、第2項、第5項、第7項)				

31~51 省略			
-------------	--	--	--

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所 _____
_____においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部から40の部まで、43の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 2・3 省略
- 4 南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部、43の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 5 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「管理課 _____」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1~3 省略			

- 備考 1 建設企画課、河川港湾課、河川砂防課又は道路課 _____
_____においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」、「河川砂防課」又は「道路課 _____」として、同表の規定を適用する。
- 2・3 省略

31~51 省略			
-------------	--	--	--

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部まで _____
_____に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 2・3 省略
- 4 南予地方局大洲土木事務所 _____
_____においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部、43の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。
- 5 南予地方局西予土木事務所 _____
_____においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
建設課	1~3 省略			

- 備考 1 建設企画課、河川港湾課、河川砂防課、道路課又は上島架橋建設課においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」、「河川砂防課」、「道路課」又は「上島架橋建設課」として、同表の規定を適用する。
- 2・3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(21) 省略</p> <p>(22) 理化学試験及び微生物病理検査に関すること(中予保健所に限る。)</p> <p>(23)・(24) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2~6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 主幹は、上司の命を受け、<u>担任する係又はグループの事務を掌理し、当該係又はグループに属する職員を指揮監督する。</u></p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 松山市の区域における次に掲げる事務は、<u>中予保健所長に委任する。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>別表企画課の表7の部に掲げる毒物及び劇物取締法の施行に関する事務(同部3の項の報告の徴収及び立入検査等に限る。)</u></p> <p>(3) <u>別表企画課の表9の部に掲げる覚せい剤取締法の施行に関する事務</u></p> <p>(4) <u>別表企画課の表10の部に掲げる麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務</u></p> <p>(5) <u>別表企画課の表11の部に掲げるあへん法の施行に関する事務</u></p> <p>(6) <u>別表企画課の表13の部に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事務</u></p> <p>(7) <u>別表企画課の表15の部に掲げる薬事法の施行に関する事務(同部5の項の既存薬種商に関すること、同部6の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関すること、同部10の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部11の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。)</u></p> <p>(8) 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課</p> <p>(1)~(21) 省略</p> <p>(22) 理化学試験及び微生物病理検査に関すること(松山保健所に限る。)</p> <p>(23)・(24) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2~6 省略</p> <p>7 <u>課長補佐は、課長を補佐する。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 主幹は、上司の命を受け、<u>_____グループの事務を掌理し、当該_____グループに属する職員を指揮監督する。</u></p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 松山市の区域における次に掲げる事務は、<u>松山保健所長に委任する。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>別表企画課の表6の部に掲げる毒物及び劇物取締法の施行に関する事務(同部3の項の報告の徴収及び立入検査等に限る。)</u></p> <p>(3) <u>別表企画課の表8の部に掲げる覚せい剤取締法の施行に関する事務</u></p> <p>(4) <u>別表企画課の表9の部に掲げる麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務</u></p> <p>(5) <u>別表企画課の表11の部に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事務</u></p> <p>(6) <u>別表企画課の表14の部に掲げる薬事法の施行に関する事務(同部5の項の既存薬種商に関すること、同部6の項の改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関すること、同部10の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部11の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。)</u></p> <p>(7) 省略</p>

- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

3 省略

4 第1項の規定にかかわらず、別表環境保全課の表7の部4の項に掲げる浄化槽保守点検業者の登録に関する事務は、浄化槽保守点検業者の主たる営業所の所在地を管轄する保健所長（松山市の区域内に主たる営業所を設置し、かつ、同市以外の市町の区域を営業区域とする浄化槽保守点検業者に係るものについては、中予保健所長）に委任する。

別表（第4条、第6条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
企画課	1～10 省略			
	11 <u>あへん法（昭和29年法律第71号）の施行に関する事務</u>	1 <u>報告の徴収及び立入検査等（第44条第2項）</u>	—	
	12 省略			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
	17 省略			
	18 省略			
	19 省略			
	20 省略			
	21 理化学試験及び微生物病理検査に関すること（中予保健所に限る。）。	1 省略		

- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

3 省略

4 第1項の規定にかかわらず、別表環境保全課の表7の部4の項に掲げる浄化槽保守点検業者の登録に関する事務は、浄化槽保守点検業者の主たる営業所の所在地を管轄する保健所長（松山市の区域内に主たる営業所を設置し、かつ、同市以外の市町の区域を営業区域とする浄化槽保守点検業者に係るものについては、松山保健所長）に委任する。

別表（第4条、第6条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
企画課	1～10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
	17 省略			
	18 省略			
	19 省略			
	20 理化学試験及び微生物病理検査に関すること（ <u>松山保健所</u> に限る。）。	1 省略		

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 課及びセンター並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>環境研究課</p> <p><u>大気環境科</u></p> <p>(1) <u>大気汚染、騒音、振動及び悪臭（以下「大気汚染等」と</u></p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 課_____並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>環境研究課</p> <p><u>環境監視室</u></p> <p><u>大気環境科</u></p>

いう。)の防止に係る試験研究及び大気汚染等の防止施設等の技術開発に関すること。

- (2) 大気汚染等の防止技術及び測定技術の指導に関すること。
- (3) 大気汚染等の防止に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。
- (4) 大気汚染に関する緊急時等の措置に関すること。
- (5) 大気汚染に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (6) 環境監視及び環境保全に係る調査研究の総括に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (7) 環境情報の収集、管理及び提供に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (8) 有害化学物質に係る調査研究に関すること。

水質環境科

- (1) 水質汚濁及び他の主管に属さない公害(以下「水質汚濁等」という。)の防止に係る試験研究並びに水質汚濁等の防止施設等の技術開発に関すること。
- (2) 水質汚濁等の防止技術及び測定技術の指導に関すること。
- (3) 水質汚濁等の防止に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。
- (4) 水質汚濁に関する緊急時等の措置に関すること。
- (5) 水質汚濁に係る資料の収集及び整理に関すること。

資源環境科

- (1) 資源リサイクルに係る試験研究に関すること。
- (2) 廃棄物処理に係る監視、調査及び試験研究に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び再利用に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (4) 環境科学に係る調査研究の総括に関すること(他の主管に属するものを除く。)

生物多様性センター

- (1) 生物多様性の保全に係る調査研究に関すること。
- (2) 生物多様性の保全に係る情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (3) 生物多様性の保全に係る普及啓発に関すること。

(職務)

第3条 省略

2~5 省略

6 センター長は、所長の命を受け、センターの事務を掌理する。

7 省略

8 主幹は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

9 省略

10 次長は、センター長を補佐する。

(1) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭(以下「大気汚染等」という。)の防止に係る試験研究及び大気汚染等の防止施設等の技術開発に関すること。

- (2) 大気汚染等の防止技術及び測定技術の指導に関すること。
- (3) 大気汚染等の防止に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。
- (4) 大気汚染に関する緊急時等の措置に関すること。
- (5) 大気汚染に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (6) 環境監視及び環境保全に係る調査研究の総括に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (7) 環境情報の収集、管理及び提供に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (8) 有害化学物質に係る調査研究に関すること。

水質環境科

- (1) 水質汚濁及び他の主管に属さない公害(以下「水質汚濁等」という。)の防止に係る試験研究並びに水質汚濁等の防止施設等の技術開発に関すること。
- (2) 水質汚濁等の防止技術及び測定技術の指導に関すること。
- (3) 水質汚濁等の防止に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。
- (4) 水質汚濁に関する緊急時等の措置に関すること。
- (5) 水質汚濁に係る資料の収集及び整理に関すること。

環境科学室

資源環境科

- (1) 資源リサイクルに係る試験研究に関すること。
- (2) 廃棄物処理に係る監視、調査及び試験研究に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び再利用に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (4) 環境科学に係る調査研究の総括に関すること(他の主管に属するものを除く。)

生物環境科

- (1) 生物多様性の保全に係る調査研究に関すること。
- (2) 微生物を活用した環境保全に係る試験研究に関すること。
- (3) 化学物質の生物に対する影響に係る調査研究に関すること。

(職務)

第3条 省略

2~5 省略

6 省略

7 課長補佐は、課長を補佐する。

8 省略

<u>11</u> 省略	<u>9</u> 省略
<u>12</u> 省略	<u>10</u> 省略
<u>13</u> 主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、試験、研究、調査 その他必要な業務に従事する。	<u>11</u> 主任研究員及び研究員は、上司の命を受け、試験、研究及び調 査_____に従事する。
<u>14</u> 省略	<u>12</u> 省略
<u>15</u> 省略	<u>13</u> 省略

(愛媛県婦人相談所処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県婦人相談所処務規程(昭和32年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第2条 省略 2 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略 (事務代決) 第3条 所長が不在のときは、 <u>あらかじめ所長の指定した職員が</u> 、 所長の事務を代決する。	(職務) 第2条 省略 2 省略 <u>3 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を 代行する。</u> <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略 <u>7</u> 省略 (事務代決) 第3条 所長が不在のときは、 <u>次長_____</u> が、 所長の事務を代決する。

(愛媛県公印規程の一部改正)

第4条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
(公印の種類) 第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。 (1) 職印 省略 本庁の局長印 _____ _____ 省略 (2) 省略 2 省略 別表2(第3条関係) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>専用公印</caption> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>管守場所</th> <th>数</th> <th>専用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">知事 印</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中予地方局</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	管守場所	数	専用区分	知事 印	省略			中予地方局	省略		省略	省略		省略				(公印の種類) 第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。 (1) 職印 省略 本庁の局長印 (<u>えひめブランド推進統括監印を含む。以下同 じ。</u>) 省略 (2) 省略 2 省略 別表2(第3条関係) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>専用公印</caption> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>管守場所</th> <th>数</th> <th>専用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">知事 印</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中予地方局</td> <td>省略 <u>1</u> 省略</td> <td><u>土地改良事業用地等取得、補償用</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	管守場所	数	専用区分	知事 印	省略			中予地方局	省略 <u>1</u> 省略	<u>土地改良事業用地等取得、補償用</u>	省略			省略			
種別	管守場所	数	専用区分																																		
知事 印	省略																																				
	中予地方局	省略																																			
	省略	省略																																			
省略																																					
種別	管守場所	数	専用区分																																		
知事 印	省略																																				
	中予地方局	省略 <u>1</u> 省略	<u>土地改良事業用地等取得、補償用</u>																																		
	省略																																				
省略																																					

(愛媛県児童相談所処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県児童相談所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。</p> <p>10～12 省略</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 児童福祉司は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する事務を主として行う。</p> <p>10～12 省略</p>

（愛媛県産業技術研究所処務規程の一部改正）

第6条 愛媛県産業技術研究所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画管理部</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 工業技術_____の情報に関すること。</p> <p>(12) 省略</p> <p>省略</p> <p>（職務）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～11 省略</p> <p>12 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 センター長は、次に掲げる事項（食品産業技術センター長_____については、第4号から第8号までに關するものを除く。）を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第2条 研究所の部及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画管理部</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 工業技術<u>及び建設技術</u>の情報に関すること。</p> <p>(12) 省略</p> <p>省略</p> <p><u>建設技術センター</u></p> <p>(1) <u>建設技術に関する試験研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>建設資材の規格に関すること。</u></p> <p>(3) <u>建設技術に関する助言に関すること。</u></p> <p>(4) <u>建設技術に関する技術者の養成に関すること。</u></p> <p>（職務）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 センター長は、次に掲げる事項（食品産業技術センター長<u>及び建設技術センター長</u>については、第4号から第8号までに關するものを除く。）を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>

（愛媛県東京事務所処務規程の一部改正）

第7条 愛媛県東京事務所処務規程（昭和42年愛媛県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 主幹は、上司の命を受け、担任する係の事務を掌理し、当該係</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 課長補佐は、課長を補佐する。</p>

に属する職員を指揮監督する。	
7・8 省略	7・8 省略
9 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。	
10 省略	9 省略
11 省略	10 省略

(愛媛県下請企業指導班規程の一部改正)

第8条 愛媛県下請企業指導班規程(昭和54年愛媛県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制) 第4条 班に班長を置き、 <u>経済労働部産業支援局経営支援課主幹</u> に知事が命ずる。	(職制) 第4条 班に班長を置き、 <u>経済労働部産業支援局経営支援課課長補佐</u> に知事が命ずる。

(愛媛県交通対策班規程の一部改正)

第9条 愛媛県交通対策班規程(昭和56年愛媛県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 班は、 <u>県民環境部防災局消防防災安全課交通安全推進係</u> に属する職員並びに同課に属するその他の職員 のうちから県民環境部長が指定する者をもつて組織する。 (職制) 第4条 班に班長を置き、 <u>県民環境部防災局消防防災安全課主幹</u> のうちから、知事が命ずる。	(組織) 第3条 班は、 <u>県民環境部防災局消防防災安全課交通安全計画係及</u> <u>び交通教育指導係</u> に属する職員並びに同課に属するその他の職員 のうちから県民環境部長が指定する者をもつて組織する。 (職制) 第4条 班に班長を置き、 <u>県民環境部防災局消防防災安全課長補佐</u> のうちから、知事が命ずる。

(愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部改正)

第10条 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱(昭和56年愛媛県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(その1)中「課長補佐」及び「技術課
長補佐」を「主幹」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第1号(その2)中「技術課
長補佐」を「主幹」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第1号(その3)中「課長補佐」を「主幹」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第3号(その1)中「課長補佐」を「主幹」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第3号(その2)中「課長
補佐」を「主幹」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第5号中「課長補佐」及び「技術課長補佐」を「主幹」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第7号(その1)中「技術課
長補佐」を「主幹」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第7号(その2)中「課長補佐」を「主幹」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第9号中「課長補佐」を「主幹」に改め、同様式注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

2 決裁欄は、適宜変更すること。

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第11条 愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成2年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>県民環境部管理局の所掌事務を担当する副知事</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、_____副知事をもって充てる。</p> <p>3・4 省略</p>

（愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正）

第12条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程（平成3年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第4条関係）</p> <p>1 県民総合相談プラザ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>室長 省略</p> <p>室長補佐 <u>企画振興部管理局広報広聴課主幹</u>の職にある者 （企画振興部長が指定する者に限る。）</p> <p>室員 省略</p> </div> <p>2 県民相談プラザ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>室長 省略</p> <p>室長補佐 <u>地方局総務企画部地域政策課主幹</u>の職にある者 （地方局長が指定する者に限る。）及び支局総務 県民室地域政策班長の職にある者</p> <p>室員 省略</p> </div>	<p>別表（第4条関係）</p> <p>1 県民総合相談プラザ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>室長 省略</p> <p>室長補佐 <u>企画振興部管理局広報広聴課長補佐</u>の職にある者 （企画振興部長が指定する者に限る。）</p> <p>室員 省略</p> </div> <p>2 県民相談プラザ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>室長 省略</p> <p>室長補佐 <u>地方局総務企画部地域政策課長補佐</u>の職にある者 （地方局長が指定する者に限る。）及び支局総務 県民室地域政策班長の職にある者</p> <p>室員 省略</p> </div>

（愛媛県文書管理規程の一部改正）

第13条 愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（文書管理責任者）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 文書管理責任者は、課所の長が課所の<u>主幹</u>その他の職員のうちから指定する。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（文書管理責任者）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 文書管理責任者は、課所の長が課所の<u>課長補佐</u>その他の職員のうちから指定する。</p> <p>3・4 省略</p>

様式第4号甲（表）中「課長補佐」を「主幹」に改める。

様式第6号中「課長補佐」を「主 幹」に、

受 信 事 項	
------------------	--

を

受 信 事 項	
------------------	--

に、

処 理 内 容	-----

を

処 理 内 容	
------------------	--

に改める。

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第14条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第2(第5条関係)</p> <p>1 地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に設置する地方局県民情報室</p> <table border="1"> <tr><td>室長</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室員</td><td>地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者</td></tr> <tr><td></td><td>省略</td></tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	省略	室員	地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者		省略	<p>別表第2(第5条関係)</p> <p>1 地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に設置する地方局県民情報室</p> <table border="1"> <tr><td>室長</td><td>省略</td></tr> <tr><td>室員</td><td>地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室長補佐の職にある者</td></tr> <tr><td></td><td>省略</td></tr> </table> <p>2 省略</p>	室長	省略	室員	地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室長補佐の職にある者		省略
室長	省略												
室員	地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室主幹の職にある者												
	省略												
室長	省略												
室員	地方局総務企画部総務県民課長補佐及び支局総務県民室長補佐の職にある者												
	省略												

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第15条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 農林水産部管理局農政課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 農林水産部管理局農業経済課主幹</p> <p>7・8 省略</p> <p>9 農林水産部管理局ブランド戦略課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>10 農林水産部管理局ブランド戦略課ブランド推進グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>11 農林水産部管理局ブランド戦略課流通戦略グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>12 農林水産部管理局ブランド戦略課企画・安全グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>13 農林水産部農業振興局農地整備課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>14~16 省略</p> <p>17 農林水産部農業振興局農産園芸課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>18~22 省略</p> <p>23 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室主幹</p> <p>24~27 省略</p> <p>28 農林水産部農業振興局畜産課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。)</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 農林水産部管理局農政課主幹_____</p> <p>4・5 省略</p> <p>6 農林水産部管理局農業経済課長補佐</p> <p>7・8 省略</p> <p>9 農林水産部管理局ブランド戦略課技術課長補佐</p> <p>10 農林水産部管理局ブランド戦略課えひめブランド係長</p> <p>11 農林水産部管理局ブランド戦略課流通戦略係長</p> <p>12 農林水産部管理局ブランド戦略課農産物安全係長</p> <p>13 農林水産部農業振興局農地整備課技術課長補佐(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>14~16 省略</p> <p>17 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定するものに限る。)</p> <p>18~22 省略</p> <p>23 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室技術室長補佐</p> <p>24~27 省略</p> <p>28 農林水産部農業振興局畜産課技術課長補佐</p>

29・30 省略
 31 農林水産部森林局林業政策課主幹（農林水産部長が指定するものに限る。）
 32・33 省略

29・30 省略
 31 農林水産部森林局林業政策課技術課長補佐
 32・33 省略

（愛媛県臓器移植支援センター規程の一部改正）

第16条 愛媛県臓器移植支援センター規程（平成10年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第3条 センターは、センター長、副センター長、総務調整課長、<u>総務調整課主幹</u>、総務担当、検査担当及びコーディネート担当をもって組織する。</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>総務調整課主幹</u> は、研究所の<u>総務調整課主幹</u> の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 省略</p> <p>（センター長等の職務）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>総務調整課主幹</u> は、上司の命を受け、担任する事務を掌理し、<u>部下職員を指揮監督する。</u></p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 センターは、センター長、副センター長、総務調整課長、<u>総務調整課長補佐</u>、総務担当、検査担当及びコーディネート担当をもって組織する。</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>総務調整課長補佐</u> は、研究所の<u>総務調整課長補佐</u> の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 省略</p> <p>（センター長等の職務）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>総務調整課長補佐</u> は、<u>総務調整課長を補佐する。</u></p>

（愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正）

第17条 愛媛県市町村合併推進本部規程（平成13年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職務）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、<u>あらかじめ本部長が定めた順序により</u>、その職務を代行する。</p> <p>（幹事）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 幹事会の会議は、<u>副本部長（本部長が指定する者に限る。）</u>が招集し、これを主宰する。</p>	<p>（職務）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは _____、その職務を代行する。</p> <p>（幹事）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 幹事会の会議は、<u>総務部長の職にある本部員</u> _____ が招集し、これを主宰する。</p>

（愛媛県財政改革推進班規程の一部改正）

第18条 愛媛県財政改革推進班規程（平成17年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（班長）</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務部行財政改革局財政課主幹</u> の職にある者のうちから、知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p>	<p>（班長）</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務部行財政改革局財政課長補佐</u> の職にある者のうちから、知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p>

（愛媛県福祉指導監査班規程の一部改正）

第19条 愛媛県福祉指導監査班規程（平成17年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>保健福祉部管理局保健福祉課主幹</u>（保健福祉部長が指定するものに限る。）</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>保健福祉部管理局保健福祉課長補佐</u>（保健福祉部長が指定するものに限る。）</p> </div>

（愛媛県地方局福祉指導監査班規程の一部改正）

第20条 愛媛県地方局福祉指導監査班規程（平成17年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>地方局健康福祉環境部地域福祉課主幹</u></p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>地方局健康福祉環境部地域福祉課長補佐</u></p> </div>

（愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正）

第21条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程（平成18年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>南予地域活性化の総括に関する事務を担当する副知事</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>営業戦略監</u></p> <p>6 省略</p> </div>	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、_____副知事をもって充てる。</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表1（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 省略</p> </div>

（愛媛県食の安全安心推進班規程の一部改正）

第22条 愛媛県食の安全安心推進班規程（平成21年愛媛県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>保健福祉部健康衛生局薬務衛生課主幹</u>（保健福祉部長が指定するものに限る。）</p> <p>3～5 省略</p> <p>6 <u>農林水産部管理局ブランド戦略課企画・安全グループ担当係長</u>（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>保健福祉部健康衛生局薬務衛生課技術課長補佐</u></p> <p>3～5 省略</p> <p>6 <u>農林水産部管理局ブランド戦略課農産物安全係長</u></p> </div>

（愛媛県経済成長戦略推進班規程の一部改正）

第23条 愛媛県経済成長戦略推進班規程（平成21年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 経済労働部管理局立地推進課長</u></p> <p><u>4 経済労働部管理局観光物産課長</u></p> <p><u>5 経済労働部管理局国際交流課長</u></p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 経済労働部管理局産業政策課企業立地推進室長</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p><u>8 経済労働部観光国際局観光物産課長</u></p> <p><u>9 経済労働部観光国際局国際交流課長</u></p>

（愛媛県E V開発推進班規程の一部改正）

第24条 愛媛県E V開発推進班規程（平成22年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>総務部管理局総務管理課主幹</u>（総務部長が指定するものに限る。）</p> <p>5 <u>企画振興部地域振興局交通対策課主幹</u></p> <p>6 <u>県民環境部環境局環境政策課主幹</u>（県民環境部長が指定するものに限る。）</p> <p>7 <u>経済労働部管理局産業政策課主幹</u>（経済労働部長が指定するものに限る。）</p> <p>8 <u>経済労働部管理局立地推進課主幹</u></p> <p>9 <u>経済労働部管理局労政雇用課主幹</u></p> <p>10 <u>経済労働部産業支援局産業創出課主幹</u>（経済労働部長が指定するものに限る。）</p> <p>11 <u>経済労働部産業支援局経営支援課主幹</u>（経済労働部長が指定するものに限る。）</p> <p>12 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課主幹</u>（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>13 <u>農林水産部水産局水産課主幹</u>（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>14～16 省略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>総務部管理局総務管理課長補佐</u>（総務部長が指定するものに限る。）</p> <p>5 <u>企画振興部管理局交通対策課長補佐</u></p> <p>6 <u>県民環境部環境局環境政策課長補佐</u></p> <p>7 <u>経済労働部管理局産業政策課長補佐</u></p> <p>8 <u>経済労働部管理局産業政策課企業立地推進室長補佐</u></p> <p>9 <u>経済労働部管理局労政雇用課長補佐</u></p> <p>10 <u>経済労働部産業支援局産業創出課技術課長補佐</u></p> <p>11 <u>経済労働部産業支援局経営支援課長補佐</u>（経済労働部長が指定するものに限る。）</p> <p>12 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐</u>（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>13 <u>農林水産部水産局水産課技術課長補佐</u></p> <p>14～16 省略</p>

（愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正）

第25条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、<u>あらかじめ本部長が定めた順序により、その職務を代行する。</u></p>	<p>（職務）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、<u>_____、その職務を代行する。</u></p>

<p>(幹事)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 幹事会の会議は、<u>副本部長（本部長が指定する者に限る。）</u>が招集し、これを主宰する。</p>	<p>(幹事)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 幹事会の会議は、<u>総務部長の職にある本部長</u>が招集し、これを主宰する。</p>
---	--

(愛媛県政策推進班規程の一部改正)

第26条 愛媛県政策推進班規程（平成23年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>主幹（政策推進グループを担任するものに限る。）</u></p> <p>5 省略</p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～3 省略</p> <p>4 主幹 _____</p> <p>5 省略</p> </div>

(愛媛県鳥獣害防止対策班規程の一部改正)

第27条 愛媛県鳥獣害防止対策班規程（平成23年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>県民環境部環境局自然保護課主幹</u></p> <p>4 <u>農林水産部管理局農政課主幹（農林水産部長が指定するものに限る。）</u></p> <p>5 <u>農林水産部管理局農業経済課主幹</u></p> <p>6 <u>農林水産部農業振興局農地整備課主幹</u> _____（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>7 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課主幹</u> _____（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>8 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室主幹</u></p> <p>9 <u>農林水産部農業振興局畜産課主幹（農林水産部長が指定するものに限る。）</u></p> <p>10 <u>農林水産部森林局森林整備課主幹（農林水産部長が指定するものに限る。）</u></p> <p>11 <u>農林水産部水産局水産課主幹（農林水産部長が指定するものに限る。）</u></p> </div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>県民環境部環境局自然保護課長補佐</u></p> <p>4 <u>農林水産部管理局農政課主幹</u></p> <p>5 <u>農林水産部管理局農業経済課長補佐</u></p> <p>6 <u>農林水産部農業振興局農地整備課技術課長補佐</u>（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>7 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐</u>（農林水産部長が指定するものに限る。）</p> <p>8 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室技術室長補佐</u></p> <p>9 <u>農林水産部農業振興局畜産課技術課長補佐</u></p> <p>10 <u>農林水産部森林局森林整備課技術課長補佐</u></p> <p>11 <u>農林水産部水産局水産課技術課長補佐</u></p> </div>

(えひめブランド推進班規程及び愛媛県総務事務センター規程の廃止)

第28条 えひめブランド推進班規程（平成17年愛媛県訓令第11号の2）及び愛媛県総務事務センター規程（平成18年愛媛県訓令第8号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前							
別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準							別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準							
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考		貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考		
1 作業員の業務に従事する職員	(1)～(8) 省略						1 作業員の業務に従事する職員	(1)～(8) 省略						
	(9) 農林水産研究所 畜産研究センター 又は畜産研究センター 養鶏研究所に勤務するもの	エンカ ン服	2	年間	2年			(9) 農林水産研究所 畜産研究センター 又は畜産研究センター 養鶏研究所に勤務するもの	省略					
	(10)・(11) 省略							(10)・(11) 省略						
	2・3 省略							2・3 省略						
4 自動車運転業務に従事する職員	(1) 総務管理課若しくは秘書課又は保健所に勤務するもの	省略					4 自動車運転業務に従事する職員	(1) 総務管理課若しくは私学文書課又は保健所に勤務するもの	省略					
	(2)～(6) 省略							(2)～(6) 省略						
5～21 省略							5～21 省略							
22 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの	白衣	4	省略				22 食肉衛生検査センターに勤務する職員のうち、と畜業務又は食鳥検査業務に従事するもの	白衣	2	省略				
	ズボン	4	年間	1年		ズボン		2	年間	2年				
	ゴム長靴	1	年間	1年		ゴム長靴		2	年間	2年				
23・24 省略						23・24 省略								
25 産業技術研究所 _____ に勤務する職員のうち、試験研究業務に従事するもの	省略						25 産業技術研究所（建設技術センターを除く。）に勤務する職員のうち、試験研究業務に従事するもの	省略						
								26 産業技術研究所建設技術センターに勤務する職員のうち、土木技術職員又は管理業務に従事するもの	作業服	2	年間	2年		
								作業服	2	夏期	2年			
								防寒服	1	冬期	3年			
								雨がっぱ	1	年間	2年			
								ヘルメット	1	年間	3年			
								ゴム長靴	1	年間	3年			
								安全靴	1	年間	3年			
								作業靴	1	年間	2年			
26 省略							27 省略							
27 省略							28 省略							

第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 差押財産の公売に関すること。
- (2) 滞納者の物又は住居その他の場所の捜索に関すること。
- (3) その他県税の徴収が困難な事案に係る滞納処分の執行に関し必要な事項
(組織)

第3条 班は、別表に掲げる職にある者及び中予地方局総務企画部税務管理課納税室の職員（特別滞納整理グループに属する者に限る。）をもって組織する。

(職制)

第4条 班に班長を置き、中予地方局長の職にある班員をもって充てる。

2 班に副班長を置き、中予地方局総務企画部税務管理課長の職にある班員をもって充てる。

(職務)

第5条 班長は、知事の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

(庶務)

第6条 班の庶務は、中予地方局総務企画部税務管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

- | | |
|---|--|
| 1 | 中予地方局長 |
| 2 | 中予地方局総務企画部税務管理課長 |
| 3 | 東予地方局総務企画部税務管理課長 |
| 4 | 東予地方局総務企画部今治支局税務室長 |
| 5 | 南予地方局総務企画部税務課長 |
| 6 | 南予地方局総務企画部八幡浜支局税務室長 |
| 7 | 中予地方局総務企画部税務管理課納税室長 |
| 8 | 中予地方局総務企画部税務管理課納税室滞納処分専門員（中予地方局長が指定するものに限る。） |

○愛媛県訓令第11号

経 済 労 働 部
農 林 水 産 部

愛のくに えひめ営業推進本部規程を次のように定める。

平成24年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛のくに えひめ営業推進本部規程

(設置)

第1条 本県における企業誘致、観光振興、県産品の流通・販売対策等（以下「企業誘致等」という。）を推進するため、愛のくに えひめ営業推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項のうち、営業に関するものを処理する。

- (1) 企業間連携及び農商工連携の促進並びに貿易及び海運の振興に関すること。
- (2) 企業立地及び企業誘致（外資系企業の誘致を含む。）に関すること。
- (3) 観光客誘致の推進及び物産の販路拡大に関すること。
- (4) 国際観光の振興に関すること。
- (5) 新事業の創出の促進に関すること。
- (6) 愛媛産の農林水産物及び加工品の流通・販売対策の推進に関すること。
- (7) その他企業誘致等の推進に関すること。

2 推進本部は、前項の事項に係る業務を円滑に処理するため必要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するものとする。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、営業戦略監の職にある者をもって充てる。

- 3 副本部長は、経済労働部管理局産業政策課長及び農林水産部管理局農政課長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、本部長を指揮監督し、推進本部の事務を統轄し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序により、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、経済労働部管理局産業政策課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、経済労働部管理局産業政策課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

- | | |
|----|------------------|
| 1 | 経済労働部管理局立地推進課長 |
| 2 | 経済労働部管理局観光物産課長 |
| 3 | 経済労働部管理局国際交流課長 |
| 4 | 経済労働部産業支援局産業創出課長 |
| 5 | 経済労働部産業支援局経営支援課長 |
| 6 | 農林水産部管理局ブランド戦略課長 |
| 7 | 農林水産部農業振興局農産園芸課長 |
| 8 | 農林水産部農業振興局畜産課長 |
| 9 | 農林水産部森林局林業政策課長 |
| 10 | 農林水産部水産局漁政課長 |

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
労働委員会事務局

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県労働委員会事務局処務規程(昭和41年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(次長の専決)</p> <p>第6条 次長は、次の事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p><u>(7) 職員の事務分担に関すること(第8条第2号に掲げる事項を除く。)</u>。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 所掌事務のうち軽易な事項に係るものに関する照会、通知、報告又は回答等に関すること(第8条第3号に掲げる事項を除く。)</p> <p>第7条 省略</p> <p><u>(課長の専決)</u></p>	<p>(次長の専決)</p> <p>第6条 次長は、次の事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p><u>(7) 職員の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること。</u></p> <p>(8) 職員の事務分担に関すること _____。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 所掌事務のうち軽易な事項に係るものに関する照会、通知、報告又は回答等に関すること _____。</p> <p>第7条 省略</p>

第 8 条 課長は、次の事項を専決処理することができる。

- (1) 職員の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること。
- (2) 職員の事務分担の変更に関すること。
- (3) 所掌事務のうち軽易な事項に係るものに関する定例的な照会、通知、報告又は回答等に関すること。

第 9 条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第 8 条 省略

第 9 条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。